第2編　ごみ処理基本計画

第2編　ごみ処理基本計画　目次

第1章 ごみの排出及び処理の概況 1

第1節 ごみの排出量と性状 1

1 ごみ処理人口 1

2 ごみの処理区分 2

3 ごみの区分別排出量の推移 4

4 ごみの排出量原単位 9

第2節 ごみ処理体制と処理実績 21

1 ごみ処理体制の現状 21

2 収集運搬 22

3 ごみ処理実績 23

4 ごみの減量化と再生利用に関する現状 23

5 ごみ処理フロー 24

6 現有ごみ処理施設 26

7 ごみ処理経費 29

第3節 ごみ処理の施策 33

1 発生抑制と再使用の推進 33

第4節 ごみ処理の評価 34

1 ごみ処理の評価基準 34

2 ごみ処理評価の結果 35

3 現ごみ処理基本計画目標の達成状況 40

第5節 ごみ処理行政の動向 42

1 循環型社会形成のための法体系 42

2 国の計画等 43

3 北海道の計画 50

第6節 ごみ処理の課題 53

1 ごみの発生抑制の課題 53

2 中間処理の課題 53

3 最終処分の課題 53

第2章 ごみ処理基本計画 54

第1節 基本理念 54

1 ごみ処理の基本理念 54

第2節 基本方針 55

1 ごみ処理の基本方針 55

第3節　ごみ処理量の推計..... 56
1　ごみ処理基本計画の目標..... 56
2　人口推計..... 57
3　ごみ排出量の現状推計..... 60
4　ごみ排出量の減量推計..... 76
5　ごみ処理量推計..... 84
6　目標値におけるごみ処理の評価..... 90
第4節　基本方針に基づく施策の展開..... 92
1　ごみの発生抑制･減量化計画..... 92
2　収集･運搬計画..... 94
3　中間処理計画..... 97
4　最終処分計画..... 100
5　その他の計画..... 101

第1章　ごみの排出及び処理の概況

第1節　ごみの排出量と性状

1　ごみ処理人口

本市町村では、行政区域内の全人口を、ごみの計画収集人口としている。

計画収集人口の推移では、各自治体とも減少傾向にあり、過去10年間(平成21年度～平成30年度)で名寄市は約11%、美深町は約16%、下川町は約12%、音威子府村は約19%の減少となっている。

次に、各自治体の過去10年間(平成21年度～平成30年度)の計画収集人口の実態を整理する。

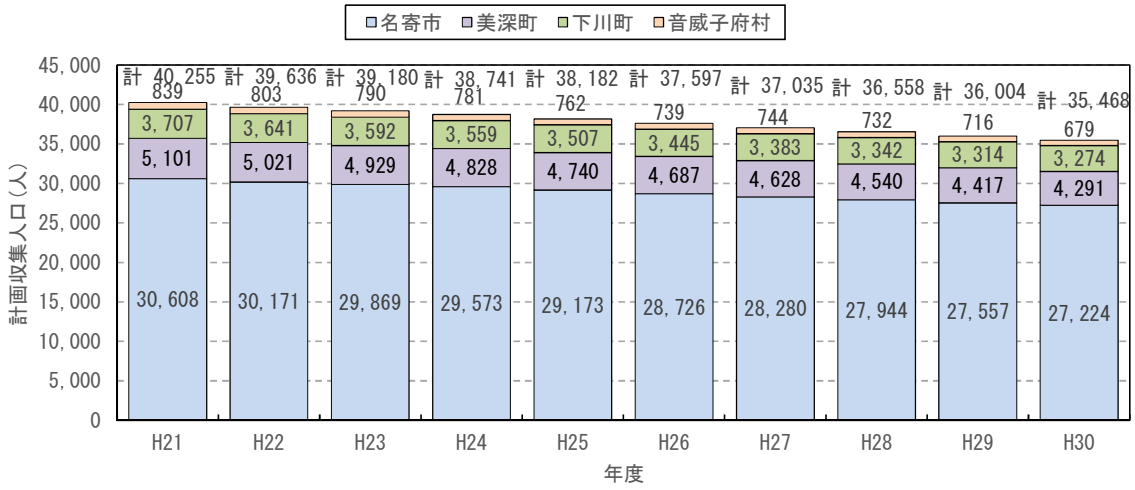

図 2.1.1　計画収集人口の推移

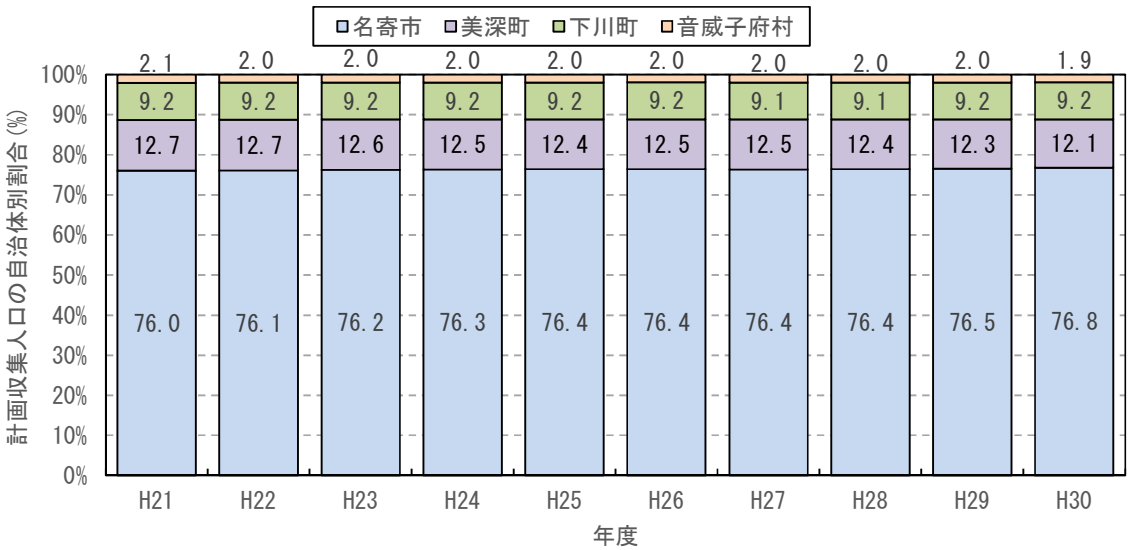

※四捨五入により、内訳の合計が100.0%とならない場合がある。

図 2.1.2　計画収集人口の自治体別割合の推移

表 2.1.1　計画収集人口の推移

（単位：人）

自治体名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
名寄市	30,608	30,171	29,869	29,573	29,173	28,726	28,280	27,944	27,557	27,224
美深町	5,101	5,021	4,929	4,828	4,740	4,687	4,628	4,540	4,417	4,291
下川町	3,707	3,641	3,592	3,559	3,507	3,445	3,383	3,342	3,314	3,274
音威子府村	839	803	790	781	762	739	744	732	716	679
合計	40,255	39,636	39,180	38,741	38,182	37,597	37,035	36,558	36,004	35,468

※住民基本台帳各年度3月末時点。

表 2.1.2　計画収集人口の自治体別割合の推移

（単位：%）

自治体名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
名寄市	76.0	76.1	76.2	76.3	76.4	76.4	76.4	76.4	76.5	76.8
美深町	12.7	12.7	12.6	12.5	12.4	12.5	12.5	12.4	12.3	12.1
下川町	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.1	9.1	9.2	9.2
音威子府村	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※四捨五入により、内訳の合計が100.0%とならない場合がある。

2　ごみの処理区分

本市町村における家庭系ごみは、平成15年4月に、組合において、広域ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）として『炭化センター』が稼働されてから、分別区分が確立されている。

事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて、直接搬入（排出者）のほか、一部で許可業者による収集も行われている。

次ページに、本市町村のごみの分別区分と内容について示す。

表 2.1.3　家庭系ごみの分別区分及び収集区分(令和元年度)

	分別区分	収集区分	内容
名寄市	炭化ごみ	炭化ごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず等
			衛生ごみ、紙くず等(生ごみは除く)
	埋立ごみ	埋立ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類
			新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
		小型家電	小型家電
	その他	有害ごみ	水銀使用製品類
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

	分別区分	収集区分	内容
美深町	炭化ごみ	炭化ごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず等
	一般ごみ	一般ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類、ミックスペーパー
			新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
		小型家電	小型家電
	その他	有害ごみ	蛍光管、電池
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

	分別区分	収集区分	内容
下川町	炭化ごみ	生ごみ	生ごみ類
		炭化ごみ	衛生ごみ、紙くず等
	埋立ごみ	埋立ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類
			新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
		小型家電	小型家電
		有害危険ごみ	蛍光灯、電池、水銀体温計
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

	分別区分	収集区分	内容
音威子府村	炭化ごみ	生ごみ	生ごみ類
		炭化ごみ	衛生ごみ、紙くず等
	一般ごみ	一般ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類、その他紙
			新聞類、雑誌類、段ボール
		小型家電	小型家電
	その他	有害ごみ	蛍光管
			乾電池
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

3　ごみの区分別排出量の推移

過去5年間(平成26年度～平成30年度)におけるごみの排出量を以下に示す。

ごみ総排出量は増減しながらやや減少傾向にあり、平成30年度は平成26年度の約94%まで減少している。

表 2.1.4　ごみ排出量の実績(1市2町1村総量)

(単位　計画収集人口：人、ごみ排出量：t/年)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画収集人口		37,597	37,035	36,558	36,004	35,468
家庭系ごみ		8,700	8,504	8,370	8,341	8,040
	炭化ごみ	2,442	2,358	2,292	2,228	2,355
	埋立ごみ(一般ごみ)	3,773	3,728	3,710	3,866	3,552
	資源ごみ	2,076	2,001	1,949	1,889	1,933
	生ごみ	292	300	286	237	94
	その他(有害ごみ)	6	5	5	5	4
	粗大ごみ	111	112	128	116	102
事業系ごみ		4,253	4,497	4,445	4,647	4,200
	炭化ごみ	1,298	1,276	1,267	1,296	1,335
	埋立ごみ(一般ごみ)	2,765	3,034	2,985	3,154	2,750
	資源ごみ	118	117	117	130	115
	生ごみ	38	31	30	18	－
	その他(有害ごみ)	1	－	－	－	－
	粗大ごみ	33	39	46	49	－
合計(家庭系＋事業系)		12,953	13,001	12,815	12,988	12,240
	炭化ごみ	3,740	3,634	3,559	3,524	3,690
	埋立ごみ(一般ごみ)	6,538	6,762	6,695	7,020	6,302
	資源ごみ	2,194	2,118	2,066	2,019	2,048
	生ごみ	330	331	316	255	94
	その他(有害ごみ)	7	5	5	5	4
	粗大ごみ	144	151	174	165	102
集団回収量(名寄市)		397	373	353	361	326
ごみ総排出量		13,350	13,374	13,168	13,349	12,566

※計画収集人口は住民基本台帳各年度3月末時点。
※ごみ排出量は各自治体収集資料。
※下川町は平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、美深町及び下川町の事業系粗大ごみは事業系埋立ごみ(一般ごみ)として排出･処理している。

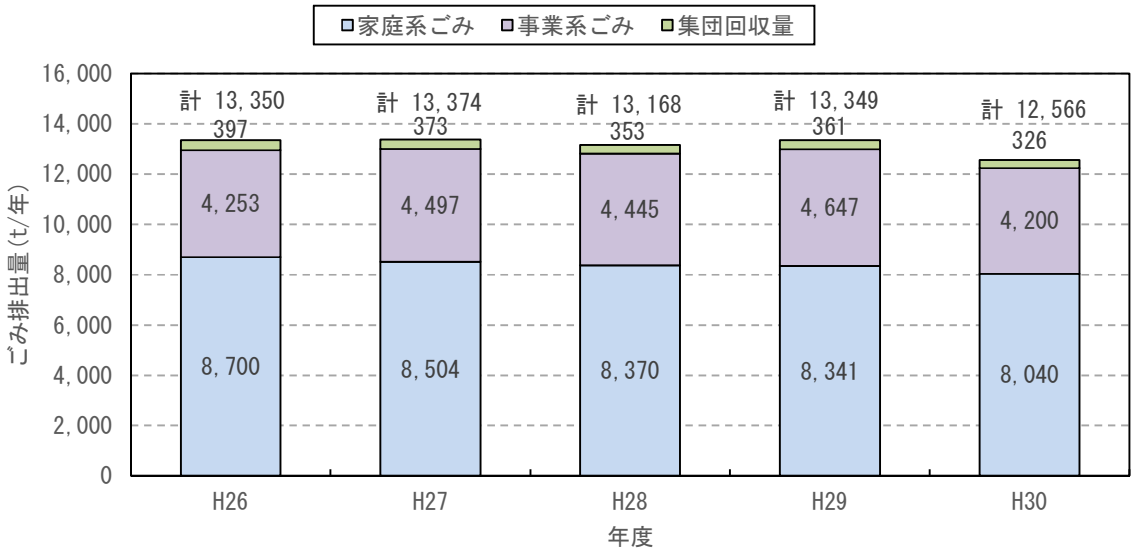

図 2.1.3　ごみ排出量の実績(1市2町1村総量)

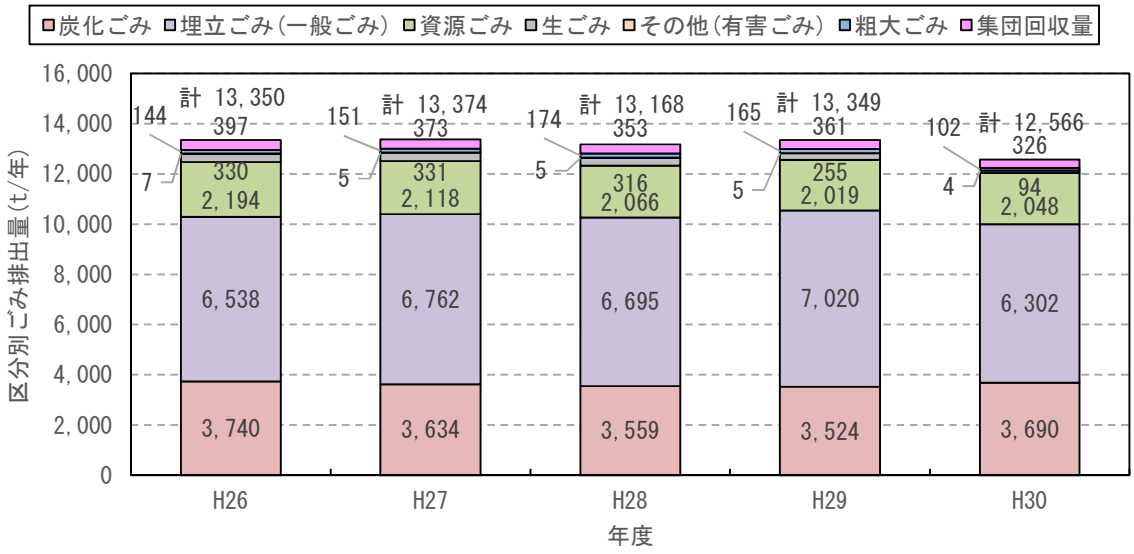

図 2.1.4　区分別ごみ排出量の実績(1市2町1村総量)

(1) 家庭系ごみの経年変化

家庭系ごみは減少傾向にあり、平成30年度は平成26年度の約92%まで減少している。

区分別排出量で見ると、炭化ごみ、資源ごみは平成29年度までは減少傾向にあるが、平成30年度は増加している。埋立ごみ(一般ごみ)は平成29年度は増加しているものの、概ね減少傾向になっている。

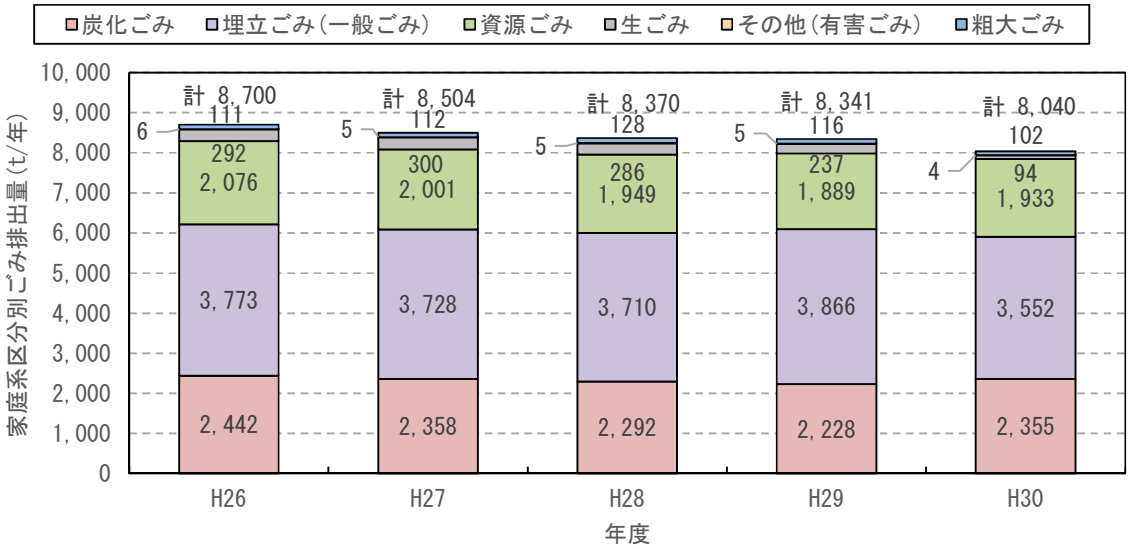

図 2.1.5　家庭系ごみの区分別排出量の実績(1市2町1村総量)

(2) 事業系ごみの経年変化

事業系ごみは増減しながら4,400t/年前後で推移している。

また、各区分別排出量においても増減しながら推移している。

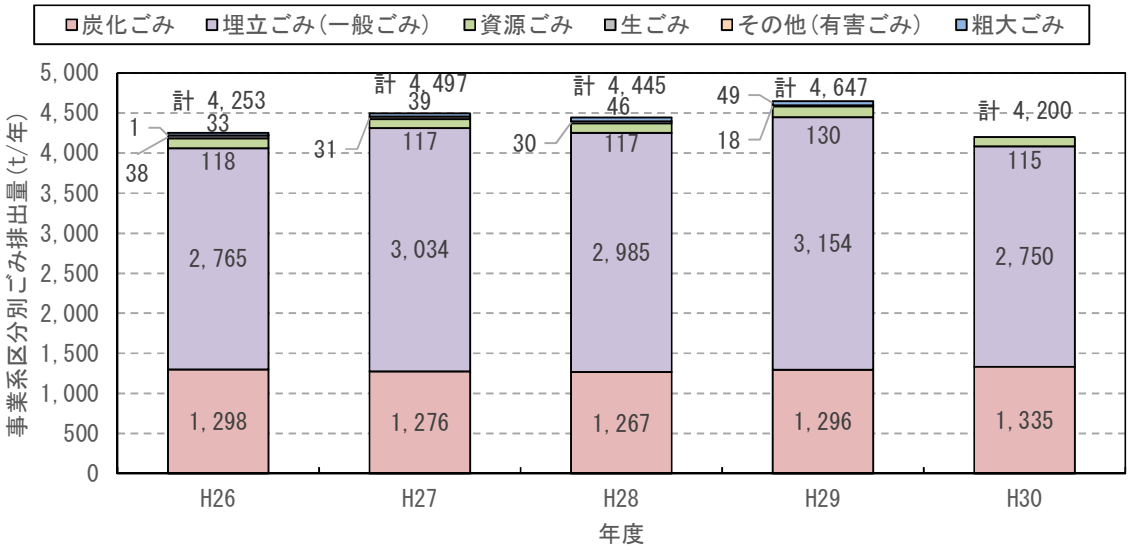

図 2.1.6　事業系ごみの区分別排出量の実績(1市2町1村総量)

3.1　自治体別のごみの区分別排出量の推移

平成30年度の自治体別のごみ総排出量の割合は、名寄市が全体の約80%を占めており、次いで美深町が約10%、下川町が約8%で音威子府村が約2%となっている。

経年変化で見る排出量の割合傾向では、平成26年度以降ほぼ横ばいで推移している。

表 2.1.5　ごみ総排出量の実績(自治体別)

(単位：t/年)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
名寄市		10,436	10,429	10,266	10,192	10,101
	炭化ごみ	3,179	3,094	3,030	2,955	2,948
	埋立ごみ	5,378	5,528	5,480	5,517	5,444
	資源ごみ	1,436	1,391	1,360	1,322	1,344
	生ごみ	−	−	−	−	−
	その他(有害ごみ)	4	3	2	3	2
	粗大ごみ	42	40	41	34	37
	集団回収	397	373	353	361	326
美深町		1,531	1,591	1,515	1,785	1,224
	炭化ごみ	400	381	374	366	406
	一般ごみ	696	778	732	1,003	454
	資源ごみ	408	395	376	370	352
	生ごみ	−	−	−	−	−
	その他(有害ごみ)	2	2	2	2	2
	粗大ごみ	25	35	31	44	10
下川町		1,028	1,039	1,076	1,026	940
	炭化ごみ	150	147	145	192	324
	埋立ごみ	346	363	379	373	295
	資源ごみ	261	257	252	226	274
	生ごみ	202	204	206	155	−
	その他(有害ごみ)	−	−	−	−	−
	粗大ごみ	69	68	94	80	47
音威子府村		355	315	311	346	301
	炭化ごみ	11	12	10	11	12
	一般ごみ	118	93	104	127	109
	資源ごみ	89	75	78	101	78
	生ごみ	128	127	110	100	94
	その他(有害ごみ)	1	−	1	−	−
	粗大ごみ	8	8	8	7	8
ごみ総排出量の合計		13,350	13,374	13,168	13,349	12,566

※下川町は平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、美深町及び下川町の事業系粗大ごみは事業系埋立ごみ(一般ごみ)として排出･処理している。

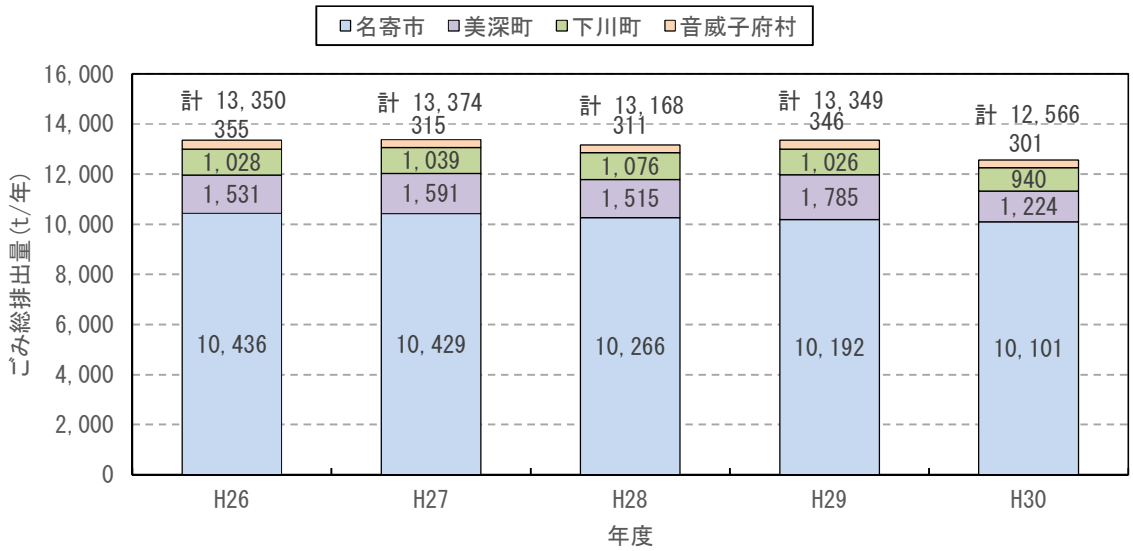

図 2.1.7　ごみ総排出量の実績(自治体別)

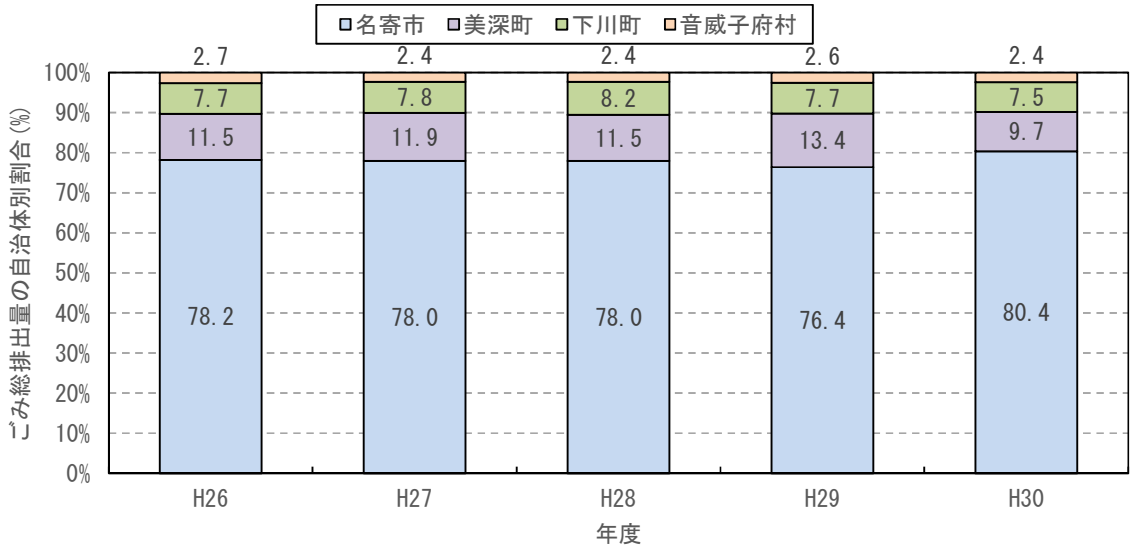

※四捨五入により、内訳の合計が100.0%とならない場合がある。

図 2.1.8　ごみ総排出量の自治体別割合

4　ごみの排出量原単位

ごみ排出量原単位は、ごみ排出量を計画収集人口で除した日量を示し、次式により算出される。

ごみ排出量原単位(g/人･日)＝ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6

なお、本項において、事業系ごみについては、年間排出量を原単位として扱うものとする。

以下に、各自治体の区分別排出量原単位の傾向と実績を示す。

(1) 家庭系ごみ排出量原単位の現状

各自治体の総量による家庭系ごみ排出量原単位は、過去5年間(平成26年度～平成30年度)では約630g/人･日の横ばいで推移している。

区分別のごみ排出量原単位についても概ね横ばいで推移している。

次ページ以降に、『1市2町1村総量による家庭系ごみ排出量原単位の推移』と、『自治体別の家庭系ごみ排出量原単位の推移』について示す。

表 2.1.6　家庭系ごみ排出量原単位の推移(1市2町1村総量)

(単位　計画収集人口：人、ごみ排出量：t/年、ごみ排出量原単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画収集人口	37,597	37,035	36,558	36,004	35,468
家庭系ごみ排出量	8,700	8,504	8,370	8,341	8,040
炭化ごみ	2,442	2,358	2,292	2,228	2,355
埋立ごみ(一般ごみ)	3,773	3,728	3,710	3,866	3,552
資源ごみ	2,076	2,001	1,949	1,889	1,933
生ごみ	292	300	286	237	94
その他(有害ごみ)	6	5	5	5	4
粗大ごみ	111	112	128	116	102
家庭系ごみ排出量原単位	633.98	627.38	627.26	634.71	621.05
炭化ごみ	177.95	173.96	171.77	169.54	181.91
埋立ごみ(一般ごみ)	274.94	275.03	278.03	294.18	274.37
資源ごみ	151.28	147.62	146.06	143.74	149.31
生ごみ	21.28	22.13	21.43	18.03	7.26
その他(有害ごみ)	0.44	0.37	0.37	0.38	0.31
粗大ごみ	8.09	8.26	9.59	8.83	7.88

※下川町は平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※ごみ排出量原単位(g/人･日)は「ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。
※家庭系ごみ排出量原単位(全量)は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

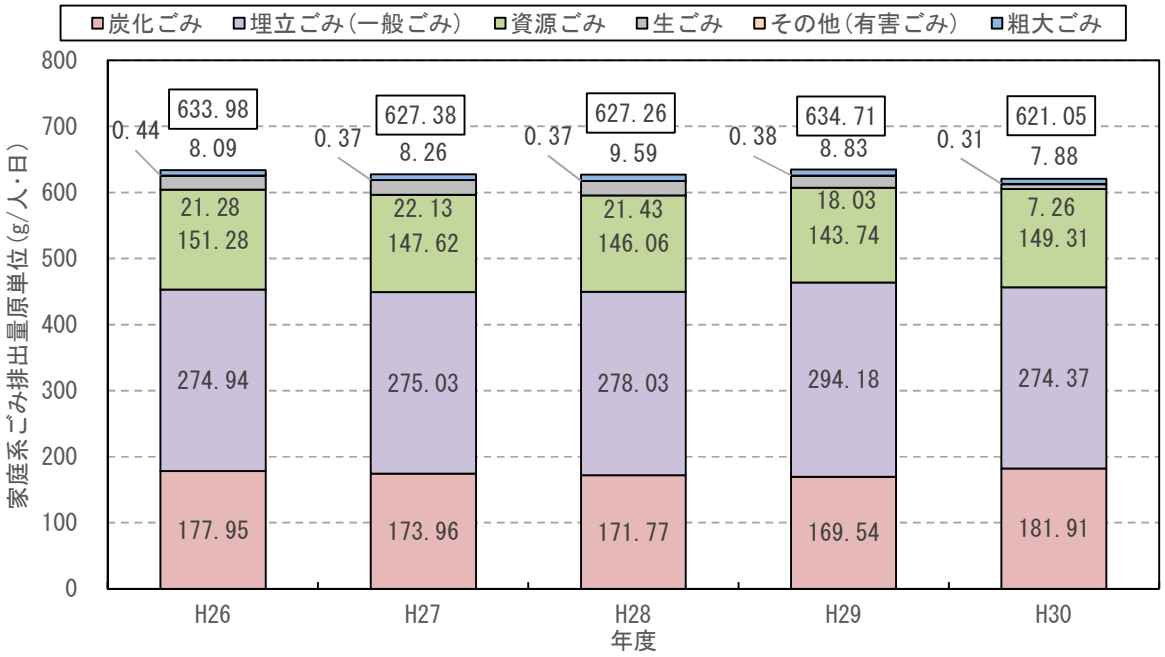

※ごみ排出量原単位(g/人・日)は「ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。
※家庭系ごみ排出量原単位(全量)は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

図 2.1.9　家庭系ごみ排出量原単位の推移(1市2町1村総量)

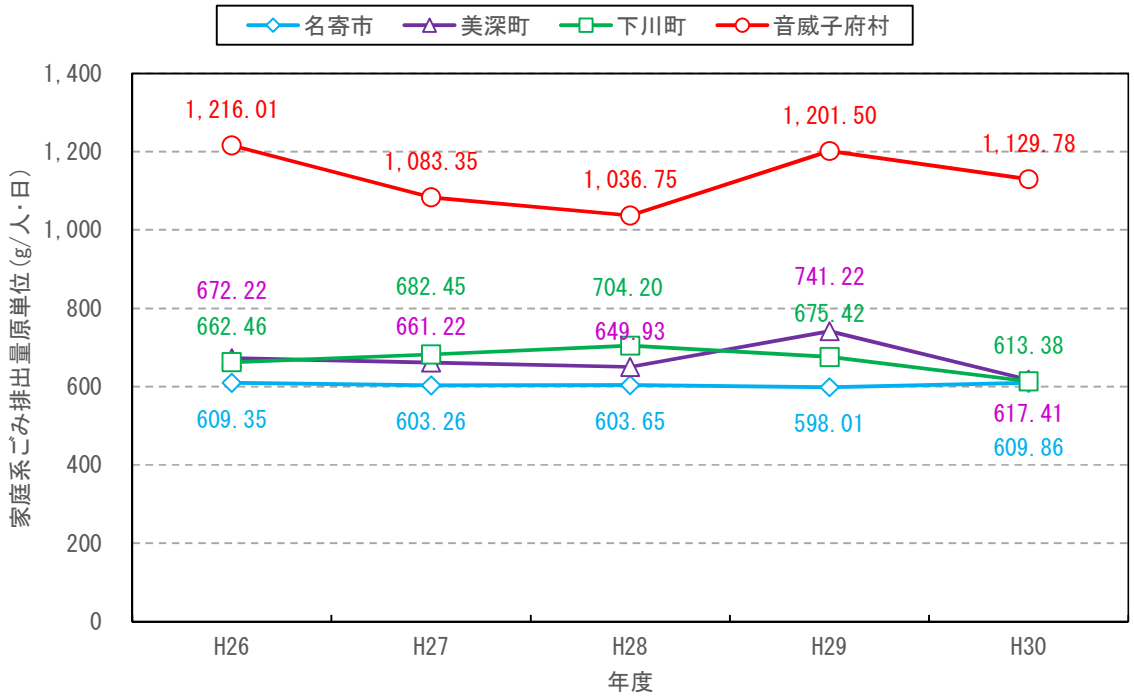

図 2.1.10　家庭系ごみ排出量原単位の推移(自治体別)

① 名寄市

名寄市の家庭系ごみ排出量原単位は、過去5年間（平成26年度～平成30年度）では約600g/人・日の横ばいで推移している。

区分別のごみ排出量原単位についても概ね横ばいで推移している。

表 2.1.7 家庭系ごみ排出量原単位の推移（名寄市）

（単位 計画収集人口：人、ごみ排出量：t/年、ごみ排出量原単位：g/人・日）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画収集人口	28,726	28,280	27,944	27,557	27,224
家庭系ごみ排出量	6,389	6,244	6,157	6,015	6,060
炭化ごみ	1,980	1,914	1,863	1,819	1,803
埋立ごみ	2,927	2,896	2,891	2,837	2,874
資源ごみ	1,436	1,391	1,360	1,322	1,344
生ごみ	－	－	－	－	－
その他（有害ごみ）	4	3	2	3	2
粗大ごみ	42	40	41	34	37
家庭系ごみ排出量原単位	609.35	603.26	603.65	598.01	609.86
炭化ごみ	188.84	184.92	182.65	180.85	181.45
埋立ごみ	279.16	279.79	283.44	282.06	289.23
資源ごみ	136.96	134.39	133.34	131.43	135.26
生ごみ	－	－	－	－	－
その他（有害ごみ）	0.38	0.29	0.20	0.30	0.20
粗大ごみ	4.01	3.86	4.02	3.38	3.72

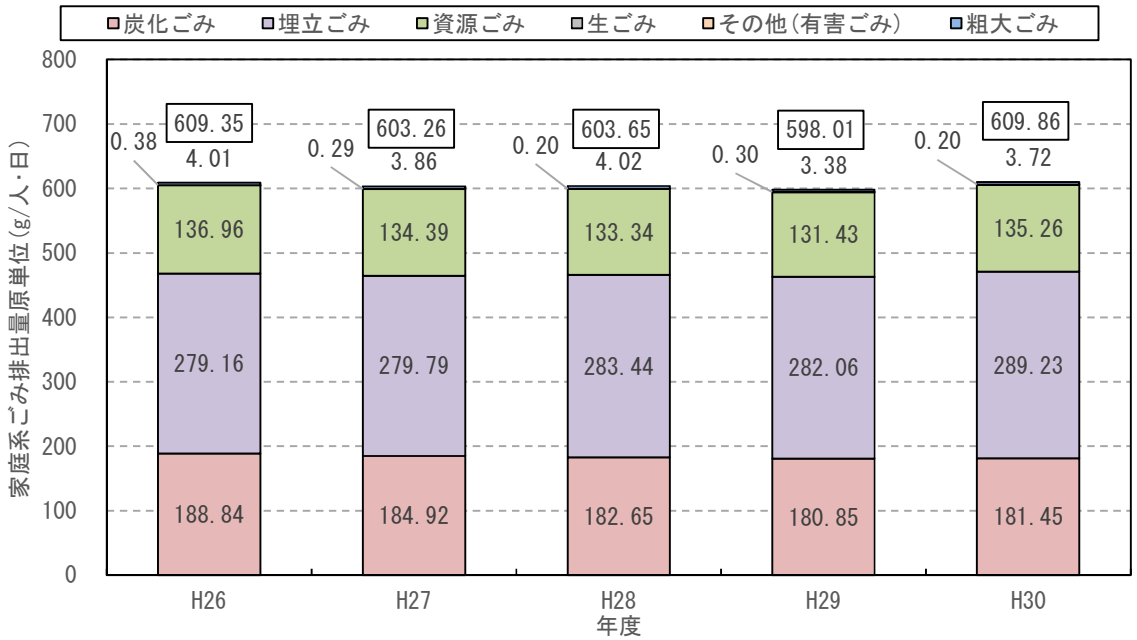

※ごみ排出量原単位（g/人・日）は「ごみ排出量（t/年）÷計画収集人口（人）÷年間日数（日/年）×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

※家庭系ごみ排出量原単位（全量）は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

図 2.1.11 家庭系ごみ排出量原単位の推移（名寄市）

② 美深町

美深町の家庭系ごみ排出量原単位は、過去5年間(平成26年度～平成30年度)で平成29年度を除き、概ね減少しており、平成30年度は平成26年度の約92%まで減少している。

区分別のごみ排出量原単位では、炭化ごみは平成29年度に激減しているが概ね緩やかな減少傾向にあり、一般ごみは平成29年度に激増、平成30年度に激減している。

表 2.1.8 家庭系ごみ排出量原単位の推移(美深町)

(単位 計画収集人口：人、ごみ排出量：t/年、ごみ排出量原単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画収集人口	4,687	4,628	4,540	4,417	4,291
家庭系ごみ排出量	1,150	1,120	1,077	1,195	967
炭化ごみ	316	301	288	225	266
一般ごみ	506	503	485	664	397
資源ごみ	323	310	298	298	292
生ごみ	-	-	-	-	-
その他(有害ごみ)	1	2	2	2	2
粗大ごみ	4	4	4	6	10
家庭系ごみ排出量原単位	672.22	661.22	649.93	741.22	617.41
炭化ごみ	184.71	177.70	173.80	139.56	169.84
一般ごみ	295.78	296.96	292.68	411.86	253.48
資源ごみ	188.81	183.02	179.83	184.84	186.44
生ごみ	-	-	-	-	-
その他(有害ごみ)	0.58	1.18	1.21	1.24	1.28
粗大ごみ	2.34	2.36	2.41	3.72	6.38

※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、事業系粗大ごみは事業系一般ごみとして排出･処理している。

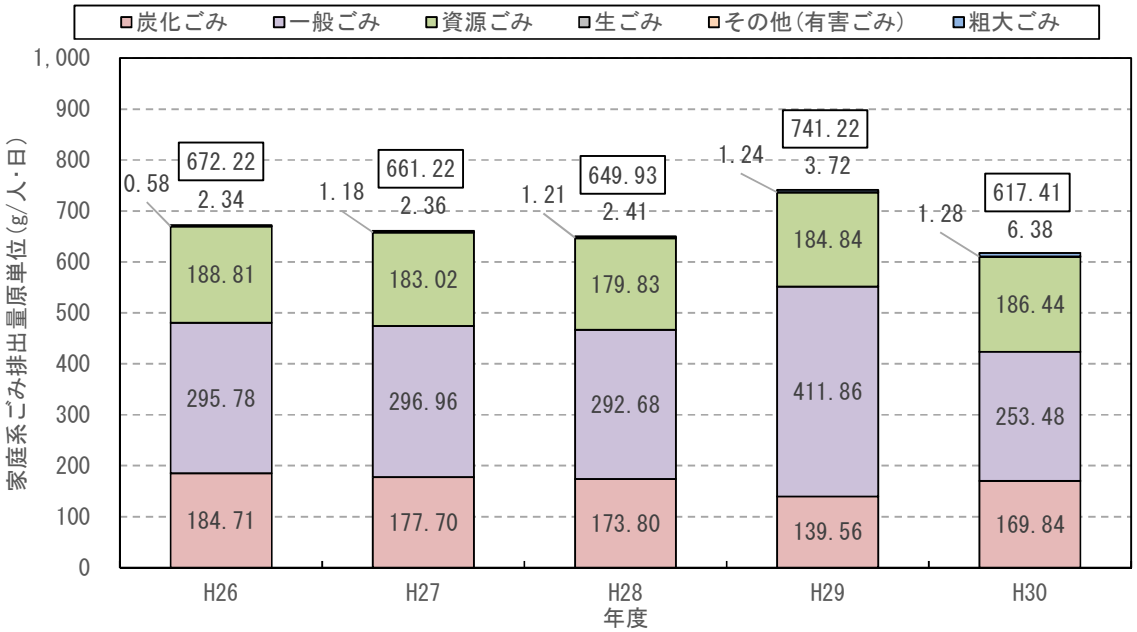

※ごみ排出量原単位(g/人･日)は「ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

※家庭系ごみ排出量原単位(全量)は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

図 2.1.12 家庭系ごみ排出量原単位の推移(美深町)

③　下川町

下川町の家庭系ごみ排出量原単位は、過去5年間(平成26年度～平成30年度)で平成28年度までは増加し、平成29年度からは減少に転じ、平成30年度は平成26年度の約93%まで減少している。

区分別のごみ排出量原単位では、炭化ごみは生ごみを平成30年1月から炭化ごみとして排出しているため、大きく増加しているが、炭化ごみを除くごみは増減しており、平成26年度と平成30年度を比較すると、埋立ごみ、粗大ごみは減少している。

表 2.1.9　家庭系ごみ排出量原単位の推移(下川町)

(単位　計画収集人口：人、ごみ排出量：t/年、ごみ排出量原単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画収集人口	3,445	3,383	3,342	3,314	3,274
家庭系ごみ排出量	833	845	859	817	733
炭化ごみ	135	131	131	173	274
埋立ごみ	249	256	264	270	193
資源ごみ	228	225	213	168	219
生ごみ	164	173	176	137	－
その他(有害ごみ)	－	－	－	－	－
粗大ごみ	57	60	75	69	47
家庭系ごみ排出量原単位	662.46	682.45	704.20	675.42	613.38
炭化ごみ	107.36	105.80	107.39	143.02	229.29
埋立ごみ	198.02	206.76	216.42	223.21	161.50
資源ごみ	181.32	181.72	174.61	138.89	183.26
生ごみ	130.43	139.72	144.28	113.26	－
その他(有害ごみ)	－	－	－	－	－
粗大ごみ	45.33	48.46	61.48	57.04	39.33

※平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、事業系粗大ごみは事業系埋立ごみとして排出･処理している。

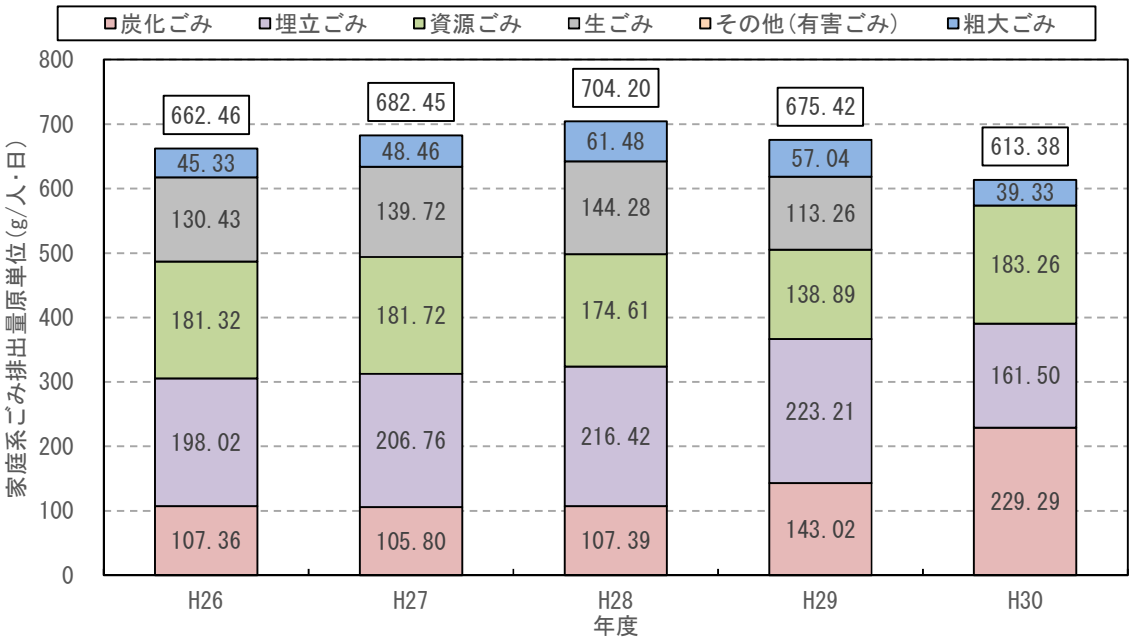

※ごみ排出量原単位(g/人･日)は「ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。
※家庭系ごみ排出量原単位(全量)は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

図 2.1.13　家庭系ごみ排出量原単位の推移(下川町)

④　音威子府村

音威子府村の家庭系ごみ排出量原単位は、過去5年間(平成26年度～平成30年度)では増減しており、平成30年度は平成26年度の約93%まで減少している。

区分別のごみ排出量原単位では、一般ごみ、資源ごみは大きく増減しており、生ごみは減少している。

表 2.1.10　家庭系ごみ排出量原単位の推移(音威子府村)

(単位　計画収集人口：人、ごみ排出量：t/年、ごみ排出量原単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画収集人口	739	744	732	716	679
家庭系ごみ排出量	328	295	277	314	280
炭化ごみ	11	12	10	11	12
一般ごみ	91	73	70	95	88
資源ごみ	89	75	78	101	78
生ごみ	128	127	110	100	94
その他(有害ごみ)	1	－	1	－	－
粗大ごみ	8	8	8	7	8
家庭系ごみ排出量原単位	1,216.01	1,083.35	1,036.75	1,201.50	1,129.78
炭化ごみ	40.78	44.07	37.43	42.09	48.42
一般ごみ	337.37	268.08	262.00	363.51	355.07
資源ごみ	329.95	275.43	291.94	386.47	314.73
生ごみ	474.54	466.39	411.71	382.64	379.28
その他(有害ごみ)	3.71	－	3.74	－	－
粗大ごみ	29.66	29.38	29.94	26.79	32.28

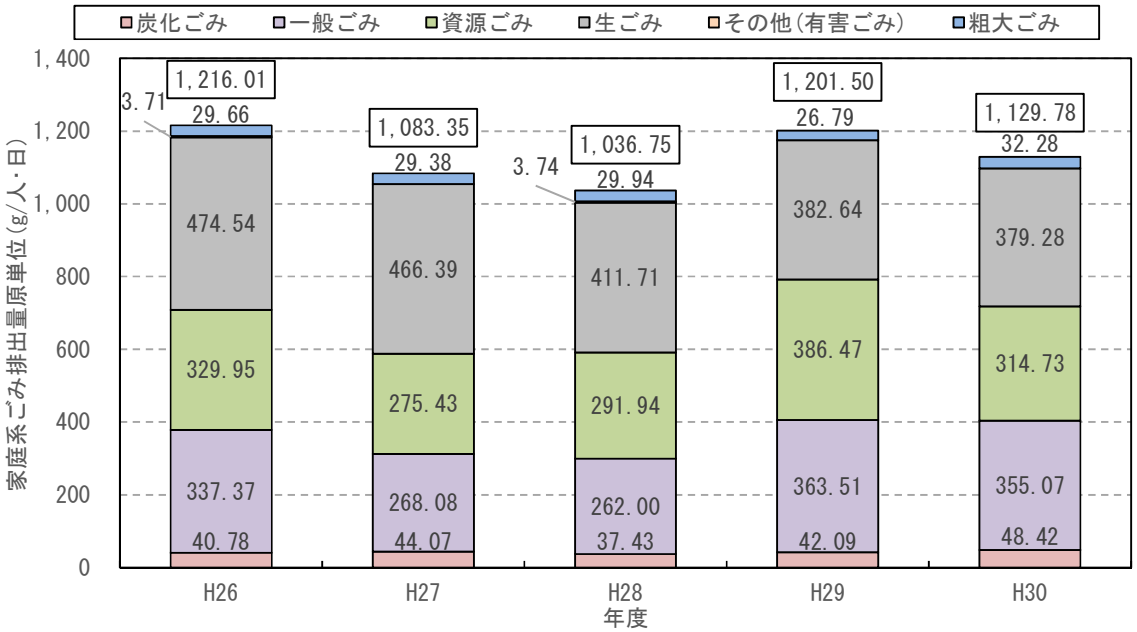

※ごみ排出量原単位(g/人･日)は「ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

※家庭系ごみ排出量原単位(全量)は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

図 2.1.14　家庭系ごみ排出量原単位の推移(音威子府村)

(2) 事業系ごみ排出量の現状

各自治体の総量による事業系ごみ排出量は、過去5年間(平成26年度～平成30年度)では平成29年度までは概ね増加傾向にあるが、平成30年度は大きく減少しており、平成30年度は平成26年度と比較すると、若干減少している。

区分別のごみ排出量では埋立ごみが大きく増減しており、事業系ごみ全体に大きく影響している。

次ページ以降に、『1市2町1村総量による事業系ごみ排出量の推移』と、『自治体別の事業系ごみ排出量の推移』について示す。

表 2.1.11　事業系ごみ排出量の推移(1市2町1村総量)

(単位：t/年)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみ排出量		4,253	4,497	4,445	4,647	4,200
	炭化ごみ	1,298	1,276	1,267	1,296	1,335
	埋立ごみ(一般ごみ)	2,765	3,034	2,985	3,154	2,750
	資源ごみ	118	117	117	130	115
	生ごみ	38	31	30	18	－
	その他(有害ごみ)	1	－	－	－	－
	粗大ごみ	33	39	46	49	－

※下川町は平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、美深町及び下川町の事業系粗大ごみは事業系埋立ごみ(一般ごみ)として排出･処理している。

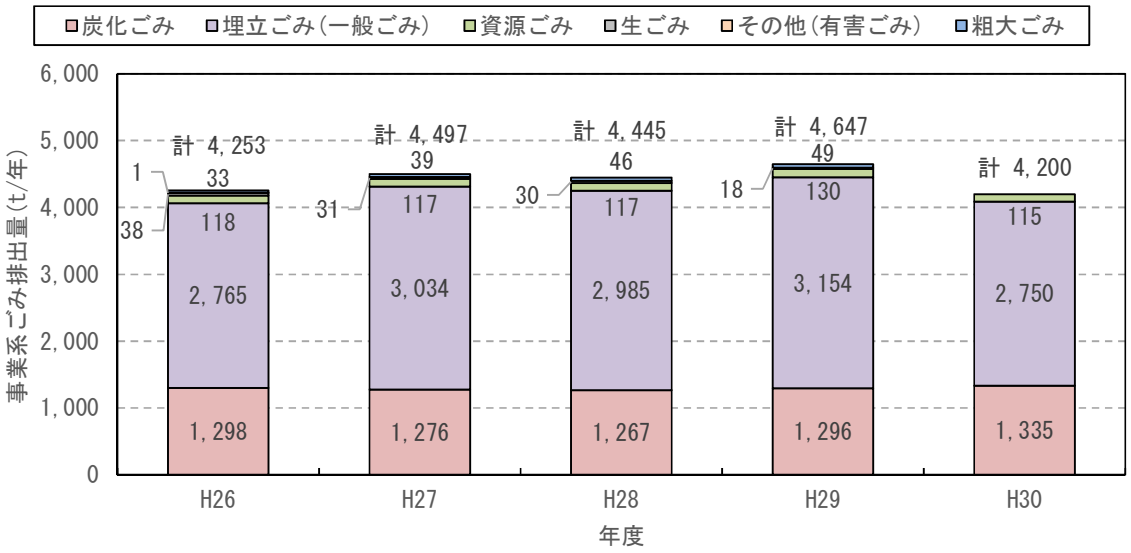

図 2.1.15　事業系ごみ排出量の推移(1市2町1村総量)

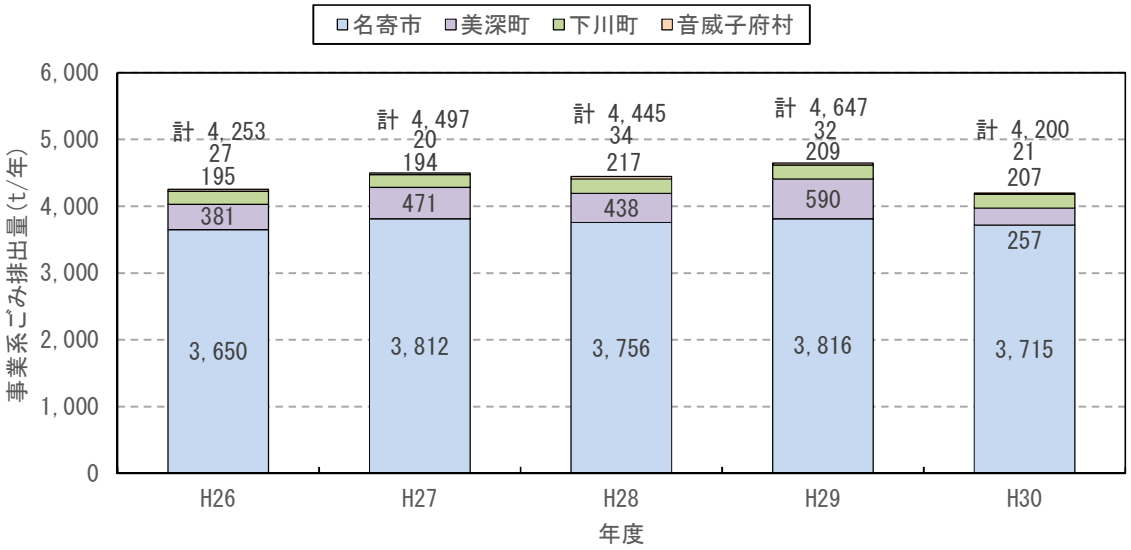

図 2.1.16　事業系ごみ排出量の推移(総量と自治体別)

① 名寄市

名寄市における事業系ごみは、炭化ごみと埋立ごみに区分されて排出されている。

このうち、炭化ごみは平成30年度に若干増加しているが概ね減少傾向にあり、埋立ごみは約2,600t/年で前後している。

表 2.1.12 事業系ごみ排出量の推移(名寄市)

(単位：t/年)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみ排出量		3,650	3,812	3,756	3,816	3,715
	炭化ごみ	1,199	1,180	1,167	1,136	1,145
	埋立ごみ	2,451	2,632	2,589	2,680	2,570
	資源ごみ	−	−	−	−	−
	生ごみ	−	−	−	−	−
	その他(有害ごみ)	−	−	−	−	−
	粗大ごみ	−	−	−	−	−

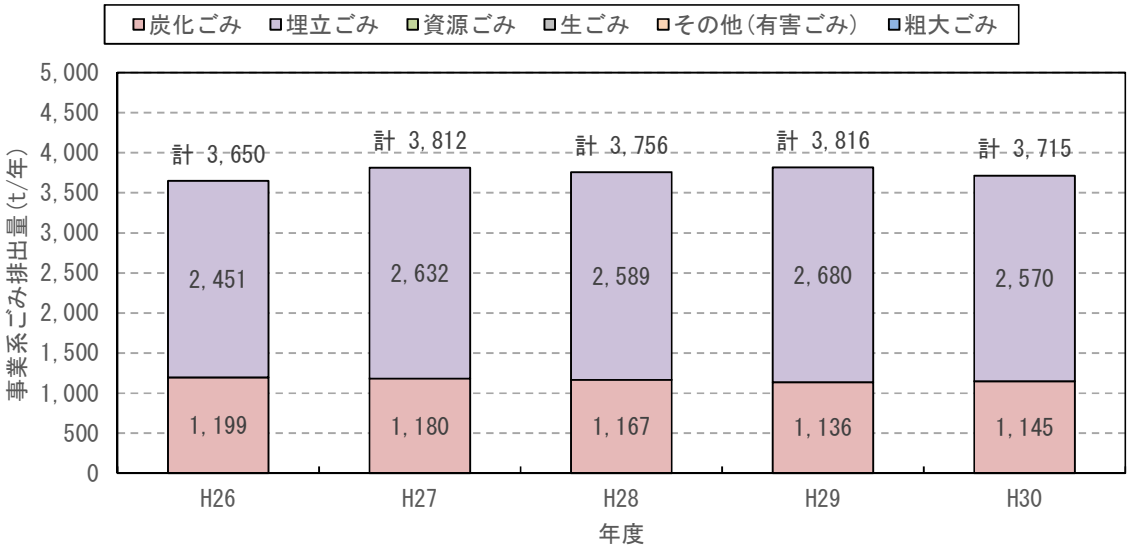

図 2.1.17 事業系ごみ排出量の推移(名寄市)

② 美深町

美深町における事業系ごみは、下表に示す区分で排出されている。

このうち、最も多くを占めるごみは平成29年度までは一般ごみ、平成30年度は炭化ごみとなっている。炭化ごみは平成29年度に約60t/年増加し、平成30年度は前年度とほぼ横ばいで推移している。一般ごみは広域最終処分場移行前の駆け込み搬入による影響で平成29年度までは増減しながら増加しているが、駆け込み搬入が終了後の平成30年度は大きく減少している。

表 2.1.13 事業系ごみ排出量の推移(美深町)

(単位：t/年)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみ排出量	381	471	438	590	257
炭化ごみ	84	80	86	141	140
一般ごみ	190	275	247	339	57
資源ごみ	85	85	78	72	60
生ごみ	−	−	−	−	−
その他(有害ごみ)	1	−	−	−	−
粗大ごみ	21	31	27	38	−

※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、事業系粗大ごみは事業系一般ごみとして排出･処理している。

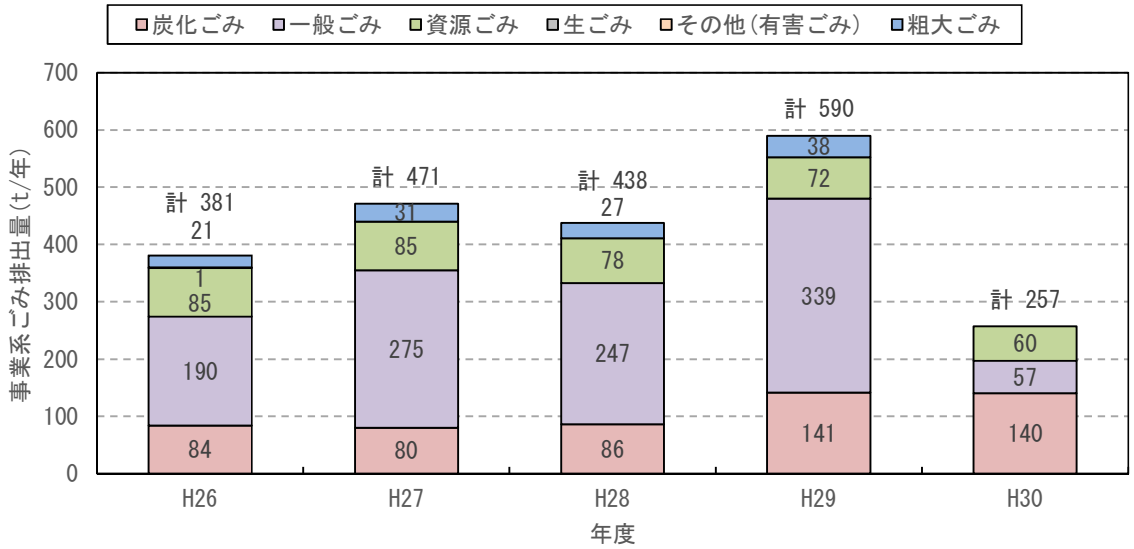

図 2.1.18 事業系ごみ排出量の推移(美深町)

③　下川町

下川町における事業系ごみは、下表に示す区分で排出されている。

このうち、埋立ごみが最も多く、事業系ごみの約50%を占めており、平成28年度までは増加し、平成30年度までは減少している。

表 2.1.14　事業系ごみ排出量の推移(下川町)

(単位：t/年)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみ排出量	195	194	217	209	207
炭化ごみ	15	16	14	19	50
埋立ごみ	97	107	115	103	102
資源ごみ	33	32	39	58	55
生ごみ	38	31	30	18	－
その他(有害ごみ)	－	－	－	－	－
粗大ごみ	12	8	19	11	－

※平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、事業系粗大ごみは事業系埋立ごみとして排出･処理している。

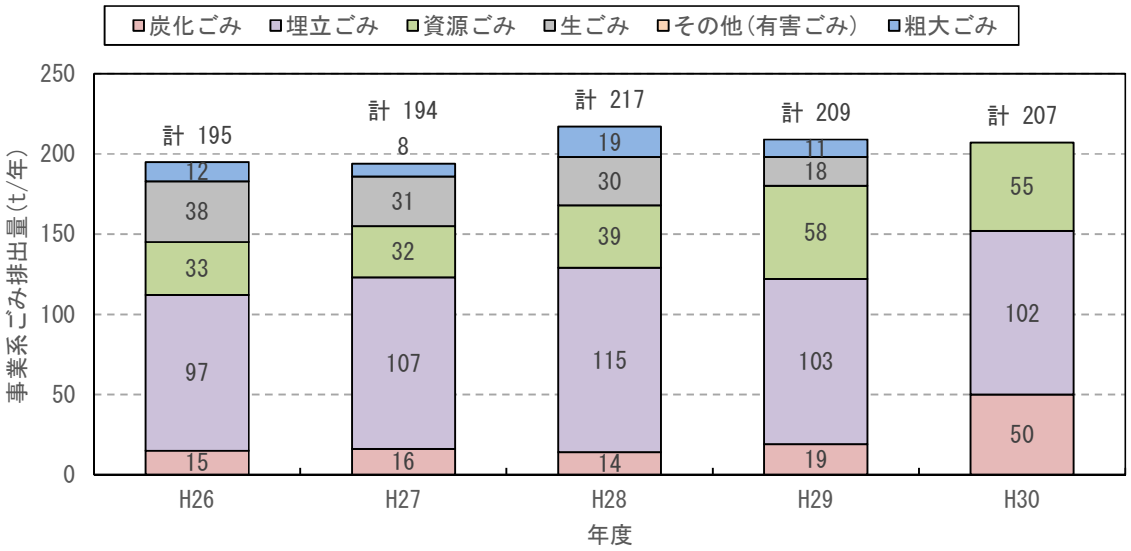

図 2.1.19　事業系ごみ排出量の推移(下川町)

④ 音威子府村

音威子府村の事業系ごみは一般ごみのみとなっており、過去5年間(平成26年度～平成30年度)では増減しており、平成30年度は平成26年度の約78%まで減少している。

表 2.1.15 事業系ごみ排出量の推移(音威子府村)

(単位：t/年)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみ排出量	27	20	34	32	21
炭化ごみ	－	－	－	－	－
一般ごみ	27	20	34	32	21
資源ごみ	－	－	－	－	－
生ごみ	－	－	－	－	－
その他(有害ごみ)	－	－	－	－	－
粗大ごみ	－	－	－	－	－

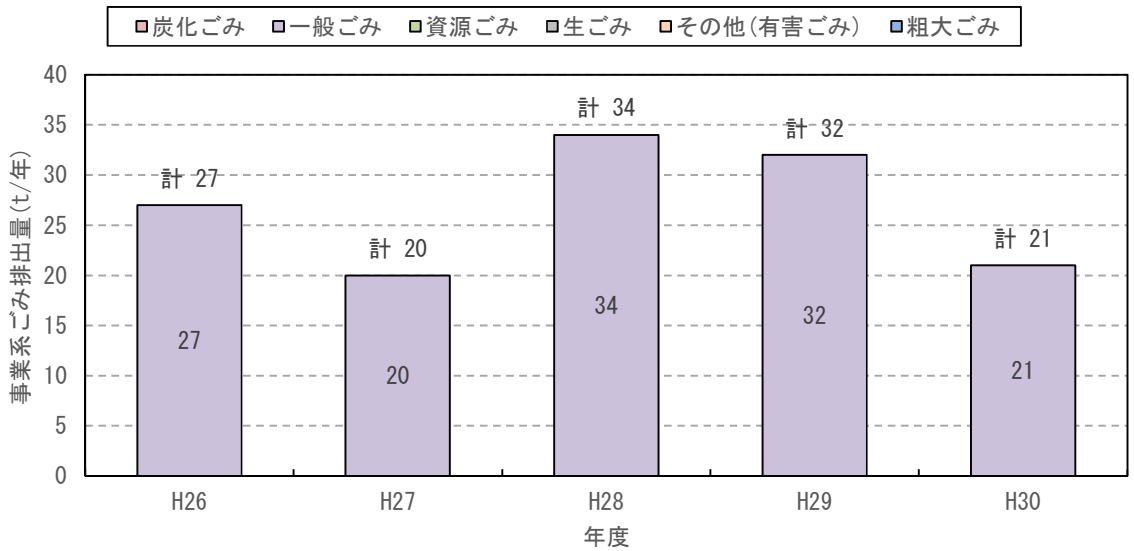

図 2.1.20 事業系ごみ排出量の推移(音威子府村)

第2節　ごみ処理体制と処理実績

1　ごみ処理体制の現状

各自治体のごみ処理体制を以下に示す。

炭化ごみ及び生ごみについては、名寄市にある「名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センター」で処理されている。

埋立ごみ(一般ごみ)及び粗大ごみについては、名寄市にある「名寄地区広域最終処分場」にて埋立処分されている。

表 2.1.16　家庭系･事業系ごみの分別区分と処理方法(令和元年度)(1)

	分別区分	収集区分		処理方法	処理主体	処理施設等	
名寄市	炭化ごみ	炭化ごみ		炭化	名寄地区衛生施設事務組合	名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センター	
	埋立ごみ	埋立ごみ		埋立	名寄地区衛生施設事務組合(名寄) 名寄市(風連)	名寄地区広域最終処分場(名寄) 名寄市風連一般廃棄物最終処分場(風連)	
	粗大ごみ	粗大ごみ					
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類		リサイクル	名寄市、美深町、下川町、音威子府村(広域)	名寄市リサイクルセンター	
		資源ごみ	ペットボトル		名寄市、美深町、下川町、音威子府村(広域)(名寄) 名寄市(風連)	名寄市リサイクルセンター	名寄市風連リサイクルステーション(風連)
			缶、びん		名寄市		
		古紙類				名寄市リサイクルセンター 名寄市風連リサイクルプラザ	
		小型家電					
	その他	有害ごみ					

	分別区分	収集区分		処理方法	処理主体	処理施設等
美深町	炭化ごみ	炭化ごみ		炭化	名寄地区衛生施設事務組合	名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センター
	一般ごみ	一般ごみ		埋立		名寄地区広域最終処分場(名寄)
	粗大ごみ	粗大ごみ				
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類		リサイクル	名寄市、美深町、下川町、音威子府村(広域)	名寄市リサイクルセンター
		資源ごみ	ペットボトル			
			缶、びん			
		古紙類			美深町	美深町リサイクルセンター
		小型家電				
	その他	有害ごみ				

	分別区分	収集区分		処理方法	処理主体	処理施設等
下川町	炭化ごみ	生ごみ 炭化ごみ		炭化	名寄地区衛生施設事務組合	名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センター
	埋立ごみ	埋立ごみ		埋立		名寄地区広域最終処分場(名寄)
	粗大ごみ	粗大ごみ				
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類		リサイクル	名寄市、美深町、下川町、音威子府村(広域)	名寄市リサイクルセンター
		資源ごみ	ペットボトル			
			缶、びん			
		古紙類			下川町	資源物分別保管施設
		小型家電				
		有害危険ごみ				

※下川町は平成30年1月から、音威子府村は平成31年4月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、美深町及び下川町の事業系粗大ごみは事業系埋立ごみ(一般ごみ)として排出･処理している。

表 2.1.17　家庭系･事業系ごみの分別区分と処理方法(令和元年度)(2)

	分別区分	収集区分		処理方法	処理主体	処理施設等
音威子府村	炭化ごみ	生ごみ 炭化ごみ		炭化	名寄地区衛生施設事務組合	名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センター
	一般ごみ	一般ごみ		埋立		名寄地区広域最終処分場(名寄)
	粗大ごみ	粗大ごみ				
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類		リサイクル	名寄市、美深町、下川町、音威子府村(広域)	名寄市リサイクルセンター
		資源ごみ	ペットボトル			
			缶、びん		音威子府村	音威子府村リサイクル処理場
		古紙類				
		小型家電				
	その他	有害ごみ				

※下川町は平成30年1月から、音威子府村は平成31年4月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、美深町及び下川町の事業系粗大ごみは事業系埋立ごみ(一般ごみ)として排出･処理している。

2　収集運搬

収集運搬については、家庭系ごみを計画収集(委託)している。また、事業系ごみは家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入(排出者)している。

次表に、収集運搬の状況を示す。

表 2.1.18　ごみの収集運搬状況

自治体名	ごみ区分	収集運搬	
名寄市	家庭系	計画収集 及び直接搬入	委託
	事業系	直接搬入	許可業者、排出者
美深町	家庭系	計画収集 及び直接搬入	委託
	事業系	直接搬入	許可業者、排出者
下川町	家庭系	計画収集 及び直接搬入	委託
	事業系	直接搬入	許可業者、排出者
音威子府村	家庭系	計画収集 及び直接搬入	委託
	事業系	直接搬入	許可業者、排出者

3　ごみ処理実績

平成30年度の各自治体のごみ処理実績を以下に示す。

表 2.1.19　ごみ処理実績(残渣処理を除く(平成30年度))

(単位：t/年)

分別区分	処理施設等	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	合計
炭化ごみ	名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センター	2,948	406	324	12	3,690
埋立ごみ(一般ごみ)	名寄地区広域最終処分場	5,069	454	295	109	5,927
	名寄市風連一般廃棄物最終処分場	375	－	－	－	375
資源ごみ	名寄市リサイクルセンター(広域ペットボトル圧縮梱包処理施設)	95	13	14	2	124
	名寄市リサイクルセンター(広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設)	344	62	50	10	466
	各地域リサイクル施設	907	279	210	160	1,556
その他	各地域リサイクル施設					
粗大ごみ	名寄地区広域最終処分場	34	10	47	8	99
	名寄市風連一般廃棄物最終処分場	3	－	－	－	3
合計		9,775	1,224	940	301	12,240

※下川町の生ごみは炭化ごみに含み、音威子府村の生ごみは資源ごみのうち各地域リサイクル施設に含む。

4　ごみの減量化と再生利用に関する現状

本市町村における平成30年度のごみ処理に関する減量化と再生利用の状況を以下に示す。

表 2.1.20　ごみ処理に関する減量化と再生利用の状況(平成30年度)

区分		ごみ処理量(t/年)	ごみ総排出量に対する割合
家庭系ごみ排出量		8,040	64.0%
事業系ごみ排出量		4,200	33.4%
集団回収量		326	2.6%
ごみ総排出量		12,566	100.0%
再生利用量	直接資源化量	0	0.0%
	総資源化量	2,343	18.6%
中間処理による減量化量		3,176	25.3%
最終処分量		7,047	56.1%

※総資源化量は、ごみ処理施設等において資源化処理された量と集団資源回収量の合計である。

5　ごみ処理フロー

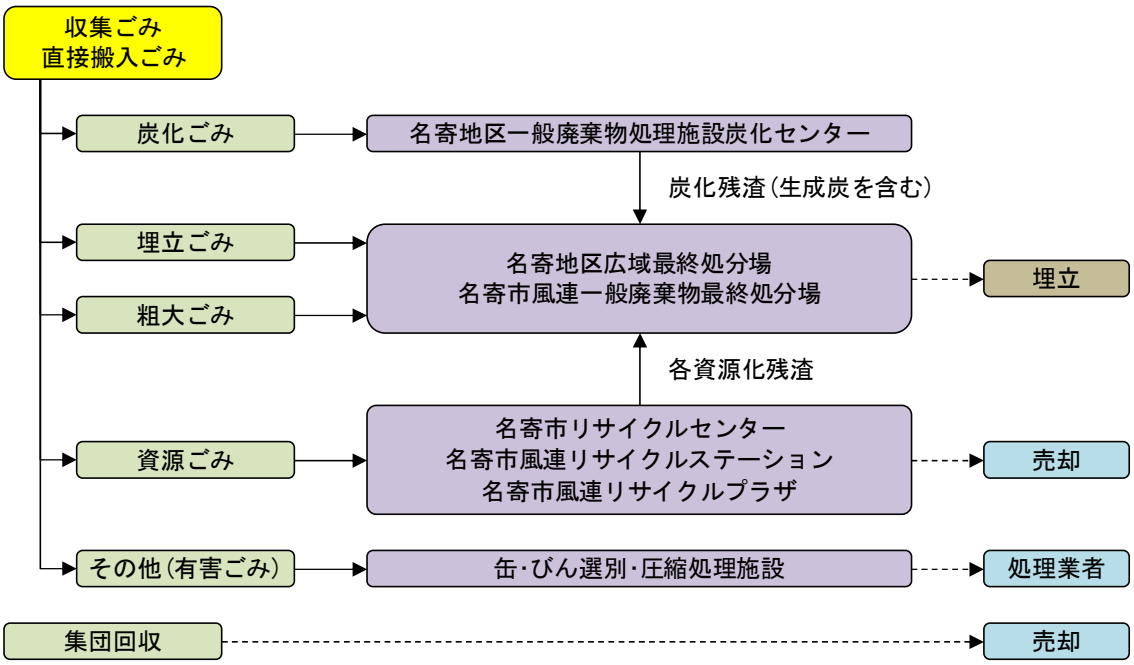

※平成31年4月からスプレー缶類の収集･処理をしている。

図 2.1.21　ごみ処理フロー(名寄市_令和元年度)

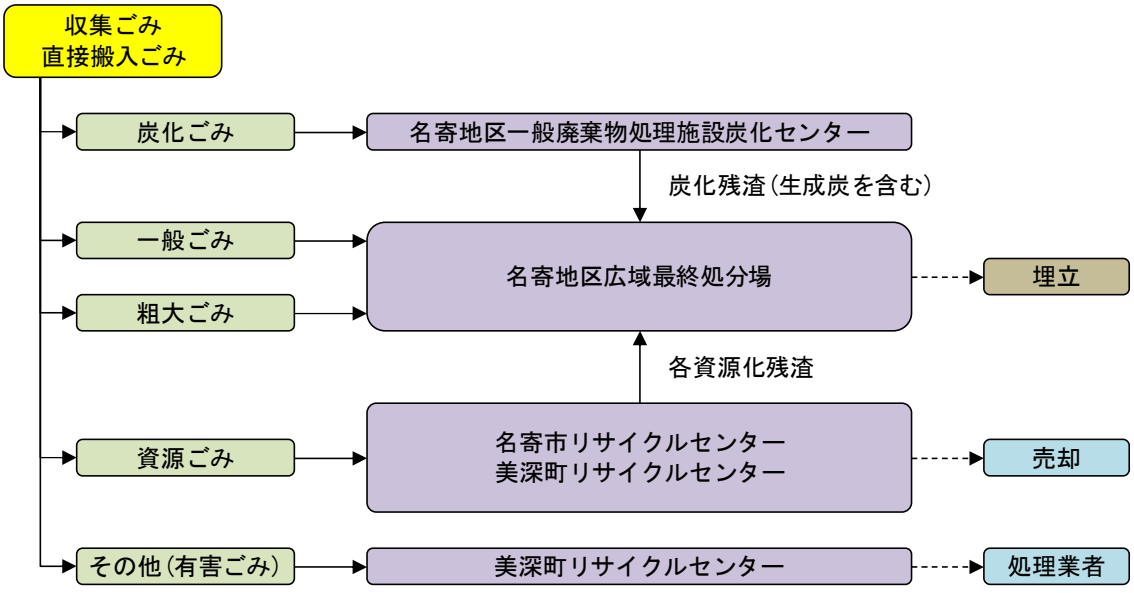

※平成31年4月からスプレー缶類の収集･処理をしている。

図 2.1.22　ごみ処理フロー(美深町_令和元年度)

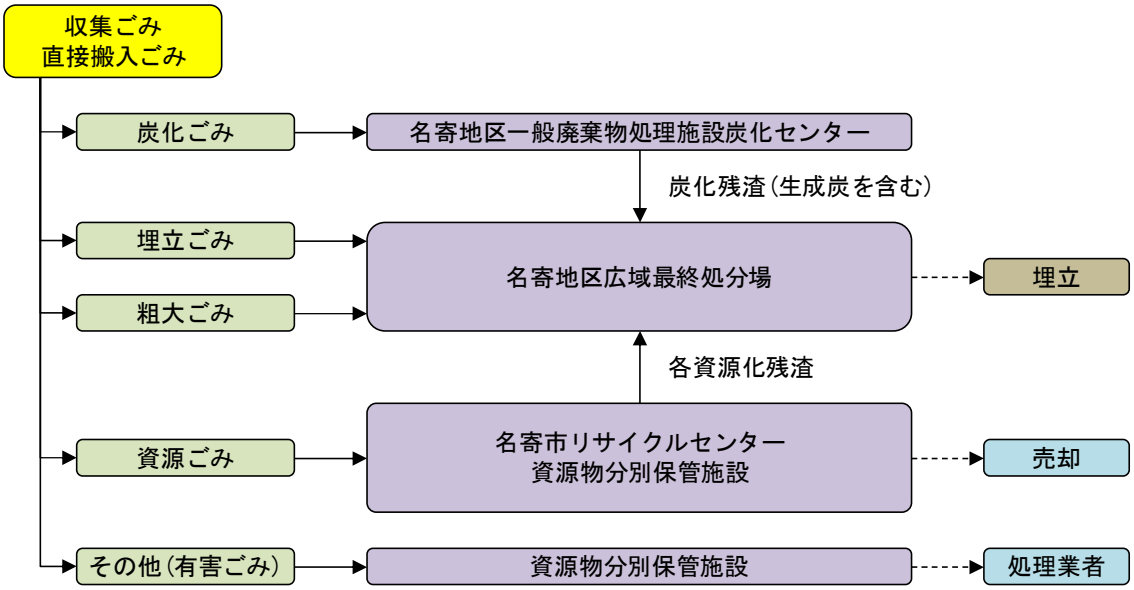

※平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成31年4月からスプレー缶類の収集･処理をしている。

図 2.1.23　ごみ処理フロー(下川町_令和元年度)

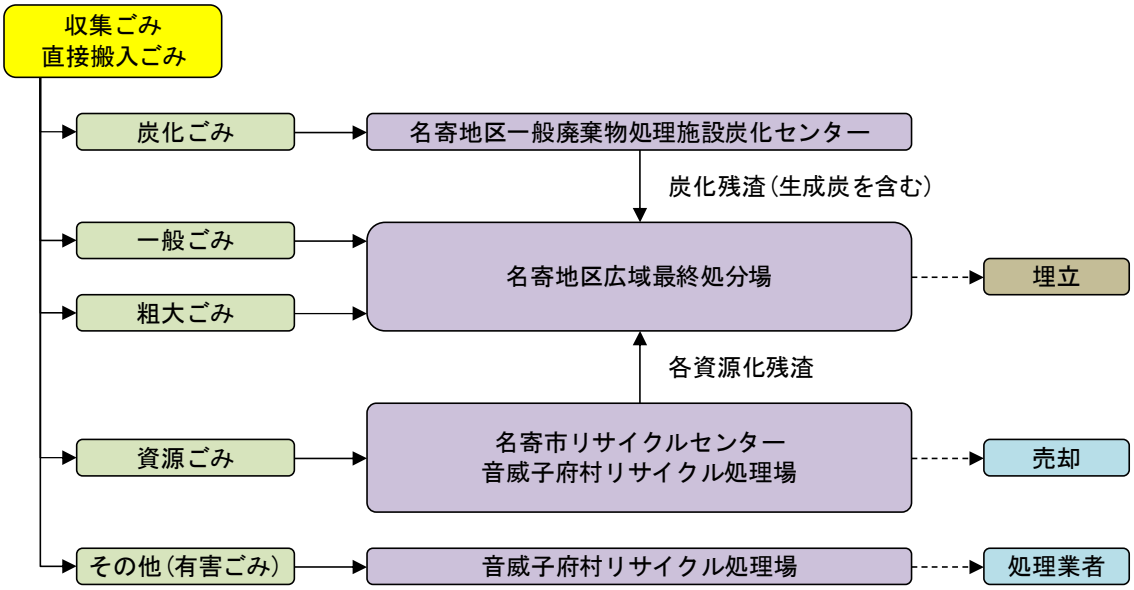

※平成31年4月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成31年4月からスプレー缶類の収集･処理をしている。

図 2.1.24　ごみ処理フロー(音威子府村_令和元年度)

6　現有ごみ処理施設

本市町村で収集した廃棄物は、ごみの区分ごとにそれぞれの処理施設に搬入して処理している。

広域の処理施設としては、名寄市に整備されている炭化センター、広域ペットボトル圧縮梱包処理施設、広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設であり、それらに搬入･選別されたごみのうち、「炭化ごみ」及び「生ごみ」は炭化処理されている。ペットボトル及びその他容器包装プラスチックの「資源ごみ」は圧縮梱包され、民間再生処理業者へと搬出されている。なお、炭化センターから出る生成炭を含む焼却残渣や広域処理施設を含む資源化施設から出る処理残渣は「埋立ごみ(一般ごみ)」、「粗大ごみ」とともに埋立処分されている。

各自治体が有するごみ処理施設の概要は、以下に示すとおりである。

表 2.1.21　ごみ処理施設の概要(組合)

炭化施設			
施設名	名寄地区一般廃棄物処理施設 炭化センター	竣工	平成15年3月
設置主体	名寄地区衛生施設事務組合	対象品目	生ごみ類、衛生ごみ類、紙くず類
所在地	名寄市字大橋140番地の1	処理方法	破砕→乾燥→炭化→脱塩→脱水→乾燥
敷地面積	約7,000㎡	処理能力	20t/日(16時間)
建物構造	鉄骨一部鉄筋コンクリート造り 建築面積1,570㎡	事業費	約15億5,000万円
着工	平成13年12月		

最終処分場			
施設名	名寄地区広域最終処分場	埋立方式	準好気性埋立方式(サンドイッチ方式)
設置主体	名寄地区衛生施設事務組合	埋立期間	平成30年4月～令和15年3月
所在地	名寄市字内淵311番地	水処理施設	接触ばっ気方式(80㎥/日)
使用開始	平成30年4月2日	放流水質	BOD：20mg/ℓ以下、SS：10mg/ℓ以下
埋立面積	24,300㎡	事業費	約19億8,900万円(水処理施設含む)
埋立容量	181,500㎥(ごみ容量95,000㎥)		

表 2.1.22　ごみ処理施設の概要(広域)

資源化施設			
施設名	名寄市リサイクルセンター(広域ペットボトル圧縮梱包処理施設)	処理対象物	ペットボトル
設置主体	名寄市	前処理施設	選別台
所在地	名寄市字大橋140番地の1	圧縮梱包器	油圧式：300kg/時間
建物構造	鉄骨プレハブハウス：199.24㎡	保管面積	64㎡
稼働開始	平成12年4月		

資源化施設			
施設名	名寄市リサイクルセンター(広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設)	処理対象物	プラスチック製容器包装類
設置主体	名寄市	前処理施設	選別台
所在地	名寄市字大橋140番地の1	圧縮梱包器	油圧式：750kg/時間
建物構造	鉄骨プレハブハウス：388.8㎡	保管面積	132㎡
稼働開始	平成14年4月		

表 2.1.23　ごみ処理施設の概要(名寄市)

資源化施設(名寄地区)			
施設名	名寄市リサイクルセンター(缶･びん選別･圧縮処理施設)	処理対象物	びん類、缶類
設置主体	名寄市	前処理施設	選別台、磁選機
所在地	名寄市字大橋140番地の1	圧縮梱包器	油圧式(スチール缶：500kg/時間、アルミ缶：166kg/時間)：平成18年度導入
建物構造	鉄骨造りD型ハウス：194.4㎡	保管面積	ストックヤード：92.34㎡
稼働開始	平成5年9月		

資源化施設(風連地区)			
施設名	名寄市風連リサイクルプラザ	稼働開始	平成14年11月
設置主体	名寄市	処理対象物	プラスチック製容器包装類、缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、有害ごみ、小型家電、スプレー缶類
所在地	名寄市風連町字中央768	保管面積	155㎡
建物構造	パイプハウス：240㎡		

資源化施設(風連地区)			
施設名	名寄市風連リサイクルステーション	稼働開始	平成9年4月
設置主体	名寄市	処理対象物	缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、有害ごみ
所在地	名寄市風連町内18ヵ所	圧縮梱包器	-
建物構造	プレハブハウス：12㎡	保管面積	12㎡

最終処分場(風連地区)			
施設名	風連一般廃棄物最終処分場	埋立方式	準好気性埋立方式
設置主体	名寄市	遮水面積	遮水工：熱癒着ゴムシート t=1.5mm*2重構造
所在地	名寄市風連町字中央768	埋立期間	平成12年7月～平成27年3月
使用開始	平成12年7月	水処理施設	回転円板式＋凝集沈殿式：30㎥/日
埋立面積	9,600㎡	放流水質	BOD：20mg/ℓ以下、SS：10mg/ℓ以下
埋立容量	36,000㎥	事業費	7億4,720万円

小動物焼却炉(農林水産省補助施設)			
施設名	名寄市有害鳥獣焼却処理施設	稼働開始	平成24年5月22日
設置主体	名寄市	処理方法	火床燃焼方式
所在地	名寄市風連町字中央767番地の1	処理能力	焼却能力：150kg/時間
建築面積	70㎡	除塵設備	集塵機(乾式サイクロン遠心分離方式)

表 2.1.24　ごみ処理施設の概要(美深町)

資源化施設			
施設名	美深町リサイクルセンター	処理対象物	びん類、缶類、古紙類、小型家電
設置主体	美深町	前処理施設	選別台、磁選機：750kg/時間
所在地	美深町字若松町32番地･35番地	圧縮梱包器	油圧式(スチール缶：576kg/時間、アルミ缶：324kg/時間)、30トンプレス機　平成11年5月導入
建物構造	鉄骨構造：1,726.08m²(うち車庫：408.8m²)	保管面積	213m²
稼働開始	平成15年12月		

表 2.1.25　ごみ処理施設の概要(下川町)

資源化施設			
施設名	資源物分別保管施設	処理対象物	びん類、缶類、古紙類
設置主体	下川町	前処理施設	選別台、磁選機
所在地	下川町北町639番地2	圧縮梱包器	油圧式
建物構造	鉄骨構造	保管面積	272.16m²
稼働開始	平成13年12月		

表 2.1.26　ごみ処理施設の概要(音威子府村)

資源化施設			
施設名	音威子府村リサイクル処理場	処理対象物	びん類、缶類、古紙類、小型家電、乾電池、蛍光灯、古着
設置主体	音威子府村	前処理施設	なし
所在地	音威子府村字咲来450番地1	圧縮梱包器	なし
建物構造	鉄骨構造	保管面積	291.6m²
稼働開始	令和元年12月		

7　ごみ処理経費

平成30年度における本市町村のごみ処理経費を以下に示す。

表 2.1.27　ごみ処理経費の状況(平成30年度)

(単位：千円/年)

区分				名寄市	美深町	下川町	音威子府村
建設・改良費	工事費		収集運搬施設	0	0	15,304	0
			中間処理施設	0	0	0	0
			最終処分場	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0
	調査費			0	0	0	0
	組合分担金			7,932	2,092	1,826	1,177
	小計			7,932	2,092	17,130	1,177
処理及び維持管理費	人件費	一般職		24,974	4,982	0	0
		技能職	収集運搬	841	0	0	0
			中間処理	2,944	5,197	0	0
			最終処分	4,241	577	0	0
	処理費		収集運搬費	14,696	4,131	2,740	1,656
			中間処理費	11,301	3,844	4,125	0
			最終処分費	8,951	4,953	1,067	0
	車両等購入費			0	93	0	9,658
	委託費		収集運搬費	165,063	22,680	41,268	21,928
			中間処理費	20,978	9,742	0	330
			最終処分費	6,250	2,926	1,080	132
			その他	0	4,735	0	0
	組合分担金			207,217	35,204	23,912	10,508
	調査研究費			0	0	0	0
	小計			467,456	99,064	74,192	44,212
その他				0	0	0	0
合計				475,388	101,156	91,322	45,389

表 2.1.28　ごみ処理原価の状況(平成30年度)

区分	単位	名寄市	美深町	下川町	音威子府村
ごみ処理経費	千円/年	475,388	101,156	91,322	45,389
計画収集人口	人	27,224	4,291	3,274	679
ごみ処理量	t/年	9,775	1,224	940	301
1人当たりごみ処理原価	千円/人	17.462	23.574	27.893	66.847
1t当たりごみ処理原価	千円/t	48.633	82.644	97.151	150.794

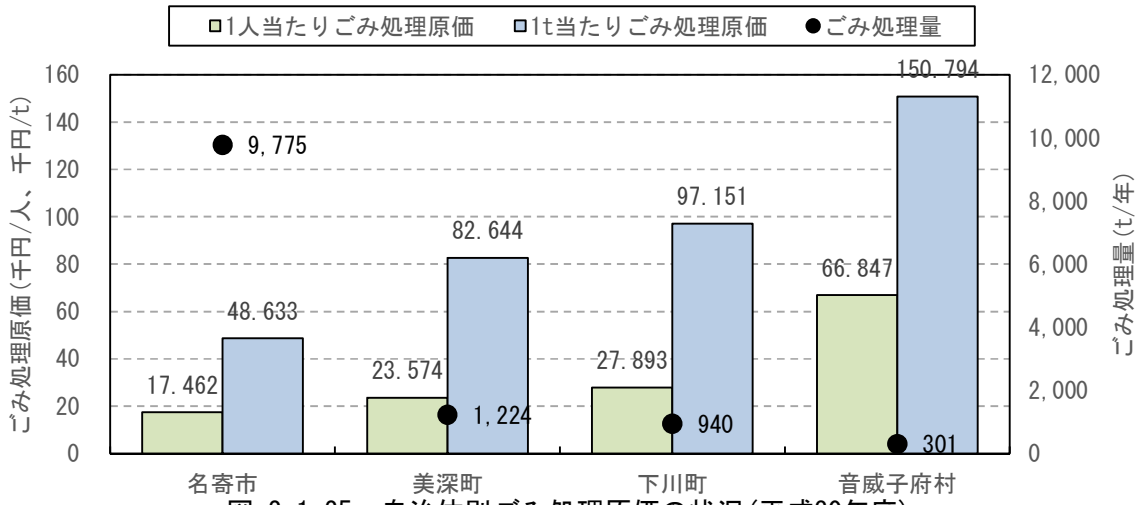

図 2.1.25　自治体別ごみ処理原価の状況(平成30年度)

表 2.1.29　ごみ処理原価の状況(名寄市)

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理経費	千円/年	450,423	485,743	885,005	750,450	475,388
計画収集人口	人	28,726	28,280	27,944	27,557	27,224
ごみ処理量	t/年	10,039	10,056	9,913	9,831	9,775
1人当たりごみ処理原価	千円/人	15.680	17.176	31.671	27.233	17.462
1t当たりごみ処理原価	千円/t	44.867	48.304	89.277	76.335	48.633

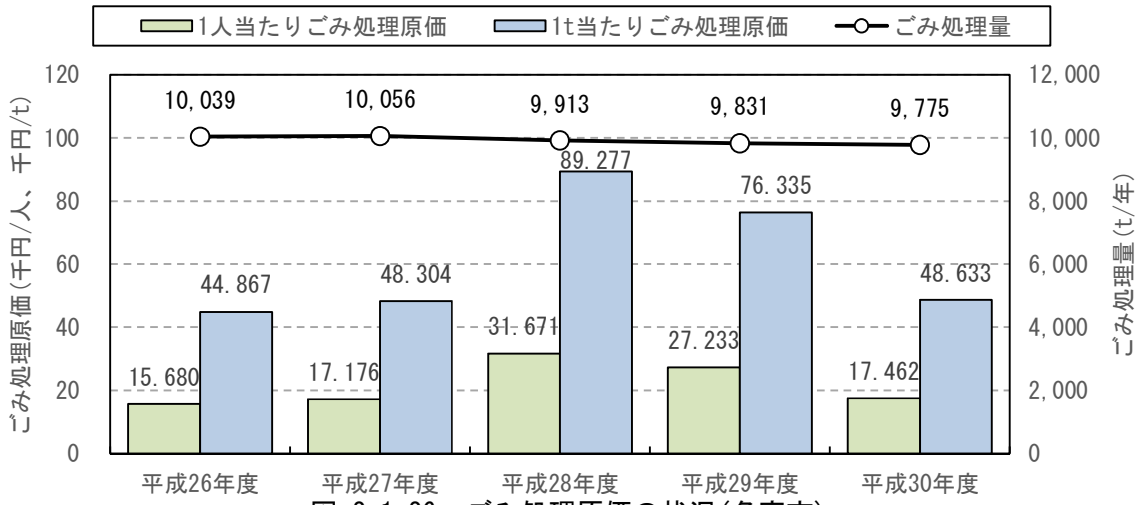

図 2.1.26　ごみ処理原価の状況(名寄市)

表 2.1.30　ごみ処理原価の状況(美深町)

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理経費	千円/年	107,380	114,882	208,834	200,579	101,156
計画収集人口	人	4,687	4,628	4,540	4,417	4,291
ごみ処理量	t/年	1,531	1,591	1,515	1,785	1,224
1人当たりごみ処理原価	千円/人	22.910	24.823	45.999	45.411	23.574
1t当たりごみ処理原価	千円/t	70.137	72.207	137.844	112.369	82.644

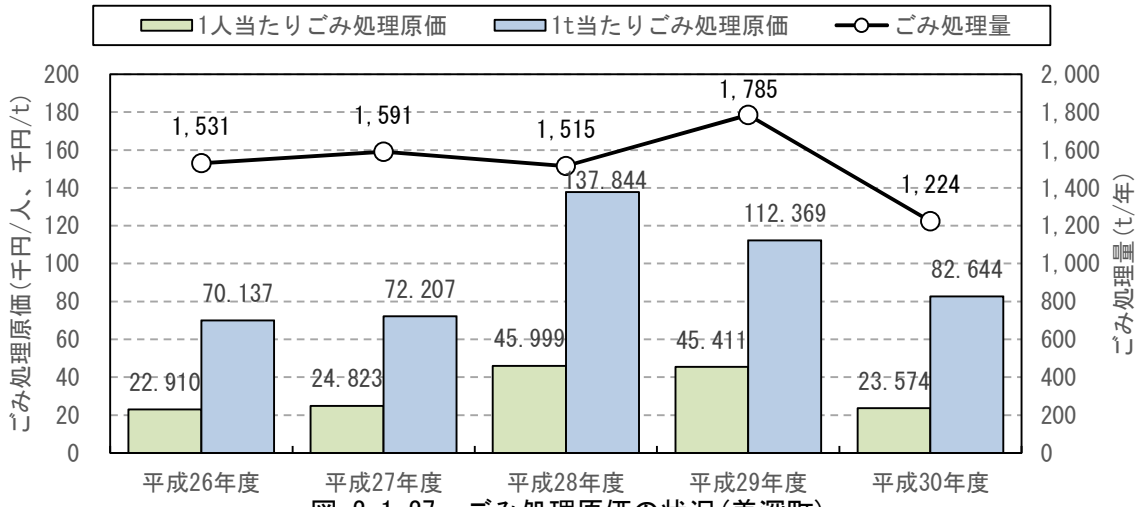

図 2.1.27　ごみ処理原価の状況(美深町)

表 2.1.31　ごみ処理原価の状況(下川町)

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理経費	千円/年	82,999	81,961	165,906	253,656	91,322
計画収集人口	人	3,445	3,383	3,342	3,314	3,274
ごみ処理量	t/年	1,028	1,039	1,076	1,026	940
1人当たりごみ処理原価	千円/人	24.093	24.227	49.643	76.541	27.893
1t当たりごみ処理原価	千円/t	80.738	78.885	154.188	247.228	97.151

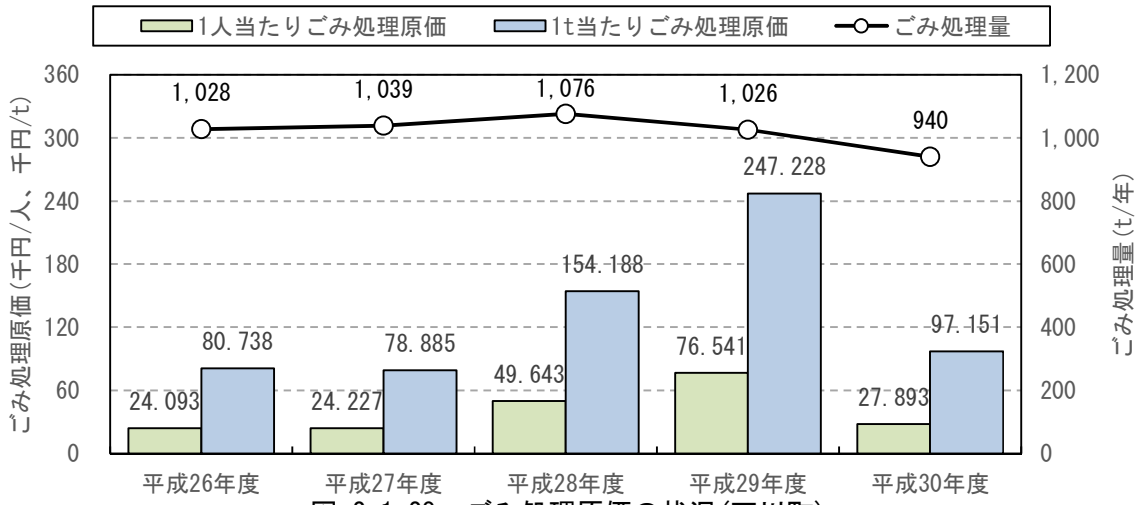

図 2.1.28　ごみ処理原価の状況(下川町)

表 2.1.32　ごみ処理原価の状況(音威子府村)

区分	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理経費	千円/年	31,843	35,586	91,380	71,326	45,389
計画収集人口	人	739	744	732	716	679
ごみ処理量	t/年	355	315	311	346	301
1人当たりごみ処理原価	千円/人	43.089	47.831	124.836	99.617	66.847
1t当たりごみ処理原価	千円/t	89.699	112.971	293.826	206.145	150.794

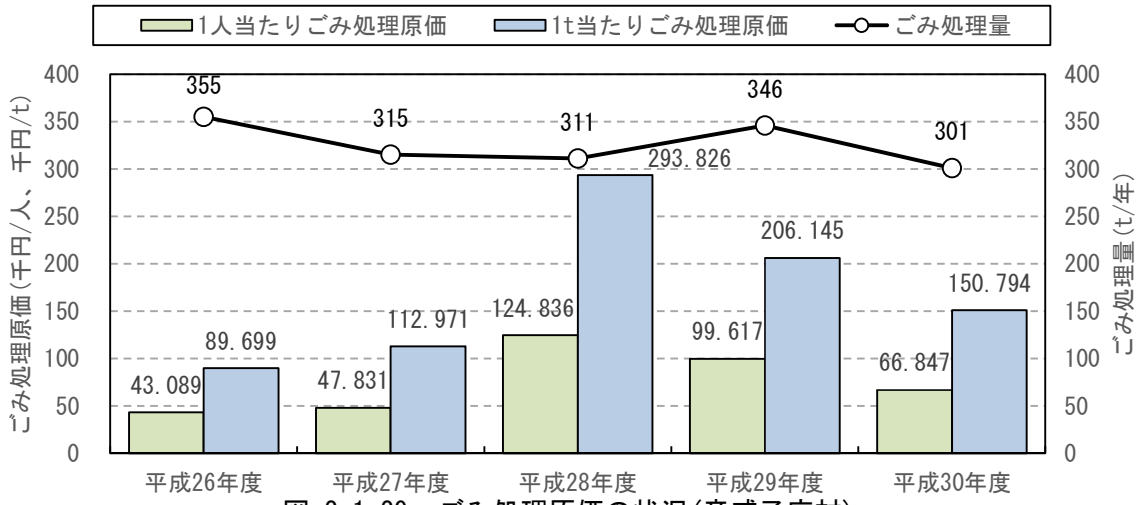

図 2.1.29　ごみ処理原価の状況(音威子府村)

第3節　ごみ処理の施策

1　発生抑制と再使用の推進

本市町村では、ごみの発生抑制と再使用の推進に向けて以下に示す施策に取り組んでいる。

有料化	指定袋又は収集券（シール）による有料化
環境教育	小中学生を中心としたリサイクルセンター等の見学を通じた教育活動
普及啓発	町内会をはじめとする地域住民の協力による啓発活動
助成	町内会等住民団体に対する助成金制度
レジ袋	袋対策店舗や関連団体等と協力し、マイバック及びマイバスケット運動を実施
再使用の推進	広報誌及び町内会パンフレット等を通じて啓発

(1) ごみ処理の有料化

本市町村では、それぞれにごみの有料化が実施されており、その内容は次表のとおりとなっている。なお、家庭系及び事業系の直接搬入ごみは、現金による納付で統一されている。

表 2.1.33　ごみ処理の有料化状況

自治体名	区分	炭化ごみ	埋立ごみ(一般ごみ)	資源ごみ	その他(有害ごみ)	粗大ごみ	徴収方法
名寄市	家庭系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	無料	無料	有料 ごみ処理券	指定ごみ袋料金で手数料を徴収
	事業系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	－	－	－	処理施設で処理手数料を徴収
美深町	家庭系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	無料	無料	有料 ごみ処理券	指定ごみ袋料金で手数料を徴収
	事業系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	無料	－	－	処理施設で処理手数料を徴収
下川町	家庭系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	無料	無料	有料 ごみ処理券	指定ごみ袋料金で手数料を徴収
	事業系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	有料 単純従量制	－	－	処理施設で処理手数料を徴収
音威子府村	家庭系	有料 単純従量制	有料 単純従量制	一部有料 単純従量制	無料	有料 ごみ処理券	指定ごみ袋料金で手数料を徴収
	事業系	－	有料 単純従量制	－	－	－	処理施設で処理手数料を徴収

※単純従量制とは、排出量に応じてごみ処理手数料を負担する方式である。
※下川町は平成30年1月から、音威子府村は平成31年4月から生ごみを炭化ごみとして排出･処理している。
※平成30年度の広域最終処分の開始に伴い、美深町及び下川町の事業系粗大ごみは事業系埋立ごみ(一般ごみ)として排出･処理している。
※平成31年4月から、本市町村ではスプレー缶類を無料で収集･処理している。

第4節　ごみ処理の評価

1　ごみ処理の評価基準

次に本市町村におけるごみ処理の実態を、全国平均値を用いて評価する。

評価基準は、全国公表値(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」)の直近データが平成29年度であるため、これと比較する各自治体の実績についても、同公表年度の数値を用いることとする(温室効果ガス排出量について、全国平均値は、独立行政法人国立環境研究所「日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2019年)」を基に算出し、本市町村値は、名寄地区広域最終処分場が稼働した平成30年度の実績に基づく算出値とした。)。

また、評価手法は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成25年4月改訂　環境省)(以下「システム指針」という。)に準拠し、このうち評価可能な項目と一部参考値を評価計算する。

システム指針に基づく指標の計算方法と評価指数の見方は、次のとおりとなっている。

表 2.1.34　指標の算出方法

指標の名称		単位	計算方法
①	人口1人1日当たりのごみ総排出量	kg/人･日	ごみ総排出量(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量)÷計画収集人口÷年間日数(日/年)
②	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷ごみ総排出量
③	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	民間の焼却施設で余熱の場内利用を実施しているが、正確なデータがないため算出していない。
④	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷ごみ総排出量
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たり排出量	kg/人･日	温室効果ガス排出量(kg/年)÷人口(人)÷年間日数(日/年)
⑥	住民満足度	－	アンケート調査に基づく住民満足度調査を実施していないため算出していない。
⑦	人口1人当たり年間処理経費	円/人･年	(人件費＋処理費＋委託費＋調査研究費＋組合分担金(処理及び維持管理費分))÷計画収集人口
⑧	資源回収に要する費用	円/t	資源回収のみに要する費用を区分していないので算出していない。
⑨	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収のみに要する費用を区別していないので算出していない。
⑩	最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量のみに要する費用を区別していないので算出していない。
参考	減量率	%	(直接資源化量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量
	リサイクル率	%	(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)÷(ごみ処理量＋集団回収量)

※⑤、⑦について、それぞれ廃棄物処理に関する指標としているが、本評価では生活排水処理を除き、ごみ処理に関する指標を計算する。

※「資源回収率」と「リサイクル率」の違いは、分母となるごみの種別の違いであり、資源回収率が「ごみ総排出量」(計画収集量＋直接搬入量＋資源回収量)であるのに対し、リサイクル率は「ごみ処理量」(直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量)＋「資源回収量」となっている。

表 2.1.35　評価指数の見方

指標の名称		評価指数の見方
①	人口1人1日当たりのごみ総排出量	評価指数が大きいほど排出量は少なくなる
②	廃棄物からの資源回収率	評価指数が大きいほど資源回収率は高くなる
③	廃棄物からのエネルギー回収率	評価指数が大きいほどエネルギー回収率は多くなる
④	廃棄物のうち最終処分される割合	評価指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの1人1日当たり排出量	評価指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
⑥	住民満足度	評価指数が大きいほど住民満足度は高くなる
⑦	人口1人当たり年間処理経費	評価指数が大きいほど1人当たり処理費は少なくなる
⑧	資源回収に要する費用	評価指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑨	エネルギー回収に要する費用	評価指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑩	最終処分減量に要する費用	評価指数が大きいほど費用対効果は高くなる
参考	減量率	評価指数が大きいほど減量率は高くなる
	リサイクル率	評価指数が大きいほどリサイクル率は高くなる

2　ごみ処理評価の結果

ごみ処理の評価は、前表①、②、④、⑤、⑦及び〔参考〕減量率、リサイクル率についての7項目の評価を行った。

各自治体の評価指数の算出結果を以下に示す。

(1) 名寄市

名寄市のごみ処理評価指数の算出結果は、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」で全国平均を上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

表 2.1.36　評価指数の算出結果(名寄市)

区分	単位	全国平均	名寄市	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	1,013.29	89.9
資源回収率	%	21.3%	15.2%	71.4
最終処分率	%	9.0%	60.9%	-476.7
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.178	158.7
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	16,720	78.1
(参考)減量率	%	74.6%	43.5%	58.3
(参考)リサイクル率	%	20.2%	15.2%	75.2

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の名寄市値は平成30年度値、その他は平成29年度値。
※評価指数は、全国平均の指標値を100とした場合の名寄市の指標値の比率(または偏差値)である。
※最終処分率の名寄市値は衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。
※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。

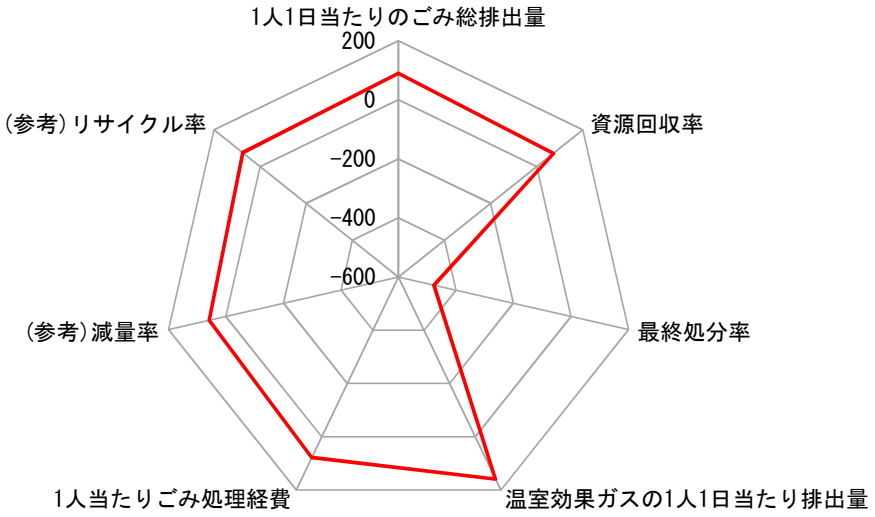

図 2.1.30　ごみ処理評価の結果(名寄市)

(2) 美深町

美深町のごみ処理評価指数の算出結果は、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」で全国平均を上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

表 2.1.37　評価指数の算出結果(美深町)

区分	単位	全国平均	美深町	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	1,107.18	79.7
資源回収率	%	21.3%	20.8%	97.7
最終処分率	%	9.0%	59.2%	-457.8
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.143	166.8
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	25,446	14.5
(参考)減量率	%	74.6%	41.3%	55.4
(参考)リサイクル率	%	20.2%	20.8%	103.0

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の美深町値は平成30年度値、その他は平成29年度値。
※評価指数は、全国平均の指標値を100とした場合の美深町の指標値の比率(または偏差値)である。
※最終処分率の美深町値は衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。
※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。

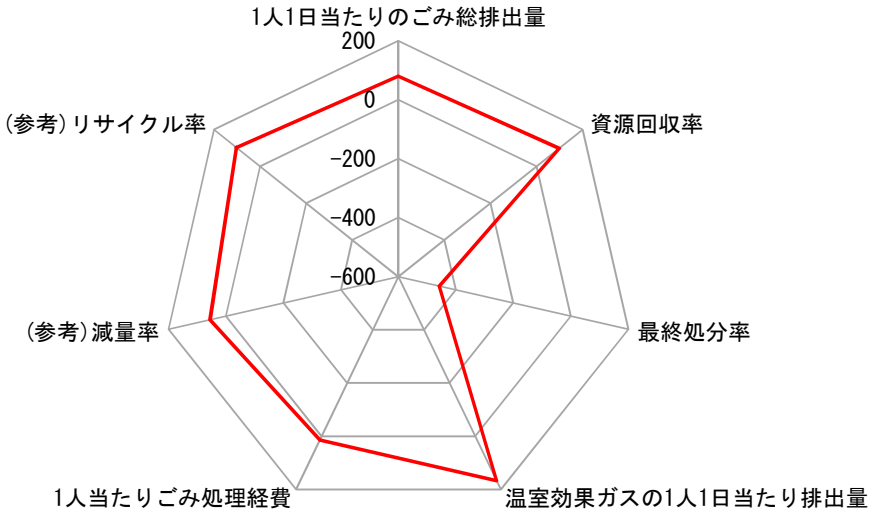

図 2.1.31　ごみ処理評価の結果(美深町)

(3) 下川町

下川町のごみ処理状況は、「資源回収率」、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」及び「リサイクル率」で全国平均を大きく上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

表 2.1.38　評価指数の算出結果(下川町)

区分	単位	全国平均	下川町	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	848.21	107.8
資源回収率	%	21.3%	37.1%	174.2
最終処分率	%	9.0%	44.5%	-294.4
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.136	168.4
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	17,174	74.8
(参考)減量率	%	74.6%	55.8%	74.8
(参考)リサイクル率	%	20.2%	37.1%	183.7

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の下川町値は平成30年度値、その他は平成29年度値。
※評価指数は、全国平均の指標値を100とした場合の下川町の指標値の比率(または偏差値)である。
※最終処分率の下川町値は衛生センター残渣を除く。
※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。

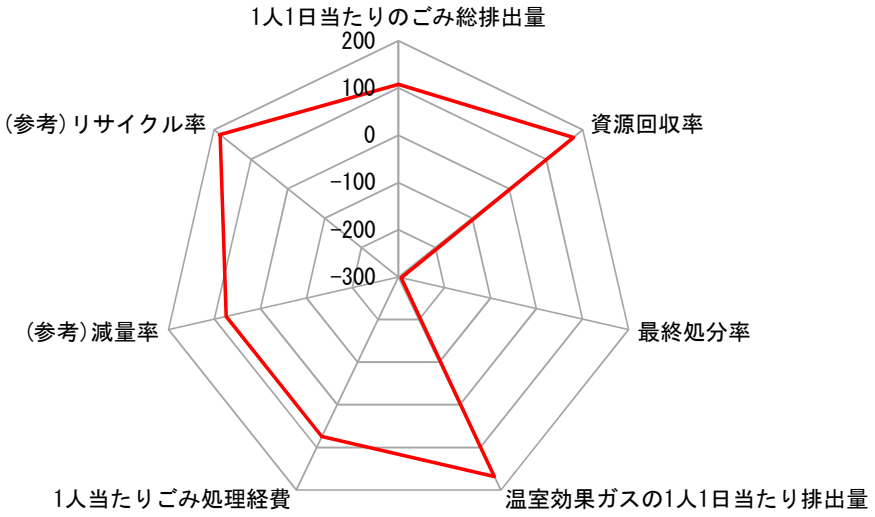

図 2.1.32　ごみ処理評価の結果(下川町)

(4) 音威子府村

音威子府村のごみ処理状況は、「資源回収率」、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」及び「リサイクル率」で全国平均を大きく上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

表 2.1.39　評価指数の算出結果(音威子府村)

区分	単位	全国平均	音威子府村	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	1,323.95	56.1
資源回収率	%	21.3%	58.1%	272.8
最終処分率	%	9.0%	38.7%	-230.0
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.122	171.7
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	38,605	-81.4
(参考)減量率	%	74.6%	61.3%	82.2
(参考)リサイクル率	%	20.2%	58.1%	287.6

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の音威子府村値は平成30年度値、その他は平成29年度値。
※評価指数は、全国平均の指標値を100とした場合の音威子府村の指標値の比率(または偏差値)である。
※最終処分率の音威子府村値は衛生センター残渣を除く。
※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。

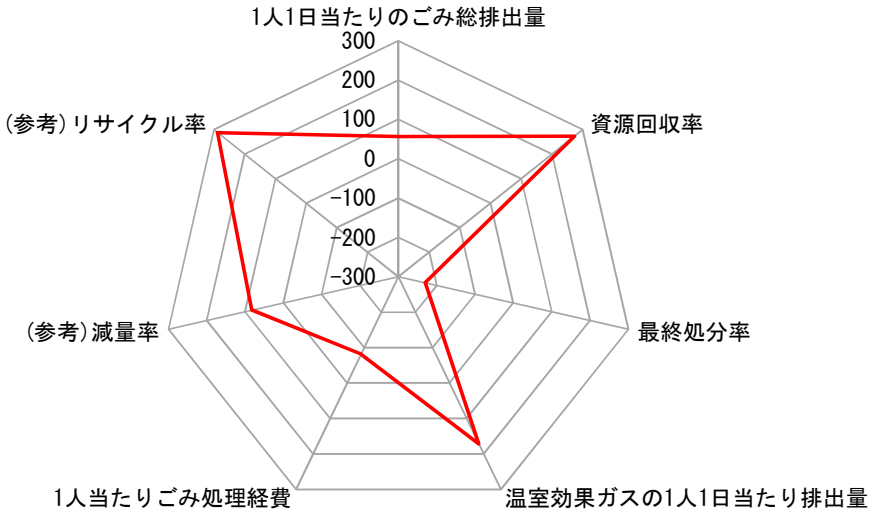

図 2.1.33　ごみ処理評価の結果(音威子府村)

3　現ごみ処理基本計画目標の達成状況

現状(平成30年度)における現ごみ処理基本計画の数値目標の達成状況を以下に示す。

(1) 名寄市

名寄市の現ごみ処理基本計画の達成状況は、1事業所当たり年間排出量は達成しているが、ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位について達成できていない。特に、家庭系ごみ排出量原単位については大きな差があり、59.40g/人･日の減量が必要となっている。

表 2.1.40　名寄市の現ごみ処理基本計画目標の達成状況

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位(集団回収量除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	983.72 あと0.7%減	977
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみ、集団回収量を除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	474.40 あと12.5%減	415
1事業所当たり年間排出量 現ごみ処理基本計画の達成状況	t/事業所･年	2.47 ○	2.52

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(1,505事業所)としている。

(2) 美深町

美深町の現ごみ処理基本計画の達成状況は、ごみ総排出量原単位及び1事業所当たり日排出量は達成しているが、家庭系ごみ排出量原単位について達成できておらず、22.70g/人･日の減量が必要となっている。

表 2.1.41　美深町の現ごみ処理基本計画目標の達成状況

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	781.50 ○	1,016
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみを除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	429.70 あと5.3%減	407
1事業所当たり日排出量 現ごみ処理基本計画の達成状況	kg/事業所･日	2.4 ○	5.6

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(295事業所)としている。

(3) 下川町

下川町の現ごみ処理基本計画の達成状況は、1事業所当たり日排出量は達成しているが、ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位について達成できていない。特に、家庭系ごみ排出量原単位については、現在は生ごみを炭化処理しているため、大きく増加しており、132.12g/人･日の減量が必要となっている。

表 2.1.42　下川町の現ごみ処理基本計画目標の達成状況

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位 　現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	786.60 あと0.2%減	785
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみを除く※) 　現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	430.12 あと30.7%減	298
1事業所当たり日排出量 　現ごみ処理基本計画の達成状況	kg/事業所･日	2.3 ○	2.5

※現ごみ処理基本計画においては、生ごみは資源としているため、該当値から除いている。
※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(244事業所)としている。

(4) 音威子府村

音威子府村の現ごみ処理基本計画の達成状況は、ごみ総排出量原単位、家庭系ごみ排出量原単位及び1事業所当たり日排出量の全てにおいて達成できていない。特に、ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位については、人口の減少による影響が大きく、192.77g/人･日の減量が必要となっている。また、令和元年度から、生ごみを炭化処理しているため、さらなる減量が必要となる。

表 2.1.43　音威子府村の現ごみ処理基本計画目標の達成状況

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位 　現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	1,214.52 あと36.4%減	773
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、生ごみ、有害ごみを除く) 　現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人･日	435.77 あと44.2%減	243
1事業所当たり日排出量 　現ごみ処理基本計画の達成状況	kg/事業所･日	0.8 あと12.5%減	0.7

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(71事業所)としている。

第5節　ごみ処理行政の動向

1　循環型社会形成のための法体系

平成12年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）が制定され、図に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されている。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要がある。

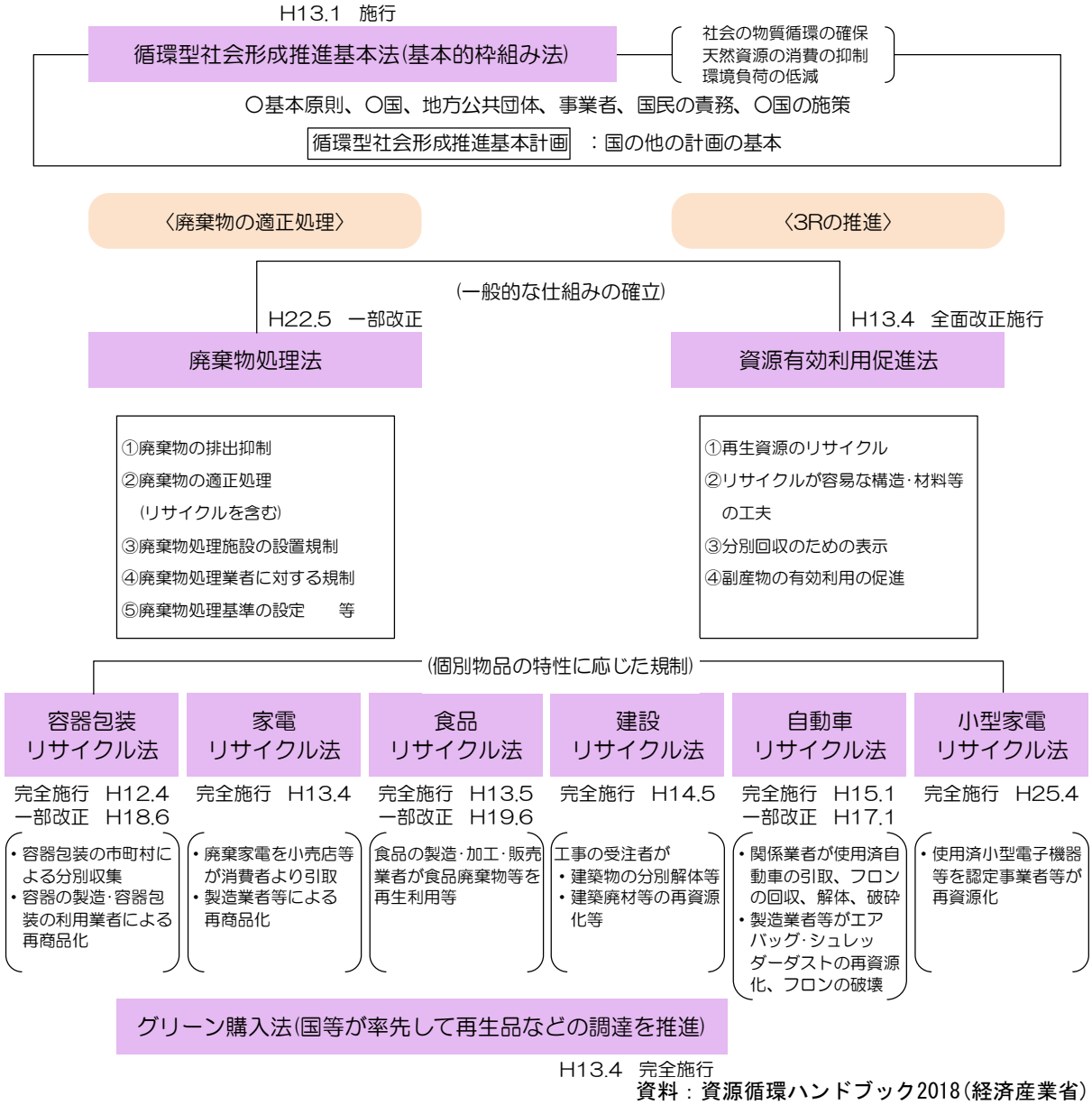

資料：資源循環ハンドブック2018(経済産業省)

図 2.1.34　循環型社会の形成のための法体系

2　国の計画等

(1) 循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、国は循環基本法に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定している。

表 2.1.44　「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)」の概要(国の取組)

区分	概要
持続可能な社会づくりとの統合的取組	○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
地域循環共生圏形成による地域活性化	○地域循環共生圏形成による地域活性化 ○コンパクトで強靭なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等
適正処理の推進と環境再生	○適正処理(安定的・効率的な処理体制等) ○環境再生(マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策等) ○東日本大震災からの環境再生
災害廃棄物処理体制の構築	○自治体(災害廃棄物処理計画策定等) ○地域(地域ブロック協議会開催等) ○全国(D.Waste-Netの体制強化等)
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	○国際資源循環(国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を生かし適正にリサイクル等) ○海外展開(我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開等)
循環分野における基盤整備	○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発棟(廃棄物分野のIT活用) ○人材育成、普及啓発等(Re-Stlyleキャンペーン)

表 2.1.45 「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)」の概要(指標・数値目標)

項目			指標の種類	指標
循環型社会の全体像	入口	資源生産性	物質フロー指標	約49万円/トン(令和7年度)
	循環	入口側の循環利用率	物質フロー指標	約18%(令和7年度)
		出口側の循環利用率		約47(令和7年度)
	出口	最終処分量	物質フロー指標	約1,300万トン(令和7年度)
持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み	環境的側面と経済的側面の統合的向上		項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：平成12年度の約2倍(令和7年度)
	環境的側面と社会的側面の統合的向上		項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減(令和12年度)
				事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
	循環と低炭素の統合的向上		項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%(令和4年度)
多種多様な地域循環共生圏の形成			項目別物質フロー指標	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日(令和7年度)
				1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除く)：約440g/人・日(令和7年度)
				事業系ごみ排出量：約1,100万トン(令和7年度)
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環			項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約47%(令和7年度)
	バイオマス(食品、木など)		項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減(令和12年度)
				事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
			項目別取組指標	食品循環資源の再生利用等実施率：食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%(令和元年度)
	土石・建設材料		項目別取組指標	個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率：100%(令和2年度)
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進		項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(令和4年度)
				一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成29年度の水準(20年分)を維持(令和4年度)
				産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の10年分程度(令和2年度)
万全な災害廃棄物処理体制の構築			項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60%(令和7年度)
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備		項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%(令和4年度)
	循環分野における人材育成、普及啓発等		項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90%(令和7年度)
				具体的な3R行動の実施率：平成24年度の世論調査から約20%上昇(令和7年度)

※数値目標が定められている代表指標のみを抜粋。

(2) 廃棄物処理法に基づく基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号)」は、平成28年1月に一部変更され、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的方向、減量・リサイクル等の目標、施策推進に関する基本的事項、廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項等が定められた。

基本的な方針のうち、主に一般廃棄物に関する方針の概要を以下に整理する。

表 2.1.46 「廃棄物処理基本方針(平成28年1月)」の概要(1)

区分		主な変更箇所
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標(令和2年度)	排出量	【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	【一般廃棄物】約27%に増加 【産業廃棄物】約56%に増加
	最終処分量	【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】500g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く)
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	・食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 ・自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 ・使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	・関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 ・民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 ・他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 ・災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 ・水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	・事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 ・地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 ・焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	・熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		・技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 2.1.47 「廃棄物処理基本方針(平成28年1月)」の概要(2)

区分		主な変更箇所
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	施策の基本的考え方	・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
	市町村の役割	・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
	都道府県の役割	・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
	国の役割	・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
	事業者及び技術専門家の役割	・非常災害発生時においては、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
	大学・研究機関等専門家の役割	・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
	災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時においては、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
	災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システム的課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年ごとに策定されるものである。

平成30年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調している。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策について定めている。

表 2.1.48 「廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)」の概要(1)

区分	計画概要
計画期間	■平成30年度から令和4年度の5年間
基本的理念	■基本原則に基づいた3Rの推進 ■気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標 (平成29年度見込み値からの令和4年度目標)	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：平成29年度の水準(20年分)を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70% ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76% ・省エネ型浄化槽の導入によるCO_2排出削減量：5万トンCO_2 → 12万トンCO_2
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント	**(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進** ・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 ・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 **(2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営** ・廃棄物の広域的な処理や施設集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラと連携など、地域全体で安定化・効率を図っていく。 ・地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。 **(3)廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進** ・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギー供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して地域における廃棄物エネルギーの利活用に関す計画を策定する。 ・家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。 **(4)廃棄物系バイオマスの利活用の推進** ・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せよるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

表 2.1.49 「廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)」の概要(2)

区分	計画概要
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント	**(5)災害対策の強化** ・施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靭性を確保する。 ・災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 **(6)地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備** ・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 ・地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などと連携を進める。 **(7)地域住民等の理解と協力の確保** ・地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。 ・日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。 **(8)廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化** ・入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

(4) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第8条に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されている。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。また、廃棄物処理における取り組みとして3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとすることが必要となる。

表 2.1.50 「地球温暖化対策計画(平成28年5月)」の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【令和4年度】平成17年度比3.8%減 【令和12年度】平成25年度比26.0%減(平成17年度比25.4%減)
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	■日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制 ■地球温暖化防止活動への参加
温室効果ガスの排出削減対策・施策(廃棄物処理関連)		■廃棄物処理における取組(エネルギー起源二酸化炭素) ・温室効果ガスの排出削減にも資する3Rの推進 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制の推進 ■廃棄物焼却量の削減(非エネルギー起源二酸化炭素) ・3Rの取組を促進することにより、石油を原料とする廃プラスチックなどの廃棄物の焼却量の削減(市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入や個別リサイクル法に基づく措置の実施等による廃棄物の排出抑制、再生利用の推進) ■廃棄物最終処分量の削減(メタン) ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた取組の促進(市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等) ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用(メタン) ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することによる嫌気性埋立構造と比べた場合の生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解の抑制 ■一般廃棄物焼却量の削減等(一酸化二窒素) ・3Rの取組の促進による一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

3　北海道の計画

(1) 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成22年4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画(第1次)」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組を進めてきた。

計画中間年度である平成26年度に行った目標の達成状況の検証結果や、国や北海道による関係計画の策定や社会情勢の変化を踏まえ、令和元年度を目標年度とし、新たに「低炭素社会」づくりや「自然共生社会」づくりとの統合的取組や、2Rの取組優先等を盛り込み「北海道循環型社会形成推進基本計画」が平成27年3月に改訂された。

※現在、北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)の素案作成に当たっている(令和2年度から概ね10年)。

表 2.1.51　「北海道循環型社会形成推進基本計画[改訂版](平成27年3月)」の概要

区分	計画概要
計画期間	平成22年度から概ね10年
計画の目標	北海道らしい循環型社会の形成 ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、または適正に処理されるなど、3R(スリーアール)や適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。
指標及び数値目標(目標年次：令和元年度)	【物質フロー指標】 (1)循環利用率 16%(平成24年度14.5%から1.5%増) (2)最終処分量 86万トン以下(平成24年度112万トンから約23%削減)
	【取組指標】 (1)環境に配慮した取組の推進に関する目標値 ◆道民：ごみ減量化、再使用・再利用のための具体的行動→意識度：95%以上、実践度：60～80%以上 ◆事業者：環境管理システムの認証取得事業所数→780件以上 ◆市町村：グリーン購入の全庁的実施市町村→全ての市町村が全庁で組織的に実施 (2)廃棄物の処理に関する目標値 ①一般廃棄物　◆排出量 180万トン以下(平成24年度比約10%削減) ◆1人1日当たり排出量 940g/人・日以下(平成24年度比約6%削減) ◆リサイクル率 30%以上(平成24年度より6.4ポイント増加) ◆最終処分量 40万トン以下(平成24年度比28%削減) ②産業廃棄物　◆排出量 3,900万トン以下(平成24年度同程度) ◆再生利用率 57%以上(平成24年度より1.1ポイント増加) ◆最終処分量 57万トン以下(平成24年度比21%削減) (3)バイオマス利活用に関する目標値 ◆廃棄物系バイオマス利活用率(炭素量換算) 90%以上(平成24年度88.2%) ◆未利用バイオマス利活用率(炭素量換算) 70%以上(平成24年度60.4%) ◆バイオマス活用推進計画等策定市町村 50市町村(平成26年度44市町村) (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興に関する目標値 ◆廃棄物の処理に関する目標(前述(2))を目標とする ◆リサイクル認定製品数 220製品以上(平成25年度136製品)
道が総合的・計画的に講ずべき施策	(1)3Rの推進 ①環境に配慮したライフスタイル・事業活動への変革、②廃棄物等の有効利用システムの構築、③環境と調和した主要産業の発展 (2)廃棄物の適正処理の推進 (3)バイオマスの利活用の推進 (4)リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

(2) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきた。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月の改定を経て、平成27年3月に新たな北海道廃棄物処理計画(第4次)が策定されている。

主に一般廃棄物に関する「北海道廃棄物処理計画」の概要を以下に整理する。

※現在、北海道廃棄物処理計画(第5次)の策定に当たっている(令和2年度～令和6年度)。

表 2.1.52 「北海道廃棄物処理計画(第4次)(平成27年3月)」の概要(一般廃棄物)

区分	計画概要		
計画期間	5年間(平成27年度から令和元年度まで)		
適正処理に関する目標(目標年次：令和元年度)		目標(令和元年度)	現状(平成24年度)
	(1)排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	1,800千トン(約11%削減)以下 940g/人・日 590g/人・日	2,013千トン 1,004g/人・日 622g/人・日
	(2)適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	23.6%
	(3)適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	290千トン(約28%削減)以下	402千トン
	(4)バイオマスの利活用 ◆廃棄物系バイオマス利活用率(排出量ベース(炭素換算量))	88%以上	86%
施策展開の基本的な考え方	(1)適正な管理：廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進 (2)協働による取組：道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進 (3)透明性の確保：廃棄物処理に関する様々な情報の提供･公表、各主体相互の対話の促進		
一般廃棄物の処理に関する方針	(1)ごみの排出の抑制 ①総合的な排出抑制の推進 ②計画的な排出抑制の推進 (2)ごみの適正な循環的利用 ①リサイクル施設の適切な整備促進等 ②循環的利用の推進 ③個別リサイクル法に基づく循環的利用の推進 (3)ごみの適正処分の確保 ①計画的で効率的な処分の促進 ②安全･安心な処分の促進 (4)ごみの広域的な処理 ①ごみ処理の広域化の円滑な推進 ②広域的な3Rの取組の推進 (5)効率的なごみ処理事業の運営 (6)災害廃棄物対策等 (7)生活排水対策		

(3) 北海道災害廃棄物処理計画

北海道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物(災害廃棄物)の迅速かつ適正な処理を推進するため、平成30年3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定している。

北海道災害廃棄物処理計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて発災時に北海道が対応すべき事項や、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめているほか、今後、市町村が「市町村災害廃棄物処理計画」を策定する際の参考として活用してもらうことも目的としている。

表 2.1.53 「北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)」の概要

区分		計画概要
対象とする災害		■地震災害及び水害その他の災害
対象とする業務と災害廃棄物	業務	■一般的な廃棄物処理業務である収集･運搬、再資源化、中間処理、最終処分 ■個人及び中小企業の損壊家屋･事業所等の解体･撤去　等
	災害廃棄物	■地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 ■放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象外
役割分担	道の役割	■発災に備えた、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携、市町村の災害廃棄物処理計画策定の必要性の周知や、技術的支援等 ■発災時の被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援 ■災害の規模に応じた周辺市町村との広域的な処理体制の構築や、処理全体の進行管理 ■被害状況や作業の進捗状況を踏まえた事業者や関係団体への応援要請、市町村や関係団体等との調整 ■被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整 ■被害が甚大な場合など道内での処理が困難な場合は、国と連携して他ブロックでの処理について要請 ■災害により、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合に、当該市町村から地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、道が処理主体となった災害廃棄物処理実行計画を策定、災害廃棄物の処理
	市町村の役割	■発災後の災害廃棄物の処理、平常時と同様の生活ごみの回収･処理、避難所ごみの回収･処理 ■仮設トイレの設置とし尿の回収･処理など被災地域の衛生確保 ■災害廃棄物の処理にあたり、適正かつ円滑、迅速な処理及び可能な限り再生利用に努めた減量化 ■被災状況を踏まえた道及び事業者等に対する支援要請の検討
	国の役割	■市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、道外の他都府県との広域処理に係る調整、災害廃棄物の処理に関する情報提供などの支援 ■大規模災害時において、市町村自らの処理が困難として要請がある場合には、国が災害廃棄物の処理を代行
	事業者の役割	■災害廃棄物の早期処理に資するため、道又は市町村から災害廃棄物処理に関する協力要請があった場合の協力 ■発災時の協力内容の検討、人材や資機材などの把握

第6節 ごみ処理の課題

1　ごみの発生抑制の課題

「第4節　ごみ処理の評価」より、本市町村の「1人1日当たりのごみ総排出量」を全国平均と比較すると、下川町は全国平均を下回ったが、名寄市、美深町及び音威子府村は全国平均を上回る結果となっている。美深町については、一般ごみ及び粗大ごみの排出量が平成29年度では増加し、平成30年度では減少していることから、最終処分の広域移行に伴う一時的な増加も要因と考えられる。

また、「リサイクル率」を同様に比較すると、美深町、下川町及び音威子府村は全国平均を上回ったが、名寄市は全国平均を下回る結果となっている。

これらの結果を踏まえ、さらなるごみ排出量の減量とリサイクル率の向上を目指し、ごみの発生抑制に取り組んでいく方針とする。

2　中間処理の課題

本市町村におけるごみの中間処理は、組合の名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センターで炭化処理を行っているほか、名寄市の広域ペットボトル圧縮梱包処理施設と広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設及び本市町村がそれぞれ有している資源化施設で資源化処理を行っている。

今後の中間処理については、施設整備基本方針において示すように(第1編参照)、可燃系ごみの焼却処理施設、不燃ごみの破砕選別施設、資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装類)の資源化施設を整備し、処理するものとしている。

各新中間処理施設について、施設整備基本方針を踏まえ、各施設の整備について検討を重ねていく。

3　最終処分の課題

「第4節　ごみ処理の評価」より、本市町村の「最終処分率」を全国平均と比較すると、「評価指数」において各自治体とも全国平均を大きく下回る結果となっている。

令和9年度稼働予定の中間処理施設により、最終処分量の減量が見込めるが、ごみの減量や適正分別排出による住民意識の向上により、最終処分量を減量し、最終処分場の延命化に努める必要がある。

第2章　ごみ処理基本計画

第1節　基本理念

1　ごみ処理の基本理念

本市町村では、現ごみ処理基本計画において、生活環境の基本的な問題であるごみの分別や資源のリサイクルなどについて、循環型社会を構築するために従来のごみを燃やして埋めるという処理の考え方を改め、ごみの排出量を可能な限り削減するとともに、環境への負荷を最小にするという考え方に転換しており、また、国の「環境基本法」及び「循環基本法」の理念である『発生抑制(リデュース：Reduce)』、『再使用(リユース：Reuse)』、『再生利用(リサイクル：Recycle)』の3Rに、「不要なものは買わない･断る(リフューズ：Refuse)」という積極的な考え方を含めた4Rを推進し、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

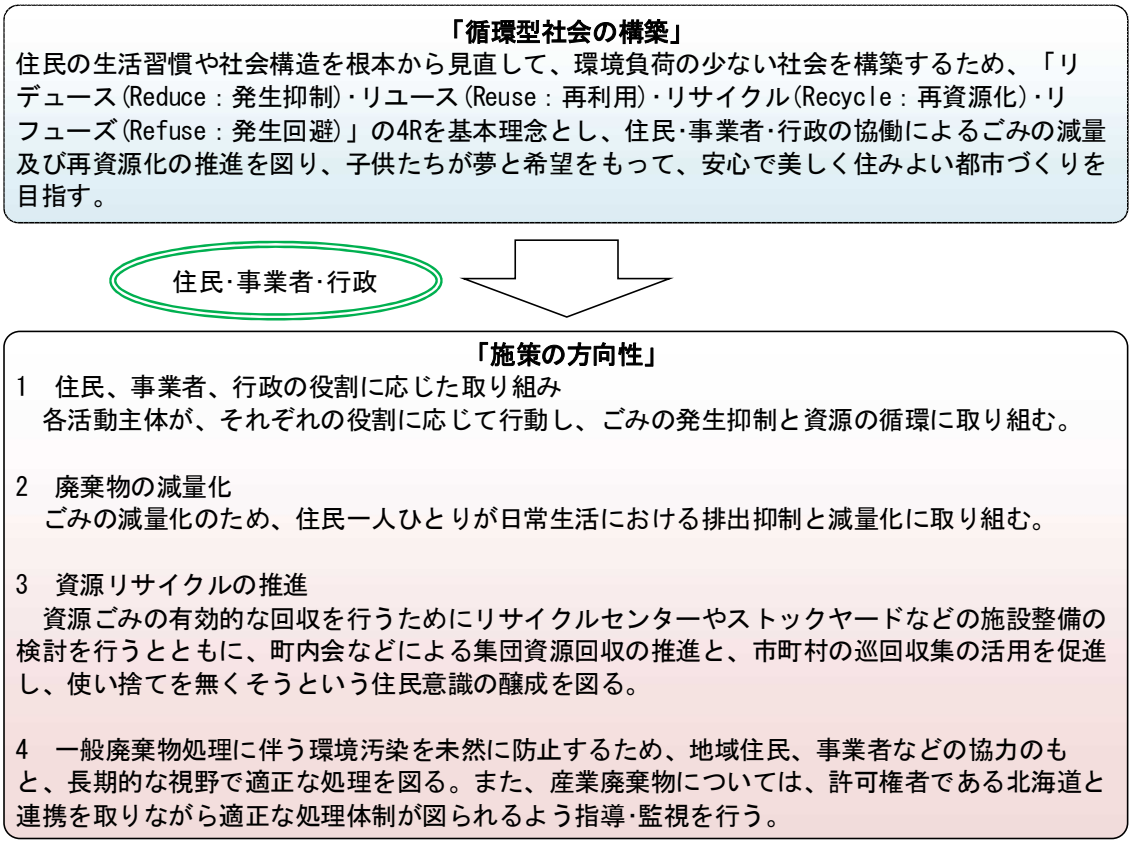

図 2.2.1　基本計画の概念図

第2節　基本方針

1　ごみ処理の基本方針

循環型社会形成の推進に向け、住民･事業者･行政が一体となり、相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担い、ごみの減量化や資源化並びに適正な廃棄物処理に取り組み、4Rを推進すべく各種施策を行う。

①　ごみの発生抑制

不要であるごみになるようなものは、「買わない･作らない･受け取らない」などにより、ごみや資源の発生そのものを抑制し、生産段階からごみを出さないように努め「リデュース」・「リフューズ」に努める。

②　ごみ排出の抑制

再使用･再利用できるものの活用により、発生したごみの減量化に努め、「リユース」に取り組む。

③　資源化の推進

可能な限り分別し、計画収集、拠点回収及び集団回収のほか、店頭回収などの資源回収を利用し、「リサイクル」に取り組む。

④　環境負荷の軽減

ごみ処理において、温室効果ガスの削減など、環境負荷の軽減のため、安全かつ適正な処理･処分を行うためのシステム構築に努める。

⑤　広域的共同処理

効率的な広域処理を行うため、ごみの排出区分･排出方法等の普及･啓発、指導により、住民･事業者･行政が一体となって、ごみの適正分別に取り組む。

⑥　効率的なごみ処理

安定した収集･運搬に配慮し、さらに、収集･運搬の経済性、効率性の向上を図るため、住民の意見や要望等を考慮しつつ、ごみ排出におけるルールづくりの見直しと指導の徹底を行う。

⑦　最終処分

ごみの発生抑制･排出抑制や資源化を推進し、最終処分量を削減する。また、安全かつ衛生的な最終処分体制の整備のため、徹底した適正分別と減容化対策に努め、既存施設の延命化に取り組む。

第3節　ごみ処理量の推計

1　ごみ処理基本計画の目標

本計画の目標年度は、現ごみ処理基本計画と同様に令和9年度とする。

また、中間目標年度を令和4年度として設定し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとする。

a. 人口推計

現状の人口推移の実績に基づき、各自治体の人口ビジョンや国立社会保障･人口問題研究所による平成30年度将来人口推計値に準じる。

b. ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測は、自治体ごとに、過去5年間のごみ排出量の実績を勘案し、将来人口及び現在のごみ排出･処理状況で推移した場合の「**ごみ排出量の現状推計**」を行い、次に、現ごみ処理基本計画の目標値や平成26年度から平成30年度までのごみ排出量実績を考慮した減量目標値を設定し、ごみの減量を目指す「**ごみ排出量の減量推計**」を行う。

ごみ区分別の排出量は、家庭系･事業系ごみそれぞれについて、平成26年度～平成30年度のごみ区分別排出量の家庭系･事業系ごみ排出量に対する割合の平均値で按分する。なお、平成31年4月から開始しているスプレー缶類の排出量については、スプレー缶の分別を行っている自治体の事例より、0.74g/人･日で排出されるものとし、現行の埋立ごみ(一般ごみ)中の不燃物より分別されるものとする。

また、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から、中間処理施設に合わせてごみ区分を変更する計画としており、現状の排出ごみ(埋立ごみ(一般ごみ))の組成を基に排出割合を設定して推計する。

c. ごみ処理量の予測

ごみの区分別処理量は、平成26年度から平成30年度までのごみ処理量実績を基に、処理量に対する各ごみ処理後搬出量割合を算出して推計する。

また、令和9年度稼働予定の新中間処理施設におけるごみ処理量、処理後搬出量については、他自治体の実績や各資料を基に設定して推計する。

2　人口推計

各自治体の将来人口は、名寄市は、「名寄市まち･ひと･しごと創生人口ビジョン(平成27年10月)」(以下「人口ビジョン」という。)における人口推計値を基に、美深町、下川町、音威子府村は国立社会保障･人口問題研究所(以下「社人研」という。)における「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」の人口推計値を基に以下の手法による推計値を各自治体の行政区域内人口推計値とした。

①　人口ビジョン又は社人研の推計値より、年度間を直線補完する。

②　平成30年度の年度末人口実績と①における平成30年度推計値の差を補正値とする。

③　①の推計値に②の補正値を加算し、年度末人口推計値とする。

以下に各自治体の行政区域内人口の推計結果を示す。

表 2.2.1　行政区域内人口の推計結果(名寄市)

(単位：人)

区分	人口ビジョン推計	実績	補正値 (H30人口ビジョン推計－H30実績)	補正推計 (人口ビジョン推計－補正値)
平成27年度	29,031	28,280	－	－
平成28年度	28,856	27,944		－
平成29年度	28,681	27,557		－
平成30年度	28,506	27,224		－
令和元年度	28,331	－	1,282	27,049
令和2年度	28,156	－		26,874
令和3年度	27,955	－		26,673
令和4年度	27,754	－		26,472
令和5年度	27,553	－		26,271
令和6年度	27,352	－		26,070
令和7年度	27,153	－		25,871
令和8年度	26,959	－		25,677
令和9年度	26,765	－		25,483
令和10年度	26,571	－		25,289
令和11年度	26,377	－		25,095
令和12年度	26,183	－		24,901

※「人口ビジョン推計」の着色箇所は人口ビジョンにおける推計値であり、その間は直線補完している。

表 2.2.2　行政区域内人口の推計結果(美深町)

(単位：人)

区分	社人研推計	実績	補正値 (H30社人研推計 －H30実績)	補正推計 (社人研推計 －補正値)
平成27年度	4,659	4,628	－	－
平成28年度	4,554	4,540		－
平成29年度	4,449	4,417		－
平成30年度	4,344	4,291		－
令和元年度	4,239	－	53	4,186
令和2年度	4,132	－		4,079
令和3年度	4,040	－		3,987
令和4年度	3,948	－		3,895
令和5年度	3,856	－		3,803
令和6年度	3,764	－		3,711
令和7年度	3,672	－		3,619
令和8年度	3,584	－		3,531
令和9年度	3,496	－		3,443
令和10年度	3,408	－		3,355
令和11年度	3,320	－		3,267
令和12年度	3,231	－		3,178

※「社人研推計」の着色箇所は社人研における推計値であり、その間は直線補完している。

表 2.2.3　行政区域内人口の推計結果(下川町)

(単位：人)

区分	社人研推計	実績	補正値 (H30社人研推計 －H30実績)	補正推計 (社人研推計 －補正値)
平成27年度	3,547	3,383	－	－
平成28年度	3,470	3,342		－
平成29年度	3,393	3,314		－
平成30年度	3,316	3,274		－
令和元年度	3,239	－	42	3,197
令和2年度	3,161	－		3,119
令和3年度	3,087	－		3,045
令和4年度	3,013	－		2,971
令和5年度	2,939	－		2,897
令和6年度	2,865	－		2,823
令和7年度	2,791	－		2,749
令和8年度	2,721	－		2,679
令和9年度	2,651	－		2,609
令和10年度	2,581	－		2,539
令和11年度	2,511	－		2,469
令和12年度	2,443	－		2,401

※「社人研推計」の着色箇所は社人研における推計値であり、その間は直線補完している。

表 2.2.4　行政区域内人口の推計結果(音威子府村)

(単位：人)

区分	社人研推計	実績	補正値 (H30社人研推計 －H30実績)	補正推計 (社人研推計 －補正値)
平成27年度	832	744		－
平成28年度	802	732		－
平成29年度	772	716	－	－
平成30年度	742	679		－
令和元年度	712	－		649
令和2年度	681	－		618
令和3年度	659	－		596
令和4年度	637	－		574
令和5年度	615	－		552
令和6年度	593	－		530
令和7年度	571	－	63	508
令和8年度	554	－		491
令和9年度	537	－		474
令和10年度	520	－		457
令和11年度	503	－		440
令和12年度	487	－		424

※「社人研推計」の着色箇所は社人研における推計値であり、その間は直線補完している。

表 2.2.5　行政区域内人口の推計結果(自治体別)

(単位：人)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
平成30年度	27,224	4,291	3,274	679	35,468
令和元年度	27,049	4,186	3,197	649	35,081
令和2年度	26,874	4,079	3,119	618	34,690
令和3年度	26,673	3,987	3,045	596	34,301
令和4年度	26,472	3,895	2,971	574	33,912
令和5年度	26,271	3,803	2,897	552	33,523
令和6年度	26,070	3,711	2,823	530	33,134
令和7年度	25,871	3,619	2,749	508	32,747
令和8年度	25,677	3,531	2,679	491	32,378
令和9年度	25,483	3,443	2,609	474	32,009

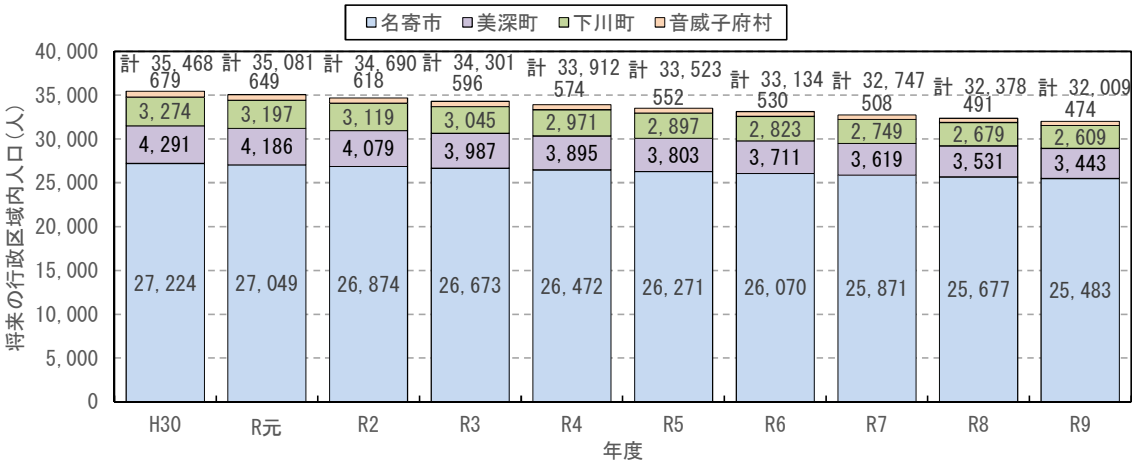

図 2.2.2　行政区域内人口の推計結果(自治体別)

3　ごみ排出量の現状推計

まず、過去5年間のごみ排出量の実績を勘案し、さらに、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から、炭化ごみ及び埋立ごみ(一般ごみ)を可燃ごみ及び不燃ごみに分別区分変更するものとした場合の「ごみ排出量の現状推計」を行う。

分別区分変更後について、可燃ごみは現行の炭化ごみと埋立ごみ(一般ごみ)のうちの炭化不適物の合計とし、不燃ごみは埋立ごみ(一般ごみ)のうちの不燃物とする。

名寄地区広域最終処分場における搬入ごみ質組成分析結果より、現行の埋立ごみ(一般ごみ)のうち炭化不適物の割合を90%、不燃物の割合を10%(スプレー缶類含む)とする。

また、ごみ排出量の現状推計は、家庭から排出される家庭系ごみと事業所などから排出される事業系ごみに分けて行う。

3.1　家庭系ごみの現状推計

家庭系ごみの現状推計は、年間排出量を計画収集人口及び年間日数で除した1人1日当たりの排出量(原単位)について、統計的手法を用いて推計する。

(1) 名寄市

①　家庭系ごみ排出量原単位の実績

名寄市における家庭系ごみ排出量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.6　家庭系ごみ排出量原単位の推移(名寄市)(再掲)

(単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭系ごみ排出量原単位	609.35	603.26	603.65	598.01	609.86

※家庭系ごみ排出量原単位(g/人･日)は「家庭系ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

②　家庭系ごみ排出量原単位の現状推計

名寄市における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による家庭系ごみ排出量原単位の推計結果は次ページに示すとおりとなる。

表 2.2.7　家庭系ごみ排出量原単位の統計式による推計(名寄市)

(x)	年度	実績値	直線式	y=-0.422483x+606.093013			
1	平成26年度	609.35	分数式	y=6.295999(1/x)+601.950391			
2	平成27年度	603.26	ルート式	y=-2.218020×x^(1/2)+608.544000			
3	平成28年度	603.65	対数式	y=-2.303538LN(x)+607.031198			
4	平成29年度	598.01	べき乗式	y=607.027401×(x^-0.003823)			
5	平成30年度	609.86	指数式	y=606.091826×(0.999294^x)			単位：g/人･日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	603.56	603.00	603.11	602.90	602.88	603.53
7	令和2年度	603.14	602.85	602.68	602.55	602.53	603.10
8	令和3年度	602.71	602.74	602.27	602.24	602.22	602.68
9	令和4年度	602.29	602.65	601.89	601.97	601.95	602.25
10	令和5年度	601.87	602.58	601.53	601.73	601.71	601.83
11	令和6年度	601.45	602.52	601.19	601.51	601.49	601.40
12	令和7年度	601.02	602.48	600.86	601.31	601.29	600.98
13	令和8年度	600.60	602.43	600.55	601.12	601.10	600.56
14	令和9年度	600.18	602.40	600.24	600.95	600.93	600.13
相関係数(r)		0.1364	0.4169	0.2203	0.2988	0.2994	0.1367
順位		6	1	4	3	2	5

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い分数式においても相関係数が低いため、名寄市の家庭系ごみ排出量原単位の現状推計は平成26年度～平成30年度(5年間)実績の平均値(604.83g/人･日)で一定推移するものする。

③　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計

名寄市における平成26年度～平成30年度における家庭系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.8　家庭系ごみのごみ区分別排出量の割合(名寄市)

区分	炭化ごみ	埋立ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	30.38%	46.75%	22.20%	0.05%	0.63%

※各割合は平成26年度～平成30年度における「家庭系各ごみ区分別排出量÷家庭系ごみ排出量」の平均である。
※四捨五入により、内訳の合計が100.00%となっていない。

表 2.2.9　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計結果(名寄市)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	1,819	1,802	1,789	1,775	1,767	1,748	1,735	1,722	-
可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	4,086
埋立ごみ	2,792	2,767	2,745	2,725	2,711	2,683	2,662	2,642	-
不燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	257
資源ごみ	1,336	1,324	1,314	1,304	1,298	1,285	1,275	1,266	1,259
その他(有害ごみ)	3	3	3	3	3	3	3	3	3
粗大ごみ	38	37	37	37	37	36	36	36	36
家庭系ごみ排出量　計	5,988	5,933	5,888	5,844	5,816	5,755	5,711	5,669	5,641

※家庭系ごみ排出量　計(t/年)は「家庭系ごみ排出量原単位(g/人･日)×計画収集人口(人)×年間日数(日/年)÷10^6」より算出している。なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

(2) 美深町

① 家庭系ごみ排出量原単位の実績

美深町における家庭系ごみ排出量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.10 家庭系ごみ排出量原単位の推移(美深町)(再掲)

(単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭系ごみ排出量原単位	672.22	661.22	649.93	741.22	617.41

※家庭系ごみ排出量原単位(g/人･日)は「家庭系ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② 家庭系ごみ排出量原単位の現状推計

美深町における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による家庭系ごみ排出量原単位の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.11 家庭系ごみ排出量原単位の統計式による推計(美深町)

(x)	年度	実績値	直線式	y=-2.960704x+677.281651			
1	平成26年度	672.22	分数式	y=4.937676(1/x)+666.144667			
2	平成27年度	661.22	ルート式	y=-7.070879×x^(1/2)+680.253630			
3	平成28年度	649.93	対数式	y=-3.948408LN(x)+672.180133			
4	平成29年度	741.22	べき乗式	y=672.724040×(x^-0.008629)			
5	平成30年度	617.41	指数式	y=678.466496×(0.994428^x)			単位：g/人･日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	659.52	666.97	662.93	665.11	662.40	656.10
7	令和2年度	656.56	666.85	661.55	664.50	661.52	652.44
8	令和3年度	653.60	666.76	660.25	663.97	660.76	648.81
9	令和4年度	650.64	666.69	659.04	663.50	660.09	645.19
10	令和5年度	647.67	666.64	657.89	663.09	659.49	641.60
11	令和6年度	644.71	666.59	656.80	662.71	658.95	638.02
12	令和7年度	641.75	666.56	655.76	662.37	658.45	634.47
13	令和8年度	638.79	666.52	654.76	662.05	658.00	630.93
14	令和9年度	635.83	666.50	653.80	661.76	657.58	627.42
相関係数(r)		0.1027	0.0351	0.0755	0.0551	0.0548	0.1015
順位		1	6	3	4	5	2

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い直線式においても相関係数が低いため、美深町の家庭系ごみ排出量原単位の現状推計は平成26年度～平成30年度(5年間)実績の平均値(668.40g/人･日)で一定推移するものする。

③　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計

美深町における平成26年度～平成30年度における家庭系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.12　家庭系ごみ排出量のごみ区分別排出量の割合(美深町)

区分	炭化ごみ	一般ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	25.49%	46.11%	27.71%	0.17%	0.52%

※各割合は平成26年度～平成30年度における「家庭系各ごみ区分別排出量÷家庭系ごみ排出量」の平均である。

表 2.2.13　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計結果(美深町)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	261	254	248	242	237	231	225	219	－
可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	565
一般ごみ	471	457	447	437	427	415	405	397	－
不燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	38
資源ごみ	285	277	271	264	259	252	246	240	234
その他(有害ごみ)	2	2	2	2	2	2	2	1	1
粗大ごみ	5	5	5	5	5	5	5	4	4
家庭系ごみ排出量　計	1,024	995	973	950	930	905	883	861	842

※家庭系ごみ排出量(t/年)は「家庭系ごみ排出量原単位(g/人･日)×計画収集人口(人)×年間日数(日/年)÷10^6」より算出している。なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

(3) 下川町

① 家庭系ごみ排出量原単位の実績

下川町における家庭系ごみ排出量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.14 家庭系ごみ排出量原単位の推移(下川町)(再掲)

(単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭系ごみ排出量原単位	662.46	682.45	704.20	675.42	613.38

※家庭系ごみ排出量原単位(g/人･日)は「家庭系ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② 家庭系ごみ排出量原単位の現状推計

下川町における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による家庭系ごみ排出量原単位の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.15 家庭系ごみ排出量原単位の統計式による推計(下川町)

(x)	年度	実績値	直線式	y=-10.519000x+699.139000			
1	平成26年度	662.46	分数式	y=13.393321(1/x)+661.465717			
2	平成27年度	682.45	ルート式	y=-27.651819×x^(1/2)+713.939348			
3	平成28年度	704.20	対数式	y=-15.991617LN(x)+682.893947			
4	平成29年度	675.42	べき乗式	y=683.326922×(x^-0.025449)			
5	平成30年度	613.38	指数式	y=700.572548×(0.983704^x)			単位：g/人･日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	636.03	663.70	646.21	654.24	652.87	634.80
7	令和2年度	625.51	663.38	640.78	651.78	650.31	624.46
8	令和3年度	614.99	663.14	635.73	649.64	648.11	614.28
9	令和4年度	604.47	662.95	630.98	647.76	646.17	604.27
10	令和5年度	593.95	662.81	626.50	646.07	644.44	594.42
11	令和6年度	583.43	662.68	622.23	644.55	642.87	584.74
12	令和7年度	572.91	662.58	618.15	643.16	641.45	575.21
13	令和8年度	562.39	662.50	614.24	641.88	640.15	565.83
14	令和9年度	551.87	662.42	610.48	640.69	638.94	556.61
相関係数(r)		0.4911	0.1283	0.3974	0.3001	0.2952	0.4829
順位		1	6	3	4	5	2

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い直線式においても相関係数が低いため、下川町の家庭系ごみ排出量原単位の現状推計は平成26年度～平成30年度(5年間)実績の平均値(667.58g/人･日)で一定推移するものする。

③　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計

下川町における平成26年度～平成30年度における家庭系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.16　家庭系ごみ排出量のごみ区分別排出量の割合(下川町)

区分	炭化ごみ	埋立ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	36.58%	30.06%	25.85%	0.00%	7.51%

※各割合は平成26年度～平成30年度における「家庭系各ごみ区分別排出量÷家庭系ごみ排出量」の平均である。

表 2.2.17　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計結果(下川町)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	286	279	272	265	259	252	245	239	－
可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	405
埋立ごみ	233	227	221	217	212	205	201	195	－
不燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	18
資源ごみ	203	197	193	188	184	179	174	170	166
その他(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	59	57	56	54	53	52	50	49	48
家庭系ごみ排出量　計	781	760	742	724	708	688	670	653	637

※家庭系ごみ排出量(t/年)は「家庭系ごみ排出量原単位(g/人･日)×計画収集人口(人)×年間日数(日/年)÷10^6」より算出している。なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

(4) 音威子府村

音威子府村においては、事業系ごみの分別区分は一般ごみのみであることから、事業系ごみを含めたごみ総排出量原単位について、統計的手法を用いて推計し、平成26年度～平成30年度の家庭系・事業系ごみの排出量割合の平均で按分する。

① ごみ総排出量原単位の実績

音威子府村におけるごみ総排出量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.18 ごみ総排出量原単位の推移(音威子府村)

(単位：g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ総排出量原単位	1,316.11	1,156.80	1,164.01	1,323.95	1,214.52

※ごみ総排出量原単位(g/人・日)は「ごみ総排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② ごみ総排出量原単位の現状推計

音威子府村における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式によるごみ総排出量原単位の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.19 ごみ総排出量原単位の統計式による推計(音威子府村)

(x)	年度	実績値	直線式	y=-3.602718x+1,245.883098				
1	平成26年度	1,316.11	分数式	y=86.268676(1/x)+1,195.678915				
2	平成27年度	1,156.80	ルート式	y=-22.154939×x^(1/2)+1,272.216957				
3	平成28年度	1,164.01	対数式	y=-26.132812LN(x)+1,260.097068				
4	平成29年度	1,323.95	べき乗式	y=1,257.366708×(x^-0.020456)				
5	平成30年度	1,214.52	指数式	y=1,242.521268×(0.997433^x)				単位：g/人・日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	
6	令和元年度	1,224.27	1,210.06	1,217.95	1,213.27	1,212.12	1,223.51	
7	令和2年度	1,220.66	1,208.00	1,213.60	1,209.24	1,208.30	1,220.37	
8	令和3年度	1,217.06	1,206.46	1,209.55	1,205.76	1,205.00	1,217.24	
9	令和4年度	1,213.46	1,205.26	1,205.75	1,202.68	1,202.10	1,214.11	
10	令和5年度	1,209.86	1,204.31	1,202.16	1,199.92	1,199.52	1,211.00	
11	令和6年度	1,206.25	1,203.52	1,198.74	1,197.43	1,197.18	1,207.89	
12	令和7年度	1,202.65	1,202.87	1,195.47	1,195.16	1,195.05	1,204.79	
13	令和8年度	1,199.05	1,202.31	1,192.34	1,193.07	1,193.10	1,201.70	
14	令和9年度	1,195.45	1,201.84	1,189.32	1,191.13	1,191.29	1,198.61	
相関係数(r)		0.0706	0.3467	0.1336	0.2057	0.2088	0.0712	
順位		6	1	4	3	2	5	

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い分数式においても相関係数が低いため、音威子府村のごみ総排出量原単位の現状推計は平成26年度～平成30年度(5年間)実績の平均値(1,235.08g/人・日)で一定推移するものする。

③　家庭系ごみ排出量の現状推計

平成26年度～平成30年度の実績平均より家庭系ごみ排出量のごみ総排出量に対する割合は91.8%となった。

前項で推計したごみ総排出量原単位よりごみ総排出量を算出し、家庭系ごみ割合を乗じて家庭系ごみ排出量の現状推計を推計する。

表 2.2.20　家庭系ごみ排出量の推計結果(音威子府村)

区分	単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
ごみ総排出量	t/年	293	279	269	259	250	239	229	221	214
家庭系ごみ 排出量	t/年	269	256	247	238	230	219	210	203	196
事業系ごみ 排出量	t/年	24	23	22	21	20	20	19	18	18

※ごみ総排出量(t/年)は「ごみ総排出量原単位(g/人・日)×計画収集人口(人)×年間日数(日/年)÷10^6」より算出している。なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

④　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計

音威子府村における平成26年度～平成30年度における家庭系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.21　家庭系ごみのごみ区分別排出量の割合(音威子府村)

区分	炭化ごみ	一般ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	41.20%	27.89%	28.15%	0.13%	2.63%

※各割合は平成26年度～平成30年度における「家庭系各ごみ区分別排出量÷家庭系ごみ排出量」の平均である。

表 2.2.22　ごみ区分別の家庭系ごみ排出量の現状推計結果(音威子府村)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	111	106	101	98	95	90	87	84	－
可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	130
一般ごみ	75	71	70	67	64	61	58	57	－
不燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	6
資源ごみ	76	72	70	67	65	62	59	57	55
その他(有害ごみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	7	7	6	6	6	6	6	5	5
家庭系ごみ排出量　計	269	256	247	238	230	219	210	203	196

3.2 事業系ごみの現状推計

事業系ごみの現状推計は、年間排出量を年間日数で除した1日当たり排出量について、統計的手法を用いて推計する。

(1) 名寄市

① 事業系ごみの1日当たり排出量の実績

名寄市における事業系ごみの1日当たり排出量の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.23 事業系ごみの1日当たり排出量の推移(名寄市)

(単位：t/日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみの 1日当たり排出量	10.00	10.42	10.29	10.45	10.18

※事業系ごみの1日当たり排出量(t/日)は「事業系ごみ排出量(t/年)÷年間日数(日/年)」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② 事業系ごみの1日当たり排出量の現状推計

名寄市における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による事業系ごみの1日当たり排出量の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.24 事業系ごみの1日当たり排出量の統計式による推計(名寄市)

(x)	年度	実績値	直線式	y=0.039566x+10.149020			
1	平成26年度	10.00	分数式	y=-0.374255(1/x)+10.438627			
2	平成27年度	10.42	ルート式	y=0.162593×x^(1/2)+9.995135			
3	平成28年度	10.29	対数式	y=0.149991LN(x)+10.124102			
4	平成29年度	10.45	べき乗式	y=10.122203×(x^0.014771)			
5	平成30年度	10.18	指数式	y=10.146693×(1.003916^x)			単位：t/日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	10.39	10.38	10.39	10.39	10.39	10.39
7	令和2年度	10.43	10.39	10.43	10.42	10.42	10.43
8	令和3年度	10.47	10.39	10.46	10.44	10.44	10.47
9	令和4年度	10.51	10.40	10.48	10.45	10.46	10.51
10	令和5年度	10.54	10.40	10.51	10.47	10.47	10.55
11	令和6年度	10.58	10.40	10.53	10.48	10.49	10.59
12	令和7年度	10.62	10.41	10.56	10.50	10.50	10.63
13	令和8年度	10.66	10.41	10.58	10.51	10.51	10.68
14	令和9年度	10.70	10.41	10.60	10.52	10.52	10.72
相関係数(r)		0.3380	0.6560	0.4275	0.5151	0.5126	0.3362
順位		5	1	4	2	3	6

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い分数式においても相関係数が低いため、名寄市の事業系ごみの1日当たり排出量の現状推計は平成26年度～平成30年度(5年間)実績の平均値(10.27t/日)で一定推移するものする。

③　ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計

名寄市における平成26年度～平成30年度における事業系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.25　事業系ごみ排出量原単位の統計式による推計(名寄市)

区分	炭化ごみ	埋立ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	31.09%	68.91%	－	－	－

※各割合は平成26年度～平成30年度における「事業系各ごみ区分別排出量÷事業系ごみ排出量」の平均である。

表 2.2.26　ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計結果(名寄市)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	1,169	1,166	1,166	1,166	1,169	1,166	1,166	1,166	－
可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	3,500
埋立ごみ	2,590	2,583	2,583	2,583	2,590	2,583	2,583	2,583	－
不燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	259
資源ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他(有害ごみ)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系ごみ排出量　計	3,759	3,749	3,749	3,749	3,759	3,749	3,749	3,749	3,759

※事業系ごみ排出量　計(t/年)は「事業系ごみの1日当たり排出量(t/日)×年間日数(日/年)」より算出している。
なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

(2) 美深町

① 事業系ごみの1日当たり排出量の実績

美深町における事業系ごみの1日当たり排出量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.27 事業系ごみの1日当たり排出量の推移(美深町)

(単位：t/日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみの 1日当たり排出量	1.04	1.29	1.20	1.62	0.70

※事業系ごみの1日当たり排出量(t/日)は「事業系ごみ排出量(t/年)÷年間日数(日/年)」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② 事業系ごみの1日当たり排出量の現状推計

美深町における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による事業系ごみの1日当たり排出量の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.28 事業系ごみの1日当たり排出量の統計式による推計(美深町)

(x)	年度	実績値	直線式	y=-0.034990x+1.275223			
1	平成26年度	1.04	分数式	y=-0.094727(1/x)+1.213513			
2	平成27年度	1.29	ルート式	y=-0.063248×x^(1/2)+1.276287			
3	平成28年度	1.20	対数式	y=-0.011244LN(x)+1.181020			
4	平成29年度	1.62	べき乗式	y=1.201413×(x^-0.064886)			
5	平成30年度	0.70	指数式	y=1.335365×(0.945592^x)			単位：t/日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	1.07	1.20	1.12	1.16	1.07	0.95
7	令和2年度	1.03	1.20	1.11	1.16	1.06	0.90
8	令和3年度	1.00	1.20	1.10	1.16	1.05	0.85
9	令和4年度	0.96	1.20	1.09	1.16	1.04	0.81
10	令和5年度	0.93	1.20	1.08	1.16	1.03	0.76
11	令和6年度	0.89	1.20	1.07	1.15	1.03	0.72
12	令和7年度	0.86	1.21	1.06	1.15	1.02	0.68
13	令和8年度	0.82	1.21	1.05	1.15	1.02	0.65
14	令和9年度	0.79	1.21	1.04	1.15	1.01	0.61
相関係数(r)		0.1655	0.0919	0.0921	0.0214	0.0127	0.1418
順位		1	4	3	5	6	2

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い直線式においても相関係数が低いため、美深町の事業系ごみの1日当たり排出量の現状推計は平成26年度～平成30年度(5年間)実績の平均値(1.17t/日)で一定推移するものする。

③　ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計

美深町における平成26年度～平成30年度における事業系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.29　事業系ごみ排出量原単位の統計式による推計(美深町)

区分	炭化ごみ	一般ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	27.41%	48.39%	18.74%	-	5.41%

※各割合は平成26年度～平成30年度における「事業系各ごみ区分別排出量÷事業系ごみ排出量」の平均である。なお、「その他(有害ごみ)」については、平成27年度以降の実績がないことから、将来においても排出はないものとしている。
※「その他(有害ごみ)」の割合を「-」としているため、内訳の合計が100.0%となっていない。

表 2.2.30　ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計結果(美深町)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	117	117	117	117	117	117	117	117	-
可燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	304
一般ごみ	231	230	230	230	231	230	230	230	-
不燃ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	44
資源ごみ	80	80	80	80	80	80	80	80	80
その他(有害ごみ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業系ごみ排出量　計	428	427	427	427	428	427	427	427	428

※事業系ごみ排出量　計(t/年)は「事業系ごみの1日当たり排出量(t/日)×年間日数(日/年)」より算出している。
なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。
※事業系粗大ごみは事業系一般ごみに含めている。

(3) 下川町

① 事業系ごみの1日当たり排出量の実績

下川町における事業系ごみの1日当たり排出量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.31 事業系ごみの1日当たり排出量の推移(下川町)

(単位：t/日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業系ごみの 1日当たり排出量	0.53	0.53	0.59	0.57	0.57

※事業系ごみの1日当たり排出量(t/日)は「事業系ごみ排出量(t/年)÷年間日数(日/年)」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② 事業系ごみの1日当たり排出量の現状推計

下川町における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による事業系ごみの1日当たり排出量の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.32 事業系ごみの1日当たり排出量の統計式による推計(下川町)

(x)	年度	実績値	直線式	y=0.010830x+0.527219			
1	平成26年度	0.53	分数式	y=-0.056976(1/x)+0.585729			
2	平成27年度	0.53	ルート式	y=0.037218×x^(1/2)+0.497314			
3	平成28年度	0.59	対数式	y=0.029399LN(x)+0.531560			
4	平成29年度	0.57	べき乗式	y=0.531445×(x^0.053130)			
5	平成30年度	0.57	指数式	y=0.527146×(1.019860^x)			単位：t/日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	0.59	0.58	0.59	0.58	0.58	0.59
7	令和2年度	0.60	0.58	0.60	0.59	0.59	0.60
8	令和3年度	0.61	0.58	0.60	0.59	0.59	0.62
9	令和4年度	0.62	0.58	0.61	0.60	0.60	0.63
10	令和5年度	0.64	0.58	0.62	0.60	0.60	0.64
11	令和6年度	0.65	0.58	0.62	0.60	0.60	0.65
12	令和7年度	0.66	0.58	0.63	0.60	0.61	0.67
13	令和8年度	0.67	0.58	0.63	0.61	0.61	0.68
14	令和9年度	0.68	0.58	0.64	0.61	0.61	0.69
相関係数(r)		0.6294	0.6793	0.6657	0.6867	0.6853	0.6243
順位		5	3	4	1	2	6

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、最も相関係数が高い対数式においても相関係数が低く、平成29年度と平成30年度の実績が同じであるため、下川町の事業系ごみの1日当たり排出量の現状推計は平成29年度及び平成30年度実績値(0.57t/日)で一定推移するものする。

③　ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計

下川町における平成26年度～平成30年度における事業系ごみのごみ区分別排出量の割合は、下表に示すとおりである。

表 2.2.33　事業系ごみ排出量原単位の統計式による推計(下川町)

区分	炭化ごみ	埋立ごみ	資源ごみ	その他 (有害ごみ)	粗大ごみ
割合	22.70%	50.42%	21.14%	－	5.73%

※各割合は平成26年度～平成30年度における「事業系各ごみ区分別排出量÷事業系ごみ排出量」の平均である。
※四捨五入により、内訳の合計が100.0%となっていない。

表 2.2.34　ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計結果(下川町)

(単位：t/年)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
炭化ごみ	48	48	48	48	48	48	48	48	－
可燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	143
埋立ごみ	117	116	116	116	117	116	116	116	－
不燃ごみ	－	－	－	－	－	－	－	－	22
資源ごみ	44	44	44	44	44	44	44	44	44
その他(有害ごみ)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業系ごみ排出量　計	209	208	208	208	209	208	208	208	209

※事業系ごみ排出量　計(t/年)は「事業系ごみの1日当たり排出量(t/日)×年間日数(日/年)」より算出している。
なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。
※事業系粗大ごみは事業系埋立ごみに含めている。

(4) 音威子府村

① ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計

音威子府村において、事業系ごみは一般ごみのみであるため、事業系ごみ全量を一般ごみとする。

表 2.2.35 ごみ区分別の事業系ごみ排出量の現状推計結果(音威子府村)

(単位：t/年)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
炭化ごみ	−	−	−	−	−	−	−	−	−
可燃ごみ	−	−	−	−	−	−	−	−	16
一般ごみ	24	23	22	21	20	20	19	18	−
不燃ごみ	−	−	−	−	−	−	−	−	2
資源ごみ	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他(有害ごみ)	−	−	−	−	−	−	−	−	−
事業系ごみ排出量　計	24	23	22	21	20	20	19	18	18

3.3 集団回収量の現状推計

名寄市において行っている集団回収量の現状推計は、年間排出量を計画収集人口及び年間日数で除した1人1日当たりの排出量(原単位)について、統計的手法を用いて推計する。

① 集団回収量原単位の実績

名寄市における集団回収量原単位の実績は、下表に示すとおりである。

表 2.2.36 集団回収量原単位の推移(名寄市)

(単位：g/人･日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
集団回収量原単位	37.86	36.04	34.61	35.89	32.81

※集団回収量原単位(g/人･日)は「集団回収量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

② 集団回収量原単位の現状推計

名寄市における平成26年度～平成30年度(5年間)の実績のトレンドに基づく統計式による集団回収量原単位の推計結果は以下に示すとおりとなる。

表 2.2.37 集団回収量原単位の統計式による推計(名寄市)

(x)	年度	実績値	直線式	y=-1.025000x+38.517000			
1	平成26年度	37.86	分数式	y=4.811880(1/x)+33.244575			
2	平成27年度	36.04	ルート式	y=-3.342863×x^(1/2)+41.046198			
3	平成28年度	34.61	対数式	y=-2.546922LN(x)+37.880673			
4	平成29年度	35.89	べき乗式	y=37.919237×(x^-0.071736)			
5	平成30年度	32.81	指数式	y=38.625789×(0.971368^x)			単位：g/人･日
(x)	年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
6	令和元年度	32.37	34.05	32.86	33.32	33.35	32.45
7	令和2年度	31.34	33.93	32.20	32.92	32.98	31.52
8	令和3年度	30.32	33.85	31.59	32.58	32.66	30.62
9	令和4年度	29.29	33.78	31.02	32.28	32.39	29.74
10	令和5年度	28.27	33.73	30.48	32.02	32.15	28.89
11	令和6年度	27.24	33.68	29.96	31.77	31.93	28.06
12	令和7年度	26.22	33.65	29.47	31.55	31.73	27.26
13	令和8年度	25.19	33.61	28.99	31.35	31.55	26.48
14	令和9年度	24.17	33.59	28.54	31.16	31.38	25.72
相関係数(r)		0.8655	0.8336	0.8688	0.8644	0.8631	0.8657
順位		3	6	1	4	5	2

※各統計式の係数について、表示以下の桁を四捨五入しているため、算出結果が一致しない場合がある。

以上より、統計式のうち、ルート式が最も相関係数が高く、高い相関係数となっているため、名寄市の集団回収量原単位の現状推計はルート式により推計する。

③ 集団回収量の現状推計

名寄市における集団回収量の現状推計結果は、下表に示すとおりである。

表 2.2.38 集団回収量の現状推計結果(名寄市)

(単位：t/年)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
集団回収量	325	316	308	300	293	285	278	272	266

※集団回収量(t/年)は「集団回収量原単位(g/人･日)×計画収集人口(人)×年間日数(日/年)÷10^6」より算出している。なお、令和元年度、令和5年度、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

4　ごみ排出量の減量推計

「ごみ排出量の現状推計」に対し、自治体ごとに減量目標を設定した場合の「ごみ排出量の減量推計」を行う。

4.1　名寄市における減量推計

(1) ごみの減量目標

名寄市のごみ排出量の減量目標は「平成24年度　一般廃棄物処理広域化基本計画書」と同じとし、下表のように設定した。

また、家庭系のごみ区分別の排出量は、資源回収されるものは現状推計と同じとし、資源回収されないものについて、現状推計における各年度の資源回収されないものの合計に対するごみ区分別ごみ排出量の割合で按分し、事業系のごみ区分別の排出量は、現状推計における各年度の事業系ごみ排出量に対するごみ区分別ごみ排出量の割合で按分した。

なお、減量の基準は令和元年度とし、令和元年度の排出量は現状推計と同じとした。

集団回収量については、現状推計と同じとした。

表 2.2.39　減量目標の設定(名寄市)

区分		設定方法
ごみ総排出量	ごみ総排出量原単位 (集団回収除く)	令和9年度目標値　977.00g/人･日
家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量 (資源回収されるもの)	令和9年度目標値　1,262t/年 (現状推計と同値)
事業系ごみ排出量	1事業所当たり 年間事業系ごみ排出量	令和9年度目標値　2.52t/事業所･年
集団回収量	集団回収量原単位	令和9年度目標値　28.54g/人･日 (現状推計と同値)

(2) ごみ排出量の減量推計

設定したごみの減量目標より、ごみ排出量の減量推計は下表に示すとおりである。

表 2.2.40　ごみ排出量の減量推計(名寄市)

区分		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
計画収集人口		人	27,049	26,874	26,673	26,472	26,271	26,070	25,871	25,677	25,483
事業所数		事業所	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505
家庭系ごみ排出量		t/年	5,988	5,885	5,789	5,708	5,652	5,546	5,451	5,372	5,319
	炭化ごみ	t/年	1,819	1,786	1,750	1,722	1,703	1,666	1,633	1,606	-
	可燃ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	3,786
	埋立ごみ	t/年	2,792	2,735	2,686	2,643	2,612	2,558	2,506	2,463	-
	不燃ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	238
	資源ごみ	t/年	1,336	1,324	1,314	1,304	1,298	1,285	1,275	1,266	1,259
	その他 (有害ごみ)	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	粗大ごみ	t/年	38	37	36	36	36	34	34	34	33
事業系ごみ排出量		t/年	3,759	3,763	3,778	3,778	3,778	3,778	3,793	3,793	3,793
	炭化ごみ	t/年	1,169	1,170	1,175	1,175	1,175	1,175	1,180	1,180	-
	可燃ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	3,532
	埋立ごみ	t/年	2,590	2,593	2,603	2,603	2,603	2,603	2,613	2,613	-
	不燃ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	261
	資源ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他 (有害ごみ)	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ごみ排出量		t/年	9,747	9,648	9,567	9,486	9,430	9,324	9,244	9,165	9,112
集団回収量		t/年	325	316	308	300	293	285	278	272	266
ごみ総排出量		t/年	10,072	9,964	9,875	9,786	9,723	9,609	9,522	9,437	9,378
1事業所当たり年間事業系ごみ排出量		t/事業所･年	2.50	2.50	2.51	2.51	2.51	2.51	2.52	2.52	2.52
集団回収量原単位		g/人･日	32.86	32.20	31.59	31.02	30.48	29.96	29.47	28.99	28.54
ごみ総排出量原単位		g/人･日	1,017.38	1,015.80	1,014.31	1,012.80	1,011.21	1,009.82	1,008.38	1,006.92	1,005.49

4.2 美深町における減量推計

(1) ごみの減量目標

美深町のごみ総排出量原単位の減量目標は現状推計における排出量を鑑み、「第4次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」における目標値の基準に対する年間減量率0.9%に対して、年間減量率0.1%を目標として設定した。

家庭系ごみ排出量原単位については、「第4次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」における目標値の基準に対する年間減量率1.5%の80%に相当する、年間減量率1.2%を目標として設定した。

なお、減量の基準は令和元年度とし、令和元年度の排出量は現状推計と同じとしている。

また、減量対象とするごみは資源回収しないごみとし、資源回収するごみの排出量は現状推計と同じとし、家庭系・事業系のごみ区分別の排出量は、現状推計における各年度の資源回収しない家庭系・事業系ごみ排出量に対するごみ区分別ごみ排出量の割合で按分した。

表 2.2.41 第4次循環型社会形成推進基本計画の減量目標

第4次循環型社会形成推進基本計画	単位	目標値 (令和7年度)	基準 (平成28年度)	基準に対する 年間減量率
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	850	925	0.9%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等除く)		440	507	1.5%

表 2.2.42 減量目標の設定(美深町)

美深町減量目標	単位	目標値 (令和9年度)	基準 (令和元年度)	基準に対する 年間減量率
ごみ総排出量原単位	g/人・日	940.15	947.73	0.1%
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみ除く)		434.87	481.05	1.2%

(2) ごみ排出量の減量推計

設定したごみの減量目標より、ごみ排出量の減量推計は下表に示すとおりである。

表 2.2.43　ごみ排出量の減量推計(美深町)

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集人口		人	4,186	4,079	3,987	3,895	3,803	3,711	3,619	3,531	3,443
家庭系ごみ排出量		t/年	1,024	987	956	925	898	866	838	809	783
	炭化ごみ	t/年	261	251	242	233	226	217	209	201	−
	可燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	510
	一般ごみ	t/年	471	452	436	421	406	390	376	363	−
	不燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	34
	資源ごみ	t/年	285	277	271	264	259	252	246	240	234
	その他(有害ごみ)	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	粗大ごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	5	4	4
事業系ごみ排出量		t/年	428	423	420	418	416	411	406	404	402
	炭化ごみ	t/年	117	116	115	114	113	112	110	109	−
	可燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	281
	一般ごみ	t/年	231	227	225	224	223	219	216	215	−
	不燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	41
	資源ごみ	t/年	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	その他(有害ごみ)	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	−
ごみ総排出量		t/年	1,452	1,410	1,376	1,343	1,314	1,277	1,244	1,213	1,185
家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみ、有害ごみ除く)		g/人・日	481.05	475.28	469.50	463.73	457.96	452.19	446.41	440.64	434.87
ごみ総排出量原単位		g/人・日	947.73	946.78	945.83	944.89	943.94	942.99	942.04	941.10	940.15

4.3 下川町における減量推計

(1) ごみの減量目標

下川町のごみ総排出量原単位の減量目標は現状推計における排出量を鑑み、「第4次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」における目標値の基準に対する年間減量率0.9%に対して、年間減量率0.3%を目標として設定した。

家庭系ごみ排出量原単位については、「第4次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」における目標値の基準に対する年間減量率1.5%の20%に相当する、年間減量率0.3%を目標として設定した。

なお、減量の基準は令和元年度とし、令和元年度の排出量は現状推計と同じとしている。

また、減量対象とするごみは資源回収しないごみとし、資源回収するごみの排出量は現状推計と同じとし、家庭系・事業系のごみ区分別の排出量は、現状推計における各年度の資源回収しない家庭系・事業系ごみ排出量に対するごみ区分別ごみ排出量の割合で按分した。

表 2.2.44 第4次循環型社会形成推進基本計画の減量目標

第4次循環型社会形成推進基本計画	単位	目標値 (令和7年度)	基準 (平成28年度)	基準に対する 年間減量率
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	850	925	0.9%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等除く)		440	507	1.5%

表 2.2.45 減量目標の設定(下川町)

下川町減量目標	単位	目標値 (令和9年度)	基準 (令和元年度)	基準に対する 年間減量率
ごみ総排出量原単位	g/人・日	825.77	846.08	0.3%
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみ除く)		482.11	493.97	0.3%

(2) ごみ排出量の減量推計

設定したごみの減量目標より、ごみ排出量の減量推計は下表に示すとおりである。

表 2.2.46　ごみ排出量の減量推計(下川町)

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集人口		人	3,197	3,119	3,045	2,971	2,897	2,823	2,749	2,679	2,609
家庭系ごみ排出量		t/年	781	758	739	719	701	680	661	643	626
	炭化ごみ	t/年	286	278	270	263	255	248	241	234	－
	可燃ごみ	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	396
	埋立ごみ	t/年	233	226	220	215	210	202	197	191	－
	不燃ごみ	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	17
	資源ごみ	t/年	203	197	193	188	184	179	174	170	166
	その他(有害ごみ)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	59	57	56	53	52	51	49	48	47
事業系ごみ排出量		t/年	209	202	196	190	185	179	173	167	163
	炭化ごみ	t/年	48	46	45	43	41	40	37	36	－
	可燃ごみ	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	103
	埋立ごみ	t/年	117	112	107	103	100	95	92	87	－
	不燃ごみ	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	16
	資源ごみ	t/年	44	44	44	44	44	44	44	44	44
	その他(有害ごみ)	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ごみ総排出量		t/年	990	960	935	909	886	859	834	810	789
家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみ、有害ごみ除く)		g/人・日	493.97	492.49	491.01	489.52	488.04	486.56	485.08	483.60	482.11
ごみ総排出量原単位		g/人・日	846.08	843.54	841.00	838.47	835.93	833.39	830.85	828.31	825.77

4.4 音威子府村における減量推計

(1) ごみの減量目標

音威子府村のごみ総排出量原単位の減量目標は現状推計における排出量を鑑み、「第4次循環型社会形成推進基本計画(環境省)」における目標値の基準に対する年間減量率0.9%に対して、年間減量率0.3%を目標として設定した。

なお、減量の基準は令和元年度とし、令和元年度の排出量は現状推計と同じとしている。

また、減量対象とするごみは資源回収しないごみとし、資源回収するごみの排出量は現状推計と同じとし、家庭系・事業系のごみ区分別の排出量は、現状推計における各年度の資源回収しない家庭系・事業系ごみ排出量に対するごみ区分別ごみ排出量の割合で按分した。

表 2.2.47 第4次循環型社会形成推進基本計画の減量目標

第4次循環型社会形成推進基本計画	単位	目標値 (令和7年度)	基準 (平成28年度)	基準に対する 年間減量率
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	850	925	0.9%

表 2.2.48 減量目標の設定(音威子府村)

音威子府村減量目標	単位	目標値 (令和9年度)	基準 (令和元年度)	基準に対する 年間減量率
ごみ総排出量原単位	g/人・日	1,205.44	1,235.08	0.3%

(2) ごみ排出量の減量推計(令和元年度から生ごみは炭化ごみに移行)

設定したごみの減量目標より、ごみ排出量の減量推計は下表に示すとおりである。

表 2.2.49 ごみ排出量の減量推計(音威子府村)

区分		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
計画収集人口		人	649	618	596	574	552	530	508	491	474
家庭系ごみ排出量		t/年	269	255	245	235	227	216	207	199	192
	炭化ごみ	t/年	111	105	100	96	93	88	85	82	–
	可燃ごみ	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	126
	一般ごみ	t/年	75	71	69	66	63	60	57	55	–
	不燃ごみ	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	6
	資源ごみ	t/年	76	72	70	67	65	62	59	57	55
	その他 (有害ごみ)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	7	7	6	6	6	6	6	5	5
事業系ごみ排出量		t/年	24	23	22	21	20	19	18	18	17
	炭化ごみ	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	可燃ごみ	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	15
	一般ごみ	t/年	24	23	22	21	20	19	18	18	–
	不燃ごみ	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	2
	資源ごみ	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	その他 (有害ごみ)	t/年	–	–	–	–	–	–	–	–	–
ごみ総排出量		t/年	293	278	267	256	247	235	225	217	209
ごみ総排出量原単位		g/人・日	1,235.08	1,231.37	1,227.67	1,223.96	1,220.26	1,216.55	1,212.85	1,209.14	1,205.44

4.5 本市町村における減量推計

各自治体の減量推計結果より、本市町村の減量推計を算出する。

表 2.2.50 ごみ排出量の減量推計(1市2町1村総量)

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画収集人口	人	35,081	34,690	34,301	33,912	33,523	33,134	32,747	32,378	32,009
事業所数	事業所	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115
家庭系ごみ排出量	t/年	8,062	7,885	7,729	7,587	7,478	7,308	7,157	7,023	6,920
炭化ごみ	t/年	2,477	2,420	2,362	2,314	2,277	2,219	2,168	2,123	−
可燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	4,818
埋立ごみ	t/年	3,571	3,484	3,411	3,345	3,291	3,210	3,136	3,072	−
不燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	295
資源ごみ	t/年	1,900	1,870	1,848	1,823	1,806	1,778	1,754	1,733	1,714
その他(有害ごみ)	t/年	5	5	5	5	5	5	5	4	4
粗大ごみ	t/年	109	106	103	100	99	96	94	91	89
事業系ごみ排出量	t/年	4,420	4,411	4,416	4,407	4,399	4,387	4,390	4,382	4,375
炭化ごみ	t/年	1,334	1,332	1,335	1,332	1,329	1,327	1,327	1,325	−
可燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	3,931
埋立ごみ	t/年	2,962	2,955	2,957	2,951	2,946	2,936	2,939	2,933	−
不燃ごみ	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	320
資源ごみ	t/年	124	124	124	124	124	124	124	124	124
その他(有害ごみ)	t/年	−	−	−	−	−	−	−	−	−
ごみ排出量	t/年	12,482	12,296	12,145	11,994	11,877	11,695	11,547	11,405	11,295
集団回収量	t/年	325	316	308	300	293	285	278	272	266
ごみ総排出量	t/年	12,807	12,612	12,453	12,294	12,170	11,980	11,825	11,677	11,561
家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみ、有害ごみ除く)	g/人・日	479.53	474.65	469.33	465.27	461.88	456.84	451.62	447.28	444.03
1事業所当たり年間事業系ごみ排出量	t/日	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
集団回収量原単位	g/人・日	25.31	24.96	24.60	24.24	23.88	23.57	23.26	23.02	22.71
ごみ総排出量原単位	g/人・日	997.46	996.06	994.66	993.22	991.90	990.58	989.32	988.07	986.83

※1市2町1村総量(g/人・日)は「本市町村のごみ総排出量の合計(t/年)÷本市町村の計画収集人口の合計(人)÷年間日数(日/年)×10^6」より算出している。

5　ごみ処理量推計

各自治体のごみ排出量の減量推計結果より、各中間処理量及び最終処分量を推計する。

5.1　令和8年度までのごみ処理量推計

新中間処理施設稼働予定前年度であり、現行と同様のごみ処理体制である令和8年度のごみ処理量の推計結果を以下に示す。

(1) 広域ペットボトル圧縮梱包処理施設

広域ペットボトル圧縮梱包処理施設では、資源ごみのうちペットボトルを処理する。

資源ペットボトルを令和5年度までは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に、令和6年度からはペットボトル水平リサイクル「ボトルtoボトル」事業連携協定相手方に引き渡し、令和7年度からは、広域処理施設で中間処理を行わずに未処理のものを引き渡す。

表 2.2.51　広域ペットボトルの引渡数量(令和8年度)

(単位：t/年)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
引渡数量	89	13	14	1	117

(2) 広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設

広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設では、資源ごみのうちプラスチック製容器包装類を処理する。

処理後に発生するプラスチック残渣は名寄地区広域最終処分場にて埋立処分、資源プラスチックは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す。

また、名寄市の資源プラスチックの発生割合は、平成26年度～平成30年度(5年間)の実績平均より、処理量に対して91.7%とし、残りをプラスチック残渣とする。

表 2.2.52　広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設の計画処理量(令和8年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量		329	70	51	8	458
搬出量		329	70	51	8	458
	プラスチック	302	70	51	8	431
	プラスチック残渣	27	－	－	－	27

(3) 炭化センター

炭化センターでは、炭化ごみを処理する。

処理後に発生する生成炭及び残渣は名寄地区広域最終処分場にて最終処分する。

また、生成炭及び残渣の発生割合は、平成26年度～平成30年度(5年間)の実績平均より、

処理量に対して生成炭は15.2%、残渣は2.3%(音威子府村については、残渣の搬出実績がないため、「0」)と設定する。

なお、生成炭については、過去の実績と同様に、名寄市からの搬出量として推計している。

表 2.2.53　炭化センターの計画処理量(令和8年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量		2,786	310	270	82	3,448
	炭化ごみ	2,786	310	270	82	3,448
搬出量		487	7	6	0	500
	生成炭	423	－	－	－	423
	残渣	64	7	6	0	77

(4) 各地域リサイクル施設

各地域リサイクル施設では、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を除く資源ごみ、その他(有害ごみ)を処理する。

処理後に発生する残渣は名寄地区広域最終処分場にて最終処分し、各資源物は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引き渡し、資源回収業者への売却など現行の処理と同じとする。

また、残渣の発生割合は、名寄市の平成26年度～平成30年度(5年間)の実績平均より、処理量に対して8.3%とし、残りを資源物とする。

表 2.2.54　各地域リサイクル施設の計画処理量(令和8年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量		851	238	149	48	1,286
搬出量		851	238	149	48	1,286
	資源物	780	238	149	48	1,215
	残渣	71	－	－	－	71

(5) 名寄地区広域最終処分場

名寄地区広域最終処分場では、埋立ごみ(一般ごみ)、粗大ごみ、炭化センターからの生成炭及び残渣、ペットボトル残渣、プラスチック残渣及びその他資源化施設残渣を最終処分する。

表 2.2.55　名寄地区広域最終処分場の最終処分量計画値(令和8年度)

(単位：t/年)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
埋立ごみ(一般ごみ)	4,736	578	278	73	5,665
粗大ごみ	32	4	48	5	89
炭化センター生成炭	423	－	－	－	423
炭化センター残渣	64	7	6	0	77
ペットボトル残渣	7	－	－	－	7
プラスチック残渣	27	－	－	－	27
その他資源化施設残渣	71	－	－	－	71
計	5,360	589	332	78	6,359

※衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。

(6) 風連一般廃棄物最終処分場

風連一般廃棄物最終処分場では、名寄市風連地区の埋立ごみ及び粗大ごみを最終処分する。

表 2.2.56　風連一般廃棄物最終処分場の最終処分量計画値(令和8年度)

(単位：t/年)

区分	名寄市
埋立ごみ	340
粗大ごみ	2
計	342

5.2　令和9年度のごみ処理量推計

新中間処理施設稼働予定の令和9年度のごみ処理量の推計結果を以下に示す。

(1) 広域破砕選別処理施設

広域破砕選別処理施設では、不燃ごみ及び大型ごみを処理する。

処理後に発生する破砕可燃物は広域焼却処理施設にて焼却処理、破砕不燃物は広域最終処分場にて最終処分、有価物は資源回収業者に売却する。

また、各搬出物の発生割合は、破砕選別処理を行っている自治体の事例より、破砕可燃物は処理量の65%、破砕不燃物は処理量の20%とし、残りを有価物とする。

表 2.2.57　広域破砕選別施設処理施設の計画処理量(令和9年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量		532	79	80	13	704
	不燃ごみ	499	75	33	8	615
	大型ごみ	33	4	47	5	89
搬出量		532	79	80	13	704
	破砕可燃物	346	51	52	8	457
	破砕不燃物	106	16	16	3	141
	有価物回収	80	12	12	2	106

(2) 広域ペットボトル

広域ペットボトルは、令和６年度から取り組んでいるペットボトル水平リサイクル「ボトルtoボトル」事業を継続し、連携協定相手方に引き渡す。

表 2.2.58　広域ペットボトルの引渡数量(令和9年度)

(単位：t/年)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
引渡数量	89	13	14	1	117

(3) 広域プラスチック資源

令和４年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条に基づく、再商品化計画の大臣認定を目指し、プラスチック容器包装類とプラスチック製品の一括回収・リサイクルを実施する。

本市町村が民間事業者と連携し、プラスチック資源を民間事業者（名寄市内）の処理施設で中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す。

表 2.2.59　広域プラスチック資源の分別収集見込数量(令和9年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
分別収集見込数量		388	58	53	8	507
	プラスチック容器包装類	349	52	48	7	456
	プラスチック製品	39	6	5	1	51

(4) 広域焼却処理施設

広域焼却処理施設では、可燃ごみ、生ごみ及び破砕可燃物を処理する。

処理後に発生する焼却残渣は名寄地区広域最終処分場にて最終処分する。

また、焼却残渣の発生割合は、環境省「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」における北海道実績(焼却残渣量121,621t÷焼却処理量1,202,399t)より、10%と設定する。

表 2.2.60　広域焼却処理施設の計画処理量(令和9年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量		7,625	836	546	148	9,155
	可燃ごみ	7,279	785	494	140	8,698
	破砕可燃物	346	51	52	8	457
搬出量		770	84	55	15	924
	焼却残渣	770	84	55	15	924

(5) 各地域リサイクル施設

各地域リサイクル施設では、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類を除く資源ごみ、その他(有害ごみ)を処理する。

処理後に発生する残渣は名寄地区広域最終処分場にて最終処分し、各資源物は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引き渡し、資源回収業者への売却など現行の処理と同じとする。

また、残渣の発生割合は、名寄市の平成26年度～平成30年度(5年間)の実績平均より、処理量に対して8.3%とし、残りを資源物とする。

表 2.2.61　各地域リサイクル施設の計画処理量(令和9年度)

(単位：t/年)

区分		名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
処理量		846	234	146	47	1,273
搬出量		846	234	146	47	1,273
	資源物	776	234	146	47	1,203
	残渣	70	－	－	－	70

(6) 名寄地区広域最終処分場

名寄地区広域最終処分場では、焼却残渣、破砕不燃物及びその他資源化施設残渣を最終処分する。

表 2.2.62　名寄地区広域最終処分場の最終処分量(令和9年度)

(単位：t/年)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
焼却残渣	770	84	55	15	924
破砕不燃物	106	16	16	3	141
その他資源化施設残渣	70	－	－	－	70
計	946	100	71	18	1,135

※衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。

6　目標値におけるごみ処理の評価

目標値におけるごみ処理について、ごみ総排出量原単位、リサイクル率、最終処分量の計画策定年度(令和元年度)と計画目標年度(令和9年度)を比較する。

(1) ごみ総排出量原単位

ごみ総排出量原単位について、実績と減量推計を比較した結果を以下に示す。

計画目標年度(令和9年度)におけるごみ総排出量を計画策定年度(令和元年度)と比較すると、名寄市は1.2%、美深町は0.8%、下川町は2.4%、音威子府村は2.4%減量となり、1市2町1村総量では1.1%の減量となった。

表 2.2.63　ごみ総排出量原単位の目標値

(単位：g/人･日)

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	1,016.53 －	1,017.38 －	1,012.80 -0.5%	1,005.49 -1.2%
美深町	781.50 －	947.73 －	944.89 -0.3%	940.15 -0.8%
下川町	786.60 －	846.08 －	838.47 -0.9%	825.77 -2.4%
音威子府村	1,214.52 －	1,235.08 －	1,223.96 -0.9%	1,205.44 -2.4%
1市2町1村総量	970.66 －	997.46 －	993.22 -0.4%	986.83 -1.1%

※下段のパーセンテージは計画策定年度(令和元年度)に対する変動率を示す。

(2) リサイクル率

リサイクル率について、実績と減量推計を比較した結果を以下に示す。

計画目標年度(令和9年度)におけるリサイクル率を計画策定年度(令和元年度)と比較すると、名寄市は0.6ポイント、美深町は2.3ポイント、下川町は3.2ポイント、音威子府村は1.4ポイント増加となり、1市2町1村総量では0.8ポイントの増加となった。

表 2.2.64 リサイクル率の目標値

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	15.3% -	15.4% -	15.3% -0.1	16.0% 0.6
美深町	28.9% -	25.3% -	25.8% 0.5	27.6% 2.3
下川町	29.1% -	24.9% -	25.5% 0.6	28.1% 3.2
音威子府村	57.1% -	25.9% -	26.2% 0.3	27.3% 1.4
1市2町1村総量	18.6% -	17.5% -	17.4% -0.1	18.3% 0.8

※リサイクル率は「総資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)」より算出している。
※総資源化量(t/年)は「有価物回収(破砕選別施設)(t/年)＋ペットボトル資源(t/年)＋プラスチック資源(t/年)＋資源物(リサイクル施設)(t/年)＋集団回収量(t/年)」より算出している。
※下段の数値は計画策定年度(令和元年度)に対する変動を示す。

(3) 最終処分率

最終処分率について、実績と減量推計を比較した結果を以下に示す。

計画目標年度(令和9年度)における最終処分率を計画策定年度(令和元年度)と比較すると、名寄市は50.0ポイント、美深町は40.9ポイント、下川町は33.1ポイント、音威子府村は27.6ポイント減少となり、1市2町1村総量では47.2ポイントの減少となった。

表 2.2.65 最終処分率の目標値

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	60.5% -	60.1% -	60.3% 0.2	10.1% -50.0
美深町	38.6% -	49.3% -	49.0% -0.3	8.4% -40.9
下川町	37.0% -	42.1% -	41.6% -0.5	9.0% -33.1
音威子府村	38.9% -	36.2% -	36.3% 0.1	8.6% -27.6
1市2町1村総量	56.1% -	57.0% -	57.2% 0.2	9.8% -47.2

※最終処分率は「最終処分量(衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く)(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)」より算出している。
※下段の数値は計画策定年度(令和元年度)に対する変動を示す。

第4節　基本方針に基づく施策の展開

基本方針及び減量化推進の目標を踏まえ、計画期間におけるごみの発生抑制･減量化、収集運搬、中間処理、最終処分、その他の計画を定める。

1　ごみの発生抑制･減量化計画

循環型社会形成において、最も優先的に行うべき行動であるごみの発生抑制は、住民、事業者及び行政が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要であることから、ごみ処理に関する各種情報の提供や適正分別排出などの指導を行い、ごみの減量化の推進を図る。

(1) 住民の役割

①家庭や地域において、4R活動に対する理解を深めるとともに、自発的な研修会や学習会などへの参加に努める。

②物を大切に使う生活習慣の確立等、ライフスタイルの見直しを図るよう努める。

③買い物に際して、買い物袋の持参、過剰包装の辞退、使い捨て容器購入の自粛等に努める。

④家庭から適正分別を徹底し、資源物の分別排出に協力する。

⑤新中間処理施設稼働予定の令和9年度から分別区分変更される「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」の分別を積極的に取り組み、再資源化の強化普及に努める。

⑥食品の買い過ぎ･作り過ぎ等による食品ロスの削減に努める。

⑦長寿命製品、詰め替え可能な製品の積極的な利用に努める。

⑧集団回収の促進を図るため、古新聞、古雑誌、空き缶類、空き瓶類、ペットボトル等については、資源物として積極的に回収業者へ排出するように努める。

⑨住民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などのフリーマーケット･不用品交換の積極的な活用に努める。

(2) 事業者の役割

①事業活動において発生する一般廃棄物は、事業所内での発生抑制に努め、資源となるものは再生利用を図り、循環利用に努める。

②多量排出事業者は、減量化及び再資源化に向けた計画の作成及び計画の実施状況の報告などを行い、ごみの排出抑制方法を工夫する。

③使い捨て商品等の製造･利用を自粛し、繰り返し使用できる製品や、長寿命製品、詰め替え製品(リターナブルびん等)、廃棄する割合の少ない商品の開発･製造･利用に努める。

④生産･製造段階でのごみの発生抑制のため、生産工程、製品等の改善に努める。

⑤過剰包装や緩衝剤の使用の抑制に努めるほか、ごみとなった場合の適正な循環的利用及び処分の円滑な実施に努める。

⑥廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。

⑦白色トレイや紙パックなど、販売事業者が再資源化を図ることが効率的なものについては、自主回収ルートの確立及び普及に努める。

⑧商工会や農協等の事業者団体を通じ、ごみの発生抑制･排出抑制やリサイクルの推進について、情報提供及び啓発に努める。

(3) 行政の役割

①各自治体におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、行政･住民･事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努める。

②住民及び事業者に対して、広報誌等による情報提供やごみの排出抑制･減量化に向けた取り組みへの支援を引き続き行う。

③新中間処理施設稼働予定の令和9年度から変更されるごみ分別区分について、周知徹底を図り、適正な分別排出の徹底に努める。

④児童･生徒等を対象とした環境教育･学習の支援を引き続き行い、ごみの減量化に関する社会意識を育む。

⑤多量排出事業者に対してごみの発生抑制の啓発及び指導を行うとともに、将来的には、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出、その役割や実施内容についてのマニュアルの作成及び提出の要請を検討する。

⑥ごみ処理施設見学会を開催し、ごみ処理に関する意識啓発を継続推進する。

⑦各種団体等を対象としたごみの発生抑制･減量化等に関する勉強会や説明会等を開催し、ごみに関する意識の向上に努める。

⑧使用済製品･容器の回収等、ごみの減量化･資源化への取り組みの優良事例を紹介する。

⑨容器包装リサイクル法ほか各種リサイクル法について、住民･事業者への周知･啓発を図る。

2　収集･運搬計画

安定的な収集･運搬を維持し、快適で安全な生活環境を保全するとともに、効率的な収集･運搬体制に向けて、ごみの搬出をするための規定の見直しや指導に努め、ごみの減量化の推進を図る。

(1) 基本方針

ごみの収集･運搬は、当面は現行体制を継続する方針とするが、今後、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて体制の見直しなどを検討していく。

なお、炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみは、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは大型ごみとともに破砕選別処理を行う。

(2) 収集対象区域

ごみの収集対象区域は、現行体制を継続し、行政区域全域とする。

(3) 収集･運搬体制

ごみの収集･運搬体制は、現行体制を継続し、委託で行い、本市町村において以下に示す計画収集を実施する。また、令和9年度からの分別区分変更後の収集･運搬については、表2.2.66-2のとおりとする。

表 2.2.66　収集体制(令和8年度まで)

	分別区分		収集回数	収集方式
名寄市	炭化ごみ	名寄地区市街地	週2回	戸別収集
		風連地区	週1回又は週2回	ステーション収集
		その他の地域	週1回又は週2回	戸別収集
	埋立ごみ、その他(有害ごみ)、スプレー缶類	名寄地区市街地	週1回	戸別収集
		風連地区		ステーション収集
		その他の地域		戸別収集
	資源ごみ	名寄地区市街地	週1回	戸別収集
		風連地区		ステーション収集
		その他の地域		戸別収集
	粗大ごみ		随時	戸別収集

	分別区分	収集回数	収集方式
美深町	炭化ごみ	週1回	戸別収集及びステーション収集(農村地区)
	一般ごみ	週1回	戸別収集及びステーション収集(農村地区)
	資源ごみ･その他(有害ごみ)･スプレー缶類	週1回	戸別収集
	粗大ごみ	指定月の第4土曜日	戸別収集

※戸別収集は、農村地区及び公営住宅などの集合住宅を除く地域とする。

	分別区分		収集回数	収集方式
下川町	炭化ごみ･生ごみ	A･B地区	週2回	ステーション収集
		C地区	週1回	ステーション収集
	埋立ごみ･スプレー缶類		月1回	ステーション収集
	資源ごみ		週1回	ステーション収集
	粗大ごみ		月1回	ステーション収集

	分別区分	収集回数	収集方式
音威子府村	炭化ごみ･生ごみ	週2回	ステーション収集
	粗大ごみ	年7回	ステーション収集
	資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)、その他(有害ごみ)	隔週1回	ステーション収集
	資源ごみ(紙製の容器包装、紙類、プラスチック製の容器包装)	週1回	ステーション収集
	一般ごみ	週1回	ステーション収集
	スプレー缶類	隔週1回	ステーション収集

表 2.2.66-2　収集体制(令和9年度から)

	分別区分	地区	収集回数	収集方式
名寄市	燃やせるごみ	名寄地区市街地	週２回	戸別収集
		風連地区	週２回	ステーション収集
		その他の地域	週２回	戸別収集
	燃やせないごみ 小型家電 危険ごみ	名寄地区市街地	週１回	戸別収集
		風連地区	週１回	ステーション収集
		その他の地域	週１回	戸別収集
	プラスチック資源	名寄地区市街地	週１回	戸別収集
		風連地区	週１回	ステーション収集
		自衛隊区	週２回	戸別収集
		その他の地域	週１回	戸別収集
	びん・缶・ペットボトル	名寄地区市街地	週１回	戸別収集
		風連地区	週１回又は月２回	ステーション収集
		自衛隊区	週２回	戸別収集
		その他の地域	週１回	戸別収集
	古紙類	名寄地区市街地	月２回	戸別収集
		風連地区	週１回又は月２回	ステーション収集
		自衛隊区	週２回	戸別収集
		その他の地域	週１回	戸別収集
	大型ごみ	全地区	随時	戸別収集

(4)分別区分

ごみの分別区分は、令和8年度までは現行体制を継続する方針とする。

なお、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から炭化ごみと埋立ごみ(一般ごみ)のうち炭化不適物を合わせて可燃ごみ、残りの埋立ごみ(一般ごみ)を不燃ごみとして排出する。

表 2.2.67　分別収集区分(令和8年度まで)

	分別区分	収集区分	内容
名寄市	炭化ごみ	炭化ごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず等
			衛生ごみ、紙くず等(生ごみは除く)
	埋立ごみ	埋立ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)※
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類

		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類
			新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
		小型家電	小型家電
	その他	有害ごみ	水銀使用製品類
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

美深町	分別区分	収集区分	内容
	炭化ごみ	炭化ごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず等
	一般ごみ	一般ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)※
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類、ミックスペーパー
			新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
		小型家電	小型家電
	その他	有害ごみ	蛍光管、電池
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

下川町	分別区分	収集区分	内容
	炭化ごみ	生ごみ	生ごみ類
		炭化ごみ	衛生ごみ、紙くず等
	埋立ごみ	埋立ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)※
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類
			新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
		小型家電	小型家電
		有害危険ごみ	蛍光灯、電池、水銀体温計
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

音威子府村	分別区分	収集区分	内容
	炭化ごみ	生ごみ	生ごみ類
		炭化ごみ	衛生ごみ、紙くず等
	一般ごみ	一般ごみ	不燃ごみ、炭化不適物(可燃系)※
	資源ごみ	プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類
		資源ごみ	缶、びん、ペットボトル
		古紙類	紙製容器包装類、その他紙
			新聞類、雑誌類、段ボール
		小型家電	小型家電
	その他	有害ごみ	蛍光管
			乾電池
	粗大ごみ	粗大ごみ	大型ごみ(事前申し込み制)
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、ライター

※新中間処理施設稼働予定の令和9年度から炭化不適物は炭化ごみ及び生ごみとともに可燃ごみとして分別する。

表 2.2.67-2　分別収集区分(令和9年度から)

	分別区分	収集区分	内容
名寄市	燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ類、衛生ごみ、紙くず、木くず等
	燃やせないごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ
	小型家電	小型家電	小型家電、充電式電池
	プラスチック資源	プラスチック資源	プラスチック容器包装類 プラスチック製品（100%プラスチック素材で50cm未満に限る）
	びん・缶・ペットボトル	びん・缶・ペットボトル	びん、缶、ペットボトル
	古紙類	古紙類	紙製容器包装類 新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック
	危険ごみ	危険ごみ	水銀使用製品類、乾電池、ボタン電池等、スプレー缶、カセットボンベ、ライター
	大型ごみ	大型ごみ	大型ごみ（事前申込制）

3　中間処理計画

中間処理においては、ごみとして排出される前に4Rによるごみの減量及び資源化を推進し、それでもなお排出されるごみに対しては、環境への負荷を極力低減するため、エネルギー回収や資源化可能物の回収を進める。また、日々排出されるごみを安定･適正かつ安全に処理できる体制を確保する。

(1) 基本方針

ごみの中間処理は、令和8年度までは現行の処理施設にて処理を行うが、現在広域処理を行っているごみについては、令和9年度稼働予定の新中間処理施設にて中間処理を行う。

(2) 中間処理の方法

基本的に令和8年度までは現行の処理方式を継続するものとし、広域処理、本市町村処理を行うが、広域処理については、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみを分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは大型ごみとともに破砕選別処理を行う。

また、破砕選別処理により発生する破砕可燃物は新焼却処理施設で焼却処理、破砕不燃物は名寄地区広域最終処分場で最終処分し、焼却処理により発生する残渣は名寄地区広域最終処分場で最終処分する。

(3) 中間処理量

前節に記載のとおり、令和9年度における各ごみ区分の中間処理量は以下のようになる。

表 2.2.68　中間処理における計画処理量(令和9年度)

(単位：t/年)

分別区分	処理施設等	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	合計
可燃ごみ	(新規)焼却処理施設	7,279	785	494	140	8,698
不燃ごみ	(新規)破砕選別処理施設	499	75	33	8	615
資源ごみ	(新規)プラスチック資源中間処理業務受託者処理施設	388	58	53	8	507
	各地域リサイクル施設	843	233	146	47	1,269
その他	各地域リサイクル施設	3	1	0	0	4
大型ごみ	(新規)破砕選別処理施設	33	4	47	5	89
合計		9,045	1,156	773	208	11,182

(4) 中間処理施設の整備計画

現在炭化ごみや生ごみを広域処理している炭化センターに代わり、より経済性･効率性･エネルギー有効利用性の高い処理を行うため、焼却処理施設を令和8年度までに整備する。

また、可燃ごみ、不燃ごみへの分別区分の変更による分別の徹底のための処理施設側での対策を踏まえ、破砕選別施設を同じく令和8年度までに整備する。

施設整備スケジュール(案)を以下に示す。

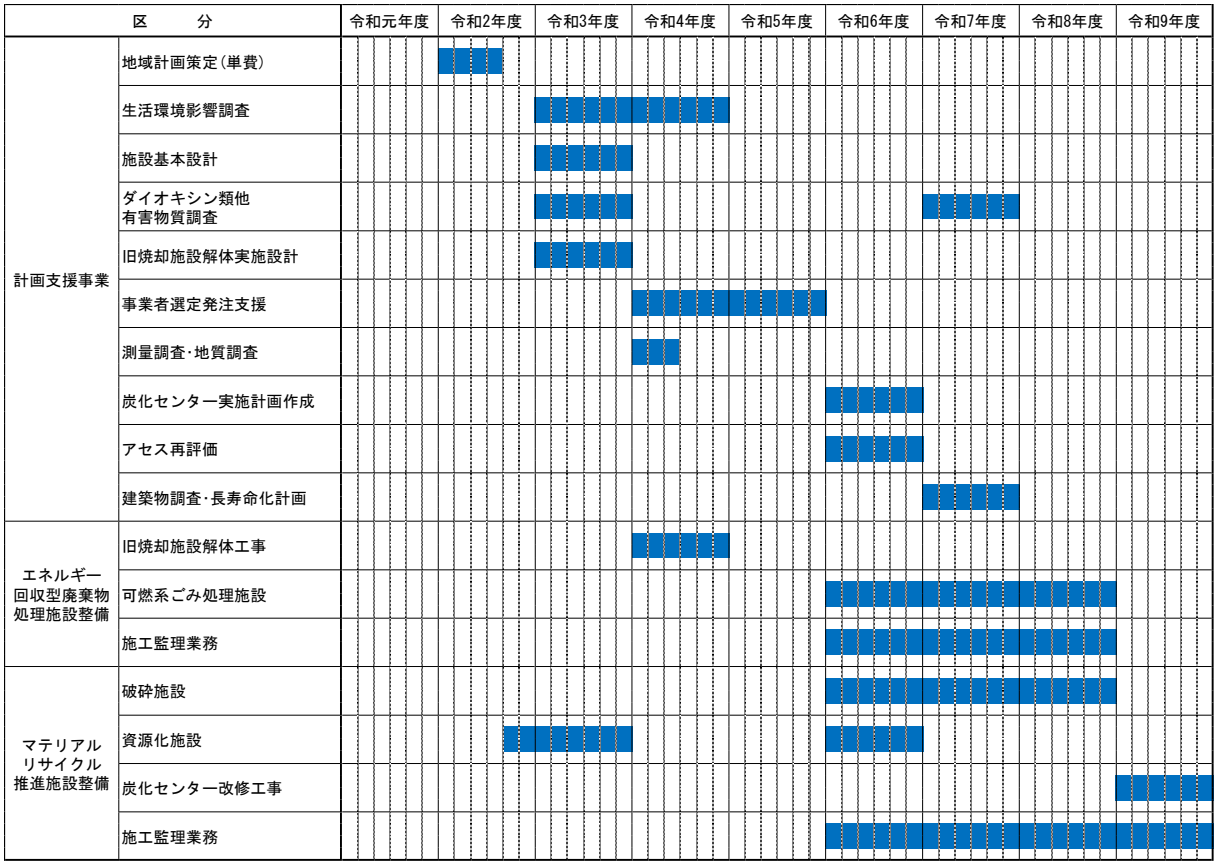

図 2.2.3　中間処理施設の施設整備スケジュール(案)

4　最終処分計画

最終処分は、ごみの減量後、リサイクルが困難なごみに対する最終処理段階であり、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進めるにあたって重要な施設であるため、ごみ減量化･資源化推進により最終処分量を削減し、さらに適正な埋立処分を行う。また、日々排出されるごみを安定･適正かつ安全に処理できる体制を確保する。

(1) 基本方針

ごみの最終処分は、現行体制を継続する。また、令和9年度からの新中間処理施設の稼働後はごみの直接埋立を行わず、各中間処理後の残渣を埋立処分する。

(2) 最終処分の方法

基本的に現行の処理方式を継続するものとし、名寄地区広域最終処分場にて広域処分を行うが、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から可燃ごみなどを焼却処理、不燃ごみ及び大型ごみを破砕選別処理し、それらの残渣と本市町村の資源化施設処理残渣などを最終処分する。

(3) 最終処分量

前節に記載のとおり、令和9年度における各ごみ区分の最終処分量は以下のようになる。

表 2.2.69　名寄地区広域最終処分場の最終処分量計画値(令和9年度)(再掲)

(単位：t/年)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
焼却残渣	770	84	55	15	924
破砕不燃物	106	16	16	3	141
その他資源化施設残渣	70	－	－	－	70
計	946	100	71	18	1,135

※衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。

(4) 最終処分場の整備計画

現在最終処分を行っている名寄地区広域最終処分場の埋立期間は令和15年3月までとしているが、令和9年度からの新中間処理施設稼働により、現在直接埋立している埋立ごみを可燃系ごみと不燃系ごみに分別し、さらに破砕選別処理することで減量化･減容化するため、最終処分場の延命化が期待できる。

5　その他の計画

(1) 非常災害廃棄物対策の基本的事項

地震等の災害時に発生するごみについては、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集･処理を実施する。

なお、災害等により、組合の一般廃棄物処理施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受入･処理の支援を要請する。支援要請先の優先順位は上川総合振興局内、北海道内、北海道外とする。

また、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)などを踏まえ、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理･処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。

(2) 不法投棄、不適正処理対策

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを広報誌やチラシにより周知･啓発をするとともに、担当職員によるパトロールの強化やクリーンアップ大作戦の実施により美化に努め、警告板などの設置を行い不法投棄の防止を図る。

また、土地の所有者･管理者へ防止対策の指導及び要請を行うとともに、住民などによる監視連絡体制の強化等、地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄の未然防止、早期発見に努める。

不適正処理については、悪臭や粉じん、害虫の発生のほか、水質汚染や大気汚染が生じることがあり、ときには重大な環境汚染が生じることもあるため、住民や事業者への適正排出の徹底、廃棄物処理施設の維持管理対策強化、適正な循環的利用の確保など、不適正処理対策に努める。